

EUにおける電子政府の課題に関する調査

平成 21 年 3 月

社団法人 行政情報システム研究所

まえがき

政府では、90年代から本格的に進めていた行政情報化をさらに前進させるため、21世紀に入って、内閣にIT戦略本部を設けて、その一環として、電子政府を強力に推進してきた。その中で、各府省へのCIOの設置、業務システム最適化計画の策定などを実施している。電子申請推進の観点では、2006年から電子申請率の目標を置くなどの各種の施策を展開し、今日に至っている。

ちょうど同じころ、EUでも電子政府の本格的推進を行ってきた。2000年に「e-Europe 2002 Action Plan」、2002年に「e-Europe 2005 Action Plan」、そして2006年に「電子政府行動計画 (EU i2010 eGovernment Action Plan)」を立案し電子政府を推進している。しかし、それが成功裏に進んでいるかという点必ずしもそうではない。そこで、EUの欧州委員会は電子政府の課題を探るため「電子政府の障壁を乗り越える」(Breaking Barriers to eGovernment)と題する研究を、EU各国の枢要な研究者を集めて、思うように進まない電子政府を2005年から3年がかりで探り、課題を解決するべく調査を行ってきた。その研究成果が、2008年1月に発表された。

本調査研究は、その電子政府の障壁についての調査を基に、EUの電子政府政策の課題に関してとりまとめを行ったものである。電子政府政策はその地域(国)固有の課題に大きく影響を受ける。EUでは域内の情報社会政策の一環として、電子政府政策が始まった。そこで第1章ではEUの情報社会政策とその文脈で電子政府政策を概観し、そして第2章にEUの電子政府障壁調査報告書を抄訳してとりまとめた。

本調査と関連し2009年2月に行った2008年度「仮想政府」セミナー「電子政府の障壁－EU委員会報告書をめぐって」と題するセミナー(東京大学公共政策大学院と共催:東京大学政策研究センター後援)の概要報告・関連資料もあわせて第3章に記載した。

最後に、本調査研究が日本の電子政府推進の阻害要因を除く一助になり、より一層効果的な電子政府の構築に貢献することができれば幸いである。

なお、当研究所において本調査研究を実施するにあたり、フューチャーコミュニティ研究所・奥村裕一氏(兼 東京大学大学院特任教授)の協力を得た。

社団法人 行政情報システム研究所

要約

EU では 2010 年までに「世界で最も競争力に満ち溢れたダイナミックな知識主導型経済を確立し、持続可能な経済成長と雇用の改善、更なる社会の一体化を可能にする」ことを目標として 2000 年にリスボン戦略を採択した。リスボン戦略は EU の域内市場統一と活性化に向けて、ICT を活用した情報社会を実現することをその中心的手段とした経済社会政策である。

このリスボン戦略に沿う形で、以後、eEurope、eEurope 2005 と情報社会政策プログラムが遂行され、インターネットへのアクセスインフラの普及や公共サービスのオンライン化において成果が得られたものの、リスボン戦略の本来の目標である世界随一の競争優位性の実現は困難であることが徐々に認識され、2005 年にはリスボン戦略そのものの見直しが行われた。見直し後の戦略でも基本路線は踏襲したが、目標を絞って明確化し、取組の合理化を進めている。見直し後のリスボン戦略の下で推進されている現行の情報社会政策プログラムは i2010 である。

こうした基本的背景の下で比較的成功を収めてきたのが EU における電子政府化の推進である。当初は情報社会政策のごく一部でしかなかった電子政府関連の取組は徐々に重要性を増し、現在では i2010 における重要課題の 1 つとして積極的に各種のプログラムが展開されている。特に i2010 以降では 2006 年に策定された i2010 電子政府行動計画を基点として、域内での電子公共調達や多国間個人認証実験など国境を越えた複数の大規模実証プロジェクトが開始されており、近々その成果に関する中間報告が揃い始めると見られる。

一方で、EU には他国の電子政府には見られない課題がある。EU は多数国家の連合体であり、域内市場の統一のためには国境を越えた EU 加盟各国政府の連携が必要になるといふ事実である。このため、EU における電子政府政策においては、国際調和、相互運用性の強化が極めて重要なキーワードとなっており、その実現に当たっては単に技術的な取組だけでなく、法令の整備や組織文化の変革など、幅広い行動が求められる。

eEurope 2005 の一環として 2005 年から 2007 年に掛けて実施された研究プロジェクト「電子政府への障壁を乗り越えるⁱ」は、EU における電子政府政策の推進において障壁となり得る要因を調査・分析し、ソリューションを提案している。同プロジェクト（以下「Barriers 報告」という）によれば、電子政府政策の推進における障害は組織面と法制面に分類され、更に次のカテゴリに分かれている。

電子政府への障壁の 7 つのカテゴリ	法制面での 8 つの課題領域
リーダーシップの失敗	行政法

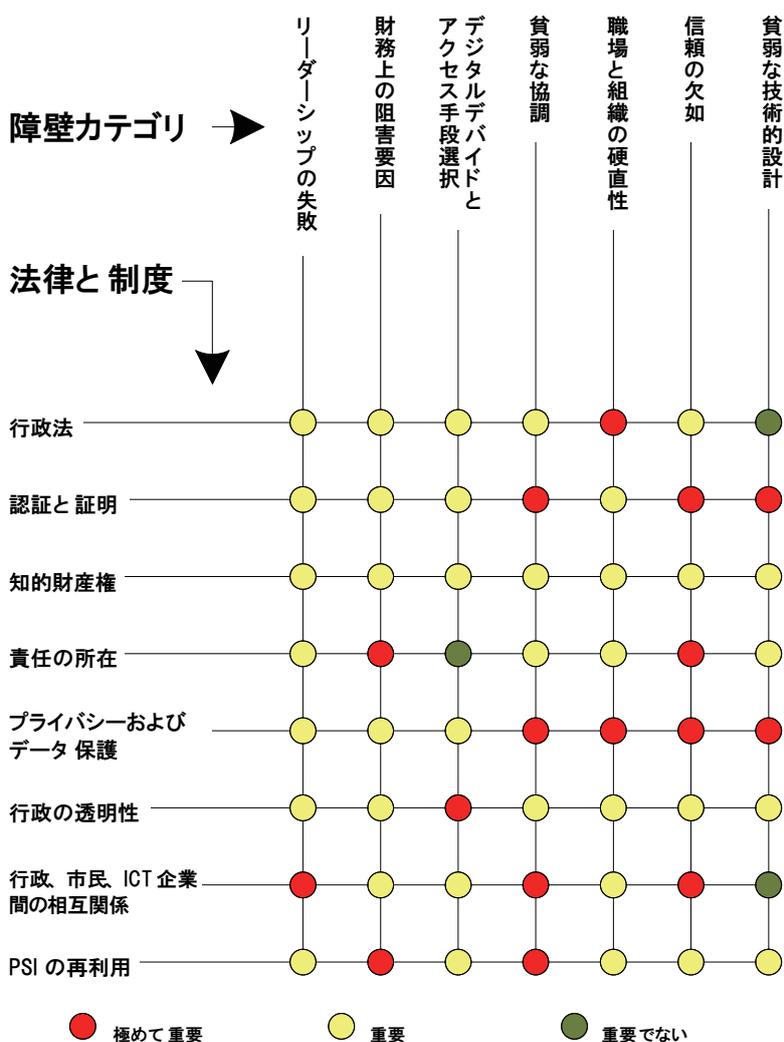
ⁱ Breaking Barriers to the e-Government
<http://www.egovbarriers.org/>

財務上の阻害要因	認証と証明
デジタルデバインドとアクセス手段選択	知的財産権
不十分な協調	賠償責任
職場と組織の硬直性	プライバシーおよびデータ保護
信頼の欠如	行政の透明性
不十分な技術的設計	PSI の再利用
	行政、市民、ICT 企業間の相互関係

これらの課題を解決するに当たっては、リーダーシップによるコミットメントの発揮、組織階層・境界を越えた交流とノウハウの共有・合意形成、EU 法の改正、分析手法の洗練、行政機関の文化変革などがソリューションとなる。

Barriers 報告では、EU ワイドの電子政府推進にあたっての社会的組織的障壁をこれまでの分析と諸経験から抽出するとともに、それらと法制度上の諸課題を組み合わせてマトリクス化したことに特徴がある(右図参照)。

Barriers 報告が抽出した障壁は、日本とかなり似通った課題もあることが判明した。もちろん、彼らの提起した提言が、社会の文脈の異なる日本にそのまま当てはまるものではないが、国民・市民との接点としての電子政府の機能に重点を置いて課題を分析している視点が有益であろう。また、国境を越えてシームレスにつながりという視点は直接には日本に当てはまらないが、組織の壁を越えての調和や相互運用性の強化の考え方は参考になると思われる。



目次

まえがき	i
要約	iii
目次	1
第 1 章 EU と電子政府政策	3
イントロダクション	5
1.1. EU の情報社会政策	6
1. 枠組みプログラム	6
2. リスボン戦略	7
3. eEurope	8
4. eEurope 2002	11
5. eEurope 2005	15
6. リスボン戦略の見直し	19
7. i2010	20
1.2. EU の電子政府政策	26
1. i2010 電子政府行動計画	26
2. 欧州委員会による取組	31
第 2 章 電子政府障壁報告	49
イントロダクション	51
2.1. 成果物構成	52
2.2. 障壁構造の俯瞰	53
2.3. 電子政府への障壁の 7 つのカテゴリ	55
1. リーダーシップの失敗	55
2. 財務上の阻害要因	55
3. デジタルデバイドとアクセス手段選択	56
4. 不十分な協調	57
5. 職場と組織の硬直性	57
6. 信頼の欠如	58
7. 不十分な技術的設計	59
2.4. 法制面での 8 つの課題領域	60
1. 行政法	60
2. 認証と証明	64
3. 知的財産権	69
4. 賠償責任	77
5. プライバシーおよびデータ保護	84

6. 行政の透明性.....	90
7. PSI の再利用.....	95
8. 行政、市民、ICT 企業間の相互関係.....	100
2.5. 組織面への解決アプローチ.....	105
1. リーダーシップの失敗.....	105
2. 財務上の阻害要因.....	105
3. デジタルデバイドとアクセス手段選択.....	106
4. 不十分な協調.....	107
5. 職場と組織の硬直性.....	108
6. 信頼の欠如.....	108
7. 不十分な技術的設計.....	109
2.6. 法制面への解決アプローチ.....	111
1. 行政法.....	111
2. 認証と証明.....	112
3. 知的財産権.....	114
4. 賠償責任.....	116
5. プライバシーおよびデータ保護.....	118
6. 行政の透明性.....	119
7. PSI の再利用.....	120
8. 行政、市民、ICT 企業間の相互関係.....	122
(参考) 英国政府の政府 IT プロフェッショナルスキル.....	125
第3章 2008 年度「仮想政府」セミナー (2009 年 2 月 9 日結果報告).....	127
概要.....	129
I. 基調講演～<ヘレン＝マーゲッツ女史の講演資料>.....	130
II. 問題提起.....	140
III. パネルディスカッション.....	144
(参考) EU 体制の概要.....	175
I. EU と 3 つの柱.....	177
II. EU の意思決定機構と立法手続き.....	178
III. EU 法と司法判断.....	180
IV. EU における行政.....	180
出典・参考一覧.....	183

第1章 EU と電子政府政策

イントロダクション

EU それ自体は単一の国家ではなく、幾つもの EU 加盟国からなる連合体である。このことに端を発して、EU の電子政府政策には次のような特徴がある。

トップダウンではなく協調型の政策推進

EU は連合体であるため、時の政権があつてその属人的性格に従い政策が推進されるという性格は希薄である。また、あるイニシアティブを推進するために強制力ある指示や予算充当がトップダウンになされることも多くはない。ひとまとまりの機構としての EU が推進するイニシアティブは、EU 加盟各国の合意に基づいた協調的なものである。

情報社会政策を枠組みとする

現在の EU の取組は 2000 年にとりまとめられたリスボン戦略に基づいている。リスボン戦略は EU 社会のあるべき将来像とそこに至る道筋をまとめたものであり、「競争力に富みダイナミックな、知識主導型経済への移行」を目標としている。この社会変革の立役者として取り上げられたのが ICT である。こうした背景から、EU は自らの政策を情報社会政策と名付けており、電子政府政策はその一部となっている。

EU の電子政府は EU 加盟各国の電子政府を基盤とする

EU 域内に暮らす市民、法人らとの直接の行政窓口は第一に EU 加盟各国が提供するものである。EU という機構自身が電子政府としての窓口を持つのは、単独の EU 加盟国ごとの取組では不十分であると考えられる場合に原則として限られる。従って、EU における電子政府を市民の側から眺めると、自国の提供するもの、他国の提供するもの、EU が超国家的に提供するもの、という 3 種類に分かれて、それらが複合していることになる。

以上のような性格を背景として、EU における電子政府政策を読み解くにはその独特の成り立ちを把握しておく必要がある。従って、第 1 章では情報社会政策の概要、その一環としての電子政府政策の順でとりまとめた。特に電子政府政策については、本件調査時点での最新の取組状況を反映してある。なお、EU における電子政府政策をより深く理解するには EU 体制の特色について理解する必要があり、それを報告書の最後に参考としてとりまとめたので参照されたい。

1.1. EU の情報社会政策

1. 枠組みプログラム

EU と電子政府政策の間にある距離の変化をかいつままで把握するために、まずは枠組みプログラムについて概観し、その後の情報社会政策の発展経緯をたどる。

研究および技術開発のための枠組みプログラムⁱは EU によって主導される技術研究開発プログラムである。EU の経済社会を支えるためのプログラムであり、他先進国との研究開発投資のギャップを埋める重要な手段となっている。1984 年以来、一期 4 年で第 6 次プログラムまでが実施され、2007 年の第 7 次プログラム以後は一期 7 年となっている。FP1～FP7(Framework Programme1-7)と通称されており、現在は FP7 が推進されている。

枠組みプログラムは欧州委員会が用意した研究開発計画に従い、EU の予算に基づく助成の下で推進される。プロジェクトの担当主体は公募によって決定される。枠組みプログラムにおいては優先テーマが設定されるが、その中に情報社会技術(ISTⁱⁱ)が含まれている。FP6 における IST 予算枠は 36.25 億ユーロ、FP7 では 91.10 億ユーロとなっており、優先テーマの中でそれぞれ最大の予算枠(1/3 弱)を占めている。それ以前の FP4 や FP5 においても情報通信技術(ICT)関連のテーマには最大の予算が配分されており、EU にとって ICT に関する技術開発が極めて重要な課題であったことが読み取れる。但し、枠組みプログラムはあくまでも科学技術の研究開発を目的とした助成プログラムであり、テーマの細目には、半導体技術やソフトウェア開発、ネットワーク・インフラの研究など、純粋に技術的な目的に従うものが多くを占めている^{1 2 3 4}。

枠組みプログラムにおいて電子政府政策との関連が見え始めるのは 1999～2002 年に渡る FP5 以降である。FP5 では第一優先活動グループの中の「利用者に優しい情報社会ⁱⁱⁱ」というテーマが設定され、重要課題として「市民のためのシステムとサービス^{iv}」が掲げられた。この課題には行政活動を支援するための研究も含まれていたが、FP5 における情報社会テーマはヘルスケアや環境分野における ICT の活用に重点を置いたものとなっており、情報社会を志すものではあっても電子政府を狙ったものとはなっていない⁵。

2002～2006 年を期間とする FP6 ではテーマ領域として情報社会技術が取り上げられ、更にその細目である戦略目的の一部として、「産業と行政のネットワーク化^v」、「eInclusion^{vi}」

i Framework Programmes for Research and Technological Development

ii Information Society Technologies

iii User-friendly information society

iv Systems and Services for the Citizen

v Networked businesses and governments

vi ICT システム関連のアクセシビリティを向上させるイニシアティブである。

などが取り入れられた。その他にも、直接に電子政府に関わるものではないが広く寄与するものとして、「広域に及ぶ信頼性とセキュリティの枠組みに向けてⁱ⁾」という課題設定でネットワークと情報セキュリティに関する標準化活動の推進が図られている。

2007~2013 年を期間とする現行の FP7 ではテーマ領域として ICT が設定された。その中の 7 つの課題の 1 つとして「自立した生活、市民参加、行政のための ICTⁱⁱ⁾」が取り入れられ、高齢化と ICT、アクセシビリティ、行政向け情報システム開発に関する技術研究という 3 つの目的から構成されている。FP6 と異なり、取り扱いがテーマ領域に準ずる単項の目的として格上げされていることに注意されたい。

以上のように、枠組みプログラムでは基本的には技術研究開発を対象としており、それ自身は制度改革などを目指したイニシアティブではない。あくまでも主としては経済社会的イニシアティブを具体化する際の手段として活用されているⁱⁱⁱ⁾。同時に、2000 年頃を境にして電子政府政策との関連が深まっていることが伺えるが、この背景には、次に述べるリスボン戦略を転換点とした EU 全体の動きの変化がある。

2. リスボン戦略

リスボン戦略は 2000 年 3 月の欧州理事会によって採択された EU の施政戦略である。欧州議会の議長演説⁶⁾によれば、失業率の高止まり、低経済成長、各種の地域差・不正や雇用・労働環境の格差、という 3 つの重要課題が EU にはのしかかっているとされた。こうした課題を解決するための基盤とされたのが、世界はグローバル化と知識主導型経済への移行により大きく変化しつつある、という状況認識であった⁷⁾。これらの前提の下にリスボン戦略は、2010 年までに「世界で最も競争力に満ち溢れたダイナミックな知識主導型経済を確立し、持続可能な経済成長と雇用の改善、更なる社会の一体化を可能にする」ことを目標として設定した。この目標の具体化方針は次の 3 つの柱からなる。

- 情報社会と研究開発に関するよりよい政策を通じて知識主導型の経済と社会への移行に備える。同時に、競争とイノベーションに向けた構造改革プロセスを加速し、域内市場の統一を完了させることによってもこの動きを支える。
- ヨーロッパの社会モデルを近代化する。人に投資し、社会的な排除と戦う。
- 適切なマクロ経済政策の編成を適用することにより、健全な経済的見通しと好ましい成長を維持する。

ⁱ⁾ Towards a global dependability and security framework

ⁱⁱ⁾ ICT for Independent Living, Inclusion and Governance

ⁱⁱⁱ⁾ 注記すれば、EU における ICT 政策の担い手である情報社会総局の予算の 7 割以上が枠組みプログラムを中心とする研究開発プログラムへの支出によって占められており、その意味で言って、枠組みプログラムは ICT 政策の主役である。しかし、本件調査では電子政府政策に注目するため、情報社会政策に関する議論は背景把握のために必要な範囲に留めている。

また具体目標として、完全雇用の実現、男女の雇用機会均等化、年率平均 3%程度の経済成長の実現を掲げた。更に、これらの戦略の実現は次の方法によるものとした。

- 既存のプロセスの改善
- あらゆる階層における協調のための、新しい開かれた手法ⁱの導入
- 欧州理事会の主導による、より強力な指導と連携の旗振り
- 進捗の効果的なモニタリング

こうした枠組みの中で取り上げられたのが、「あらゆる人々のための情報社会」というスローガンである。即ち、戦略目標に言うところの「知識主導型」の経済社会とはいわゆる ICT を活用した社会であるとし、欧州における ICT の活用を促進し、そのことを通じた経済社会の変革を狙ったものである。欧州理事会は、当時のアメリカでは新技術によって雇用創出と経済成長が実現され、生産性も向上したとの認識を示しており⁸、端的には、インターネットの爆発的普及と IT バブルを経てニューエコノミーを謳歌していたアメリカへの追随姿勢を打ち出したと言える。

3. eEurope

リスボン戦略を受けて同時に編成されたのが、情報社会実現のためのプログラムであるところの **eEurope** である。リスボン戦略に言う情報社会とは何なのか、具体的にどのような条件が実現されればそれが達成されたと言えるのか、**eEurope** ではその具体化目標をまとめている。

リスボン戦略と同じ日付で発行された指針書「**eEurope**～あらゆる人々のための情報社会～⁹」では、次に示す 3 大目標が掲げられた。

- 全ての市民、家庭、学校、あらゆる産業および行政をデジタル時代とオンライン環境に導くこと。
- 新しいアイデアへの投資と創成に適した起業家精神にあふれる文化を支えることにより、デジタル技術の可能性を活用できるヨーロッパを作り出すこと。
- あらゆるプロセスをあらゆる人々に行き渡る包括的な取組とし、消費者からの信頼を築き、社会的一体性を強化すること。

インターネットの普及促進、ICT 産業およびその他の産業における ICT 利用の活性化、その適用範囲における包括性の確保、という形にこれらを読み解くことができる。同指針

ⁱ ここにはソフト・ローの利用が含意されている。

書には、次の 10 大課題が設定された。

1. ヨーロッパの若年層をデジタル時代に導く
全ての教育機関へのインターネットおよびマルチメディアの導入、教師に対するリテラシー教育など、学校教育における ICT への適合。
2. より安価なインターネットアクセス
規制緩和による既存通信事業者の占有回線の開放、国境を越えた回線リース契約の関税低減、通信事業の免許要件緩和、無線システムのための周波数確保など、通信インフラおよび通信サービスに関する制度改正。
3. E コマースの加速
E コマースに関連する EU 指令の施行、EU における公共調達のための法的枠組み・手続き・契約の整備、中小零細事業者における ICT 導入の支援キャンペーンの実施など、E コマース市場の拡大を促す制度改正および政策の実施。
4. 研究者と学生のための高速インターネット
EU 加盟各国の大学におけるマルチメディアに対応したネットワーク環境の整備、インターネット環境の整備など、大学における ICT インフラの強化。
5. セキュアな電子的アクセスのためのスマートカード
スマートカード基盤のための共通仕様の整備に向けた施策の実施。主に合意形成のためのサミット、会合、協定締結の実施など。eEurope ではスマートカードによる認証を幅広い ICT 活用のための重要基盤と捉えている。
6. ハイテク SMEⁱ 10のためのリスク資本
既存の取組ⁱⁱの再編成による立ち上げ段階の事業投資への刺激策の検討、既存の各種拠出の再編成による資金供給に向けた議論の実施、リスク資本マーケットを域内で一体化するに当たって障害となる要素の撤廃など。以上を通じて、最終的には立ち上げ段階にある事業への投資を 3 倍に増大させるものとした。但し、その主な担い手は民間セクタであるとしている。

ⁱ Micro, small and medium-sized enterprises. 直訳すれば中小零細事業者という表現になるが、当該の事業者の法的人格を問わず、経済活動を行っている小規模組織であればこれに該当する。イノベーションの担い手として重視されている。より詳細な定義については本稿末尾の出展一覧に含まれる”The new SME definition - User guide and model declaration”を参照。

ⁱⁱ ここにいう取組には枠組みプログラムなどの研究開発プログラムやその他の助成制度が含まれる。

7. 障害者のための eParticipation

アクセシビリティ標準の整備、公共調達におけるアクセシビリティ要件についての EU から加盟各国への勧告、公共の Web サイトのアクセシビリティ対応など、障害者の社会参加(participation)ⁱを支える取組の実施。

8. ヘルスケアのオンライン化

ヘルスケア分野におけるベストプラクティスの調査、計画合意済みの各種オンライン医療ライブラリや専門センターの実体化、ヨーロッパ市民に対するヘルスケア用途のスマートカード配布など、ヘルスケアにおける ICT 活用の促進。

9. インテリジェントな運輸

EU 内のあらゆる場所から共通の緊急通報番号 112 への接続を可能にするⁱⁱ、主要なヨーロッパ内交通網をカバーする交通・事故・渋滞情報システムの実現、主要な航空路線の混雑緩和に向けた上空・地上・宇宙に及ぶインフラの整備など、運輸・交通システムにおける ICT の活用を通じた各種の改善。

10. 政府のオンライン化

法令や行政などの公共情報に対する容易なアクセスの実現、政策上の意思決定におけるインターネットを用いた市民参加、市民との双方向の情報交換の実現など、市民と行政をつなぐものとしての ICT の活用。

概観すれば、ICT が活用されている経済社会においては経済活動が効率化され、その基盤となる教育と研究・開発も改善できるとの目論見があると言える。また、個々の課題自体にはそれ以前から取り組まれてきたものとの重複も多いが、問題はその具体化の速度であり、ICT の影響の急拡大に後れを取らないためには、EU における各個の取組全体の再編成が必要であると指針書では指摘している。

eEurope においてとりわけ重視されているのは、インターネットへのアクセスインフラ整備である。ICT を活用した社会においてはインターネットが幅広く利用されることになるが、ヨーロッパにおける当時のインターネットアクセス環境は高コストで低速であるとされ、市民の間にリテラシー不足もあれば積極的なサービス開発を促す社会的文化にも問題があるとされていた。このような問題意識を重ね合わせた eEurope の狙いは、指針書に

ⁱ 後に participation は政治的意思決定プロセスへの参加(=民主主義プロセスへの参加)に重点が置かれ、アクセシビリティについては包括性の確保(eInclusion)の側に引き寄せされるようになったことを注記しておく。

ⁱⁱ この番号は eEurope 以前から規定されているが、実際には各国で銘々に定めた緊急通報番号が主だっで普及しており、2009年1月時点での Gallup 社による委託調査「The European Emergency Number 112」でもこの番号が緊急通報番号であることを4人中1人しか知らなかったことが示されている。

もあるように「あらゆる市民、あらゆる学校、あらゆる企業を可能な限り速やかにオンラインに導く」ことであった。

4. eEurope 2002

eEurope によって設定された課題を実現するために、2000年6月14日付けでとりまとめられたのが eEurope 2002 行動計画¹¹(以後、eEurope 2002 と呼称する)である。eEurope 2002 ではリスボン戦略の本文を引きつつ、eEurope によって設定された課題を更に整理、具体化している。まず、目標の実現手段として掲げられた3つの基本的手段を下記に示す。

1. 適切な法的環境の整備を加速すること

行動計画が示された時点で既に着手済みであった各種の法改正イニシアティブの具体化期限を明確にすることでその実現を早める。

2. 欧州圏に広がる新しいインフラとサービスを支援すること

公共投資を含意している。しかし、主要な役割を果たすのは何よりもまず民間投資であり、その次に EU 加盟各国の取組があり、EU による行動は最後に来るものとしている。また、財政規律に関して注意を払わなければならないとも指摘している。

3. 協調とベンチマークの開かれた手法を適用すること

全ての EU 加盟各国における進捗状況をベンチマークによって把握し、効果測定を行う。ベンチマークの結果は毎春の欧州理事会において判断材料にするものとした。

これらの基本的手段を用いて、2002年一杯までで目標を一通り実現することが eEurope 2002 では掲げられた。個別に具体化された行動の概要は次の通りである。

1. より安く、より早く、より安全なインターネット

I. より安くより高速なインターネットアクセス

- インターネットアクセスに関連する関税の大幅削減
- 通信サービスの規制緩和に関する EU 指令の導入
- 地域内ネットワークにおける競争の促進
- 周波数管理法制の協調の改善
- マルチメディア無線システム向け周波数の協調的確保
- 特に低開発地域を対象とした公共投資による情報インフラ開発
- IPv6 の全面的導入

- 回線リース契約の価格低減に向けた制度的措置
- II. 研究者と学生のための高速インターネット
 - 情報社会技術プログラム研究のための高速光ネットワークの整備
 - 各国の研究ネットワークの強化(公的資金を用いる)
 - 大学での高速インターネットとイントラネット整備(公的資金を用いる)
 - 世界規模のグリッド技術の研究開発
- III. セキュアなネットワークとスマートカード
 - オンライン取引のセキュリティ改善
 1. IPSec および IPv6 製品の普及促進
 2. 民間主導のセキュリティ認証機構の協調
 3. プライバシー拡張技術(PET¹²)の支援
 4. 情報インフラの信頼性向上に向けた官民協調の推進
 - オープンソースソフトウェアに基づくセキュリティ基盤の開発と導入促進
 - サイバー犯罪への対処に関する EU による協調アプローチの策定
 - スマートカードの相互運用性とセキュリティに関する中核的共通仕様の利用可能化
 - セキュアなカード端末の UI 改善(特に多言語やアクセシビリティ対応)
 - 費用効果に優れたスマートカードの利用可能化

2. 人とスキルへの投資

- I. ヨーロッパの若年層をデジタル時代に導く
 - 全ての学校・教師・生徒へのインターネットアクセスおよびマルチメディア資源の提供
 - 学校と研究ネットワークの接続
 - インターネット上で利用できるサポートサービスと教材の充実
 - 教育における ICT 導入に向けた教師向けトレーニングの提供
 - ICT リテラシー教育を取り入れたカリキュラムの採用
 - 生徒による卒業時点での IT リテラシーの獲得
- II. 知識主導型経済における労働
 - 労働者に対する長期教育を通じたデジタルリテラシー獲得機会の提供
 - IT トレーニングの場とコースの大幅拡充と男女均等化
 - 基本 IT スキルに関する欧州認定制度の創設
 - 遠隔勤務やパートタイムなど職場の柔軟化の支援
 - 学習・トレーニングセンターのネットワークの促進
 - インターネットアクセスが可能な公共の場の設営
- III. 知識主導型経済への全員参加

- 情報格差の発生抑止施策を EU レベルで協調させるためのベンチマーク測定とベストプラクティス共有
- アクセシビリティ標準の発行
- アクセシビリティ原則の遵守に関する標準および法規の見直し
- 公共の Web サイトにおける WAIⁱガイドラインの採用
- アクセシビリティに関する各国の専門センターのネットワーク化

3. インターネット利用の刺激

I. E コマースの加速

- 特に重要な EU 法の採用
 1. 著作権
 2. 金融サービスの遠隔市場
 3. 電子通貨
 4. 司法領域
- 消費者団体、産業界、EU 加盟国とのパートナーシップを通じた E コマースに対する消費者の信頼の醸成(特に紛争解決の枠組み整備によって)
- E コマースの柔軟性向上の刺激(自主規制・協調規制を活用)
- SME による国境を越えた E コマースサービスの法的信頼性向上
- ベストプラクティスや知識交換のネットワーク活動を通じての SME デジタル化の奨励
- トップレベルドメイン「.eu」の実現
- 公共調達・電子調達に関する 2 つの EU 指令の採用
- 公共調達のための電子市場創設
- 機会均等化のための付加価値税に関する指令の採用

II. オンライン政府：公共サービスへの電子的アクセス

- 法令・行政・文化・環境・交通に関する重要な公共データのオンライン化
- 主要な公共サービスの一般的オンライン化
- オンライン行政手続きの簡素化(例：法人登記の迅速化)
- 公共管轄下にある情報(PSIⁱⁱ)の取り扱いに関する協調アプローチの策定
- 公共セクタでのオープンソースソフトウェアの利用促進と欧州圏での情報交換
- 欧州委員会に対する基本的な全行政手続きのオンライン化
- 公共セクタにおける電子署名の利用促進

III. ヘルスケアのオンライン化

ⁱ WAI, Web Accessibility Initiative : WAI は Web の標準を取りまとめている W3C(World Wide Web Consortium)の一部をなすアクセシビリティ向上を目的とした団体である。

ⁱⁱ Public Sector Information

- ヘルスケア事業者による遠隔通信インフラの保有
 - 電子的保健サービスのベストプラクティス調査
 - 保健関連 Web サイトの品質基準の策定
 - 保健関連の技術・データをアセスメントするネットワークの確立
- IV. グローバルネットワークに向けたヨーロッパのデジタルコンテンツ
- ヨーロッパの有するデジタルコンテンツの利用と開発を促進するプログラムの立ち上げ(公共管轄下の情報やデジタルコレクションの活用)
 - 各種のデジタル化プログラムの協調メカニズムの策定
- V. インテリジェントな運輸システム
- 緊急サービス(緊急通報番号 112 を含む)に対する位置情報の提供
 - 欧州圏における航空交通の統合
 - 旅行者情報サービスへの民間参入に関する EU 勧告の導入
 - 道路輸送に関するインテリジェント輸送システムの展開計画整備
 - 高速鉄道における無線通信仕様の標準化
 - 船舶運輸の報告・情報システムに関する EU 指令の採用
 - Galileo(EU 版 GPS)インフラの更なる開発

それぞれの行動には期限と行動の責任主体も設定されているが本稿では割愛した。大部分は、EU 加盟国と欧州委員会の協働の取組、または、EU 加盟国自身の取組として手掛けるものとされている。必ずしも常に EU が取組の主体となるわけではないところに EU ならではの特徴があると言える。

リスボン戦略の掲げた目標を達成するためには決して期限に遅れるようなことがあってはならないと、eEurope 2002 では強い調子で期限遵守の重要性を主張している。しかし、他方でより長期にわたって継続すべき取組も当然に存在するものとし、2002 年以降の展開に対する配慮も必要であるとした。また、既存のプログラムの見直しとも歩調を合わせることで、例えば FP6 に対して eEurope の課題を反映させることにも触れている。

eEurope 2002 はひとまずの成功を収めたとされているが、成果は満足の行くものとは言えなかった。多くの領域で確かに改善は見られ、インターネットへのアクセスインフラの普及は進み利用者数ではアメリカにほぼ追いついたが、他方で雇用やサービスにおいて期待されるほどの経済効果は得られず、多くの問題が残存した。更に、EU 加盟各国間に格差が生じた面もあれば、セキュリティ上の懸念が重要性を増した面もあり、あるいは、電子政府サービスの開発には行政の変革が求められその不十分さが障壁となっているなど、課題が山積した。こうした事実を踏まえ、欧州委員会によってまとめられ欧州理事会に提出されたベンチマーク報告書では、2002 年以降も eEurope を継続すべきであるとした¹³。

5. eEurope 2005

2002年3月の欧州理事会における決定を受け、eEurope 2002の後続として2002年5月28日にとりまとめられたのがeEurope 2005行動計画¹⁴である(以後、eEurope 2005と呼称する)。eEurope 2005では、潜在的な成長余力と生活の質の向上余地が依然として未開拓であるとし、その打開のために1)これらの可能性への刺激となる**官民のサービス、アプリケーション、コンテンツを拡充し**、2)またそれらの利用基盤となる**ブロードバンドインフラ整備およびセキュリティ施策**に取り組むことで、この両者の相乗効果によって問題を乗り越えるものとした。その実現手段として掲げられた4つの基本的手段を下記に示す。

1. 政策措置

法制が新規サービスの阻害要因とならないようにすること、競争と相互運用性を強化すること、様々なネットワークへのアクセスを改善すること、政治的リーダーシップを発揮することを狙い、EU加盟各国およびEUレベルでの法制見直しと改正に取り組む。

2. グッドプラクティスの選定・分析・普及

経験、グッドプラクティスの交換を円滑化すること、プロジェクトを実践してみせること、そして失敗の教訓を共有することを狙う。

3. ベンチマーク測定

目的達成を支援する様々な政策の進捗と目的の達成状況についてベンチマーク測定を行いモニタリングする。

4. 既存のe政策の全体的な協調

個別の行動の間にシナジーをもたらすために、官民あるいはEUおよびEU加盟各国の関係者を招集したステアリンググループ(steering group)を用い、政策立案に役立てる。

eEurope 2005の背景となっている論理の1つは、情報社会の主役は民間の活動であり、EUは公共の取組によって付加価値を生み出せる領域に対して注力すべきであるという考えである。この付加価値領域に該当するものとして取り上げられた主な目標は次の通りである。

- 行政、学校、ヘルスケアの現場をブロードバンドに接続する。
- インタラクティブな公共サービスをあらゆる人々に提供し、かつ、様々なブレッ

トフォーム上で利用可能にする。

- オンライン保健サービスを提供する。
- ブロードバンドネットワーク普及への障害を取り除く。
- E ビジネスに影響を与える法制を見直す。
- サイバーセキュリティタスクフォースを創設する。

eEurope/eEurope 2002 ではインターネットへのアクセスインフラ普及に重点が置かれたのに対して、eEurope 2005 では標榜した通りに、ブロードバンドへのアクセスインフラ普及とアプリケーション整備の両方に力点を置いていることが読み取れる。こうした枠組みの下で、個別に具体化された行動の概要は次の通りである。

1. 政策措置

1.1 近代的なオンライン行政サービス

i) 電子政府(e-government)

- EU 加盟各国における全行政機関のブロードバンド接続
- 汎ヨーロッパ圏電子政府サービスのための相互運用性フレームワーク整備
- 基本的な行政サービスのインタラクティブ化
- 公共調達 of 積極的電子化
- 公共のインターネットアクセスポイントの設営
- 文化振興と観光における ICT サービスの提供

ii) e ラーニング

- EU 加盟各国における全ての学校と大学のブロードバンド接続
- EU による e ラーニングプログラムの立ち上げ
- 全大学における遠隔教育の支援
- 大学・研究向けのグリッド活用型欧州圏コンピュータネットワーク整備
- 成人向け ICT リテラシー教育の提供

iii) e ヘルス

- 保健カードの電子化に向けた提案取りまとめ
- 各種機関や家庭を拠点に含む保健情報ネットワークの整備
- オンライン保健サービスの提供

1.2 ダイナミックな E ビジネス環境

- E ビジネスの利用障壁となっている法制の見直し
- E ビジネス領域における SME 支援体制の整備
- e スキルに対する需要調査の実施
- 取引・セキュリティ・署名・調達・決済に関する相互運用可能な E ビジネスソリューションの開発

- 消費者からの信頼獲得に向けた、欧州圏にまたがるオンライン係争処理システム整備の検討
- 民間における「.eu」ドメイン利用可否の検討

1.3 セキュアな情報インフラ

- サイバーセキュリティタスクフォースの創設と稼働
- 社会的な注意喚起によるセキュリティ文化の醸成
- 公共サービス間でのセキュア通信に関する検討

1.4 ブロードバンド

- 無線周波数管理における新制度の導入
- 市場性の薄い地域におけるブロードバンドアクセスへの取組
- 法改正などによるブロードバンド普及への障壁低減
- テレビや携帯電話などマルチプラットフォームへのコンテンツ展開に向けた規制緩和のための調査・分析
- デジタルテレビ放送への切り替え

2. グッドプラクティスの開発・分析・普及

- グッドプラクティスの調査と選定
- 選定されたグッドプラクティスの洗練とガイドライン化
- 整備済みグッドプラクティスの普及

3. ベンチマーク測定

- 一連のベンチマーク指標および手法の策定と採用
- eEurope 2002 行動計画に対する評価報告書ⁱの発行
- ベンチマーク測定の実施

4. 既存の e 政策の全体的な協調

- 官民あるいは EU および EU 加盟各国の関係者を招集した eEurope ステアリンググループの招集
- eEurope ステアリンググループによる eEurope 2005 の進捗モニタリング
- eEurope ステアリンググループによる年 2 回の会合と戦略議論

以上に加えて、全ての取組に共通する目標として、あらゆる市民による参加を育むための eInclusion への配慮を行うものとしている。eInclusion は、障害者や高齢者による参加、

ⁱ ここにいう評価報告書は前掲の“eEurope Benchmarking Report”を指している。即ち、eEurope 2005 の内容は eEurope 2002 およびその分析報告が完了した後から策定され始めたわけではなく、活動期間は現実にはある程度重なり合っている。このような執行・計画・評価における期間の重なり合いは EU の情報社会政策全般に認められる。即ち、評価と次期計画の間の因果関係に曖昧な部分がある。

様々な民族、性別、言語の差違を乗り越えることを目的とした取組である。

eEurope 2002 の内容と比較すると重複する内容も見られるが、成果を踏まえて前進した項目や、発展的継続につながった項目のあることが分かる。全体に、ICT インフラを活用した具体的便益につながる事項が重視されていることが窺われる。また、eEurope 推進の障壁となる、法制上の阻害要因を取り除くことに対する言及が表立っていることにも注意されたい。eEurope 2002 の時点でも同様の取組は意識されているが、eEurope 2005 では言及される側面が増えている。このことは eEurope 2002 のベンチマーク報告書における、阻害要因の存在によって eEurope 2002 の効果が期待に及ばなかった、との指摘と一致している。

eEurope 2005 の推進に必要な予算は既存のプログラムを再編成することによって充当するものとされた。対象となったプログラムは、欧州圏にまたがる公共オンラインサービスに対する助成制度である eTEN(2006 年末終了)、行政情報システム間での相互運用性に関する監督・補佐業務を行う IDAⁱ(現在は IDABCⁱⁱ)、FP6 などである。また、グッドプラクティス関連の取組、より高度なベンチマーク測定、セキュアな情報インフラ、戦略議論のための調査・研究・開発プログラムとしては、2002 年より提案されていた MODINIS プログラムが 2003 年 11 月 17 日に立ち上げられ¹⁵、その方面の予算化手段となった。MODINIS プログラムは他のプログラムと異なり、eEurope 2005 のためだけに立ち上げられたものである。最終的な MODINIS の予算総額は 2003 年年初から 2006 年末に掛けての 4 年間で約 300 億ユーロとなった。

eEurope 2002 から得られた教訓の 1 つとして、中間見直しの実施と計画の見直しの機会を設けることのメリットが eEurope 2005 では指摘されている。これに合わせ、2004 年 2 月 18 日付けで、欧州理事会向けの中間見直し報告書¹⁶が提出された。中間見直しでは eEurope 2005 の意義を認めつつも、取組の在り方について幾つかの問題点を指摘している。大きく 2 系統に分けて結論を要約すれば、1)相互運用性や欧州圏にまたがる取組の重要性が増す中で**関係者間の協調不足**が課題となっていること、2)取組が社会のニーズを満たす有益なものとなっていることを確認するためには**モニタリングやベンチマークの在り方を拡張・強化する必要**のあることが取り上げられた。

eEurope 2005 の成果は eEurope 2002 と同様に、確かに効果は見られたが再び課題の残るものとなった。2005 年 12 月 22 日付けの最終ベンチマーク報告書¹⁷では、ブロードバンド普及、および電子政府に代表されるような公共サービスのオンライン化やインタラクテ

ⁱ Interchange of Data between Administrations

ⁱⁱ Interoperable Delivery of European eGovernment Services to public Administrations, Businesses and Citizens

イブ化は大きく進んだものの、民間セクタにおける ICT 活用状況には依然として未開拓領域が多いことが指摘された。また、大企業と SME の間、EU 加盟国の間などに格差が残り、とりわけ、ICT リテラシーにおける弱者への対応が大きな課題となった。

加えて、プログラムの推進体制に関しても課題が残った。eEurope 2005 の推進に当たっては eEurope アドバイザリーグループが設置され、プログラム推進の舵取りを行うものとされた。アドバイザリーグループは各国から招いた 1 から 2 名の代表で構成される第 1 セクションと、その他の専門家や利害関係者約 40 名からなる第 2 セクションに分かれており、相互の意見交換、協議によって取組を進めるものとされていた。しかし、後の eEurope 2005 の最終評価報告¹⁸において明らかになったことだが、実際にはこれらのグループ間での対話に乏しく、大抵は欧州委員会からの一方的なプレゼンテーションを受けることが多く、また、グループへの参加者の持つ所属国家・組織での権限が低いために議論の結果を実効性のある行動に結び付けることができなかったとの印象が当事者の間に強く残った。ボトムアップに情報を吸い上げ課題解決につなぐ仕組みであったはずのアドバイザリーグループが、トップダウンの推進体制の中で十分には機能しなかったのである。

6. リスボン戦略の見直し

このように eEurope は主にインフラ整備と公共サービスのオンライン化において一定の成果をもたらしたものの、そもそもの出発点であるリスボン戦略が掲げた世界随一の競争優位の実現という目標に対しては、満足のゆく水準に及ばなかった。こうした中で、リスボン戦略そのもの中間見直しが行われ、2004 年 11 月には通称 Wim Kok 報告書¹⁹が提出された。同報告書では、リスボン戦略はトップダウンの総花的で負担の大きい目標設定、協調の不足、優先順位の曖昧さを問題として抱えており、路線修正を経なければ、2010 年までに達成すべきとした目標の多くが損なわれると指摘した。とりわけ問題となったのは雇用率ⁱである。EU の雇用率は、アメリカや日本、アジア諸国に比べても低い水準にとどまっているⁱⁱ。2005 年 3 月に開催された欧州理事会はこの指摘を受け入れ、次の 3 つのテーマに沿ってリスボン戦略を再編成することを決定した²⁰。

- 知識とイノベーション—持続的成長の原動力
- 投資と労働に適した魅力ある空間
- 社会の一体化に向けた経済成長と雇用創出

これらのテーマを具体的に表したものが 2005 年 2 月 2 日付けのリスボン行動計画^{21 22}で

ⁱ 就労可能人口に対する就労人口の比率。OECD による定義では 15~64 歳の男女が対象となる。

ⁱⁱ 例えば OECD による統計を 2000~2007 年の範囲で見ても、EU 主要 15 カ国平均で 63.5%~67.0%、アメリカでは 71.2%~74.1%、日本が 68.2%~70.7%と、明白な隔たりがある。EU の雇用率は OECD 標準をほぼ下回る。

あり、EU 自身の取組を記したものが 2005 年 7 月 20 日付けの共同体リスボンプログラム²³である。情報社会政策に対する影響については、ICT 関連の研究開発の強化、イノベーションの円滑化、あらゆる人々に行き渡る情報社会の実現、そして eEurope 2005 の後続計画となる i2010 の遂行が謳われている。

なお、リスボン行動計画において、EU と EU 加盟国の間で責任分掌を明確化することが特に明記されている。同計画では様々な重複の存在や官僚主義的な報告手続き、政治的コミットメントの不足のあることが付記されており、Wim Kok 報告にも重なる問題意識が窺える。リスボン行動計画に加えて共同体リスボンプログラムを別途まとめたのも、この課題への対応の一環であることが窺われる。

7. i2010

eEurope 2005 の後続となった、本件調査時点での現行の情報社会政策が i2010 である。i2010 は 2005 年 1 月 6 日付けの「i2010—成長と雇用に向けたヨーロッパ情報社会²⁴」にまとめられている。eEurope と異なり、枠組みの設定から欧州委員会が主導したボトムアップのイニシアティブとなっている点に 1 つの特徴がある。i2010 の冒頭では、ヨーロッパにおける GDP 成長の 25%、生産性成長の 40%が ICT によるものとし、競争力の鍵は情報社会とメディア産業にあるとした。中でも、ネットワークインフラの普及と、映画や音楽など様々なコンテンツのデジタル化が相俟って、いよいよデジタルメディアへの収斂に向けた臨界点に達しつつあると指摘し、AV メディアに関する政策を重点課題として取り上げている。こうした状況認識とリスボン戦略の見直しを統合して、i2010 では政策における次の 3 本柱を打ち出した。なお、各テーマには個別の方針を併記した。

1. 欧州単一情報空間

域内市場とメディア産業のオープン化と競争力醸成を目的として、セキュアで高速な通信、リッチで多彩なコンテンツ、デジタルサービスを育む環境を作り出す。

- 電子的通信に関する規制の枠組みを見直す(周波数管理の効果的な仕組みの検討を含む)。
- 情報社会とメディアサービスに向けた一貫性のある域内市場の枠組みを次の手段により作り出す。
- 域内放送自由化に関する EU 指令の改訂を手始めとして、AV サービスに関する法制度を近代化する。
- 情報社会およびメディア産業に影響を及ぼす EU 法の体系を調整する。
- 既存のあるいは改訂された EU 法の速やかかつ効果的な具体化を推進する。
- EU 主導で進められているコンテンツ開発プログラムの支援と活用を継続す

る。

- 主に自己防衛を注意喚起することを通じて、欧州情報社会のセキュア化に向けた戦略を策定・実践する。
- 相互運用性に関する明確に狙いを定めた取組を推進する(特に DRMⁱ)。

2. ICT 研究におけるイノベーションと投資

ICT 研究におけるイノベーションと投資を大幅に加速するために、支援における他先進国とのギャップを狭め、世界水準の研究とイノベーションを奨励する。

- 2010 年までに ICT 研究に対する支援を 80%増大させる。
- FP7 において鍵となる技術的柱に優先順位設定を行う。知識処理技術、コンテンツ、クリエイティビティ、先進的なオープン通信ネットワーク、セキュアで信頼性の高いソフトウェア、組み込みシステム、ナノエレクトロニクスなど。
- 主要なボトルネック課題の克服に向けた研究・配備イニシアティブを立ち上げる。相互運用性、セキュリティ、信頼性、個人認証と権利管理など。これらは技術面と人的組織面と双方からのソリューションを必要とする。
- ICT 分野での研究とイノベーションに対する民間投資の補完的奨励策を講じる。
- 「あらゆる人々のための情報社会」という目的に沿った具体案をとりまとめる。
- SME に焦点を当てつつ、E コマースにおける ICT 利用への障壁となっている技術的、組織的、法的障害を取り除く。
- 企業内イノベーションと新しいスキル需要への適合を洗練させる支援ツールを整備する。

3. あらゆる市民に向けたよりよい公共サービスと生活の質

分け隔てなく誰もが参加できる包括的な情報社会を築くことによって、社会的、経済的、地域的一体化を大きく進める。意図するのは経済成長と雇用である。このような包括的な情報社会の実現に向けて、高品質な公共サービスの提供と生活の質の改善に取り組む。

- より多くの人々によって容易に扱える ICT システムを実現するために e アクセシビリティとブロードバンド化促進に関する政策指針を発行する。
- ICT 領域における包括的な市民参加に関する EU イニシアティブを提案する。

ⁱ Digital Rights Management

- 電子政府行動計画を採用する。公共サービスにおける ICT 利用の奨励を目的とした戦略的ガイドラインである。また、公共サービスのオンライン化にまつわる課題を実証的に解決して見せるため、複数の実証プロジェクトを立ち上げる。
- 生活の質を向上させる代表的な 3 つの ICT イニシアティブを立ち上げる：高齢化社会におけるケア、より安全でクリーンな運輸、文化的多様性を反映したデジタルライブラリ。

上記の個別方針にも滲んでいるが、これらの柱を支える実現手段は、1)EU の既存プログラムによる助成を利用した **ICT 関連の研究開発推進**と、2)**電子的通信、情報社会、メディアサービスに関連する規制の枠組みの改革**である。また、今取り上げた 2 つの実現手段は EU により講じられる措置である。リスボン行動計画では EU と EU 加盟国間での責任分掌の明確化が求められており、一般に EU 加盟国では次を担うものとされている。

- 情報社会に関する取組の優先順位を定義する。
- リスボン行動計画に従い各国の責任で定めた「国家改革プログラムⁱ」の進捗状況について年次報告を行う。
- 欧州委員会およびその他の利害関係者と一致協力して i2010 の課題に当たる。

即ち、各国の自発的な判断に基づき、EU 法に従う国内取組の具体化や欧州委員会からの要請に協力することが含意されていると言えよう。i2010 ではこうした加盟各国と欧州委員会の対話の場として、i2010 ハイレベルグループが設置されている²⁵。i2010 ハイレベルグループは欧州委員会と EU 加盟各国の実務レベルの代表者から構成されており、eEurope 2005 の推進体制において問題となった、参加者の権限不足という問題の解消を狙ったものとなっている。ハイレベルグループは電子政府や eInclusion のようなテーマ別サブグループを擁しつつ、i2010 の効果に関する見直しや改善、調整についての議論を行っている。

他方で、EU において i2010 を代表とする情報社会政策を手掛けているのが情報社会総局²⁶である。総局は欧州委員会の下位組織であり、欧州委員会をトップレベル行政機関と見た時の、機能別の各省に相当する。情報社会総局では i2010 以外にも、FP7 の ICT 分野の統括、情報通信分野における規制監督、AV・メディア産業の規制、関連政策の評価などを手掛けており、その取組は多岐にわたっている。2006 年末時点での職員数は 1,110 名、年間の予算額は 140 億ユーロを超える。

以上のような枠組みの下で現在推進されている i2010 下での情報社会政策は、EU の情報

ⁱ National Reform Programme

社会公式サイトによれば²⁷。法制面での取組と活動面での取組に大別される。以下には法制面での取組のみを示す。法制面での 3 系統の取組は、見出しに付記した i2010 の 3 本柱にそれぞれ対応している。

1. 市場規制 — 欧州単一情報空間

I. 通信ネットワーク規制

- 電子通信規制の改革：競争の導入、過剰な規制の緩和、域内市場の統合、消費者と個人情報の保護
- 移動体通信のローミングに関する課金：越境通信・通話に対する関税の適正化、より柔軟な課金制度の整備、通信・通話料に関する消費者説明の向上
- 無線周波数政策：無線周波数利用に関する国際調和、市場メカニズムの導入による無線周波数管理の効率化、無線周波数の利用状況および将来計画に関する情報共有の改善
- 緊急通報番号 112：緊急通報番号の導入指導、導入要件の整備
- 行方不明児童のための EU ホットライン
- 通信機器市場の規制
- 電磁波による健康被害の予防

II. メディア・コンテンツ規制

- AV 規制：規制緩和による域内放送市場の融合、デジタルコンバージェンスに対応するための放送の定義の拡張、放送編集上の透明性、広告規制の緩和
- 情報社会における著作権および著作隣接権：WIPO 関連条約などへの対応、デジタル権利マネジメントへの対応、データベースに関する権利保護、コンピュータプログラムの権利保護
- アクセシビリティの改善

2. 情報社会の発揚 — ICT 研究におけるイノベーションと投資

I. 研究開発

- 研究開発への公共投資：FP7
- 研究開発への民間投資の奨励：産学対話の誘導、共同技術研究イニシアティブの推進、公共調達のパワーを利用した産業振興
- ICT 研究の協調化：研究政策の協調化、研究プログラムの協調化
- ICT 研究からイノベーションへの発展支援：SME の市場参入支援

II. インフラ整備

- ブロードバンド通信の地域格差是正
- 人工衛星を利用した ICT サービスの整備

III. コンテンツおよびサービス

- 文化資産のデジタル化：デジタルライブラリイニシアティブ、デジタル化作業の協調化
- セキュアな欧州情報社会戦略：セキュリティに対する問題意識の関係者間での共有と取組の調整
- RFID：相互運用性やデータ保護にまつわる問題の解消
- 公共データの開放と運用の円滑化
- 無線および放送サービスと一部の電子サービスに対する付加価値税

3. 便益の具体化 — あらゆる市民に向けたよりよい公共サービスと生活の質

I. 公共サービス

- 電子政府行動計画
- 電子公共調達の法的枠組み
- eHealth 行動計画と eHealth の相互運用性に関する勧告
- eLearning
- 税関手続きの電子化

II. 社会と環境

- eInclusion
- 持続可能な経済成長のための ICT(準備中)
- インテリジェント自動車
- eSafety(道路交通安全化のための ICT インフラ)

III. E ビジネスと E コマース

- .eu ドメインの普及
- ICT 産業と E ビジネスの競争力強化
- 消費者政策と E コマース
- 域内オンライン金融サービスのための環境整備
- 電子発注に関する域内ルールの整備
- 電子サービスに関する付加価値税制

市場規制に関しては市場統合を目指した法改正、情報社会の発揚に関しては資金・情報・機会の提供による産業振興、便益の具体化に関しては具体的な ICT サービスに直結する取組およびテーマが並んでいることが読み取れる。電子政府は便益の具体化のグループに属しており、社会に対して具体的な便益をもたらすものの代表例として、情報社会政策の中では位置付けがなされていることが分かる。

これらの取組は年に1度ずつベンチマーク評価されており、本件調査時点では、2006年²⁸、2007年²⁹、2008年³⁰にそれぞれ報告書が提出されている。この内、2008年の報告書は

i2010 全体の間接評価となっている。

1.2. EU の電子政府政策

1. i2010 電子政府行動計画

これまでの本文で見てきたように、EU ではリスボン戦略を転回点として経済振興に力点を置いた情報社会政策が発達してきた。情報社会政策においてはネットワークやブロードバンドインフラの整備が強調されてきたが、インフラの整備が進むにつれ、経済振興という本来の目的の達成は思いの外不透明であることが明確になり、その他の要因を交えつつ、リスボン戦略そのものの見直しにさえつながった。こうした中で、はっきりとした成果が認められてきたのが公共サービス分野の ICT 化である。eEurope 2002、eEurope 2005 の双方において、公共セクタの ICT 対応は概ね順調に進捗したものと評価されている。更に、インフラ整備の次になすべきはインフラの活用である、という意識の変化が相俟って、電子政府政策の地位は徐々に高まってきたと言える。

i2010 ではこうした流れの延長として、2006 年 4 月 25 日付けで、ひとまとまりの「i2010 電子政府行動計画³¹」（以後、eGov 行動計画という）が策定された。eGov 行動計画は、第 3 回マンチェスター電子政府会議ⁱにおいて採択された宣言³²を受けたものである。同宣言では、eEurope 2005 が終了して i2010 へと移行するに合わせ、電子政府への取組をより一層強化するために行動計画を策定することを指示した。

eGov 行動計画の冒頭では、電子政府が i2010 やリスボン戦略の趣旨に如何に適っているかを次のように説明している。

“公共セクタのオープン性と効率、電子政府の整備において優れた国々はまた、経済的パフォーマンスと競争力においてもトップを占めている。国家の競争力、イノベーションの側面における強さ、行政の質の間にあるこの強い結び付きは、グローバル経済において、良質な政府が競争力の必須要件であることを示唆している。電子政府によって、行政はリスボン戦略に大きく寄与できるのである。”

更に、行政を取り巻く社会環境は変化を重ねており、高齢化やテロへの対応、より高品質な行政サービスに対する市民からの需要に応えるためにも、行政合理化の実現が求められているとしている。発注業務の電子化により官民合わせて 2 億ユーロのコスト削減が実現されたデンマークの例や、従来は 3~4 週間も掛かっていた障害者向け給付手続きがオンライン化によって瞬時に完了させられるようになったベルギーの例も取り上げられている。電子政府によって得られるこのような便益を具体化するために、eGov 行動計画では次に示

ⁱ eEurope の枠組みの中で設定された閣僚級電子政府会議である。リスボン戦略における欧州理事会に相当する形で、電子政府政策における高位の意思決定機構と位置付けられている。

す 5 大目的を設定した。

1. 市民を一人残らず包摂する
No citizen left behind
2. 効果的で効率的な行政を実現する
Making efficiency and effectiveness a reality
3. インパクトの大きな主要サービスを実践する
High-impact key services for citizens and businesses
4. 基盤技術を導入する
Putting key enablers in place
5. 市民参加と民主的意思決定を強化する
Strengthening participation and democratic decision-making in Europe

続いて、この 5 大目的のそれぞれについてより詳細に見てゆく。

1. 市民を一人残らず包摂する

電子政府は包括的なものでなければならない。即ち、年齢、性別、障害の有無、所得の違いなどによって、ある特定の人々が利用できないようなものとなってはならない。これがアクセシビリティへの対応を中心としたイニシアティブである eInclusion の問題意識であり、EU におけるデジタルデバイドとの戦いである。この課題に取り組むために、次の目標と主要な行動が設定された。

EU 加盟各国は 2010 年までに次の課題を達成する。

- 社会的に不利な条件を負っている集団を含めたあらゆる市民が、電子政府の最大の受益者となるように取り組む。
- ヨーロッパにおける行政は、ICT の革新的な活用と電子政府の便益の広範な提供、そしてスキルと利用者向けサポートの改善を通じて、よりアクセスしやすい公共情報と公共サービスを提供し、より一層の公共的信頼を得る。

欧州委員会は、EU 加盟国・民間セクタ・市民社会・EPAN³³との協働により、次の行動を実施する。

2006	2010 年までにあらゆる市民を電子政府の受益者とするに当たり、計測可能な目的とマイルストーンを設定したロードマップについて EU 加盟国と合意する。
------	---

2007	eAccessibility に関する EU イニシアティブに準拠する形で電子政府を開発するための共通ガイドラインを EU 加盟国と共に立ち上げ、合意を形成する。
2008	電子政府サービスに対して多様なチャネル(例: デジタル TV、携帯電話など)を通じてアクセスできるようにするためのマルチプラットフォームサービス配信戦略に関する仕様を発行する。
2006~2010 の間で	電子政府の多言語化、ユーザーインタラクション、パーソナライゼーションにおけるコスト効果に優れたソリューションなど、利用者のニーズに取り組むための政策研究や共通仕様策定に関する研究、パイロット開発を行う。 実務上の経験の共有を EPAN における同種の取組と連携させ、多チャンネル戦略、eInclusion 関連政策、グッドプラクティスに焦点を当てる。

2. 効果的で効率的な行政を実現する

行政サービスにおける効果と効率の実現は直接には税金の節約になるが、それだけでなく、日常的な経済活動において行政手続きとの関わりを必要とする市民と企業にとって時間の節約となり、ひいては社会的な合理化をもたらす。即ち、行政における効果と効率の実現は、a)市民と産業、b)行政、c)社会と経済、という 3 階層にわたって便益をもたらす。この課題に取り組むために、次の目標と主要な行動が設定された。

EU 加盟各国は 2010 年までに次の課題に取り組む。

- 電子政府化によって行政サービスの利用者に高い満足度を与える。
- 電子政府化によって市民と産業界が被る行政関連の負担を著しく軽減する。
- ICT の革新的な活用を通じて著しい効率、透明性とアカウントビリティの向上を実現する。

欧州委員会は、EU 加盟国・民間セクタ・市民社会との協働により、次の行動を実施する。	
2006	EU 加盟国と協働でインパクト評価を取り入れた電子政府の計測・評価の共通の枠組みを提案し、継続的にこれを洗練させる。
2007	i2010 におけるベンチマークの枠組みに合わせつつ、eGov 行動計画の進捗状況を把握するためのインパクトおよび便益分析を行う。これらの分析は EU 加盟国から得られた情報に基づき、ベンチマークと事例ベースの方法を組み合わせて行う。
2008	EU 加盟国と協働し、経験・インフラ・サービスの共有を財務・運用の両面において長期にわたって持続可能とするメカニズムを模索する。

2006~2010 の間で	電子政府関連のリソース、グッドプラクティス、経験の共有を積極的に継続する。
------------------	---------------------------------------

3. インパクトの大きな主要サービスを実践する

電子政府の目標は幾つもの公共サービスを近代化することを通じて果たされる。eGov 行動計画でその対象として重視されたのは、国境を越えて提供される域内サービスの提供と、公共調達ⁱの電子化である。公共調達による支出は GDP の 15~20%、金額では 1.5~2.0 兆ユーロにもなる大きなものであり、比率ではわずかなコスト削減も絶対額では大きな効果があるとされた。また、公共調達へのアクセスを簡単化することには、SME 支援としての効果も期待された。この課題に取り組むために、次の目標と主要な行動が設定された。

EU 加盟各国は 2010 年までに次の課題を達成する。

- (法的に可能な範囲で)公共調達の 100%を電子化できる能力を備えること。
- EC 閾値ⁱを超える公共調達の 50%が実際に電子的になされること。

欧州委員会は、EU 加盟国・民間セクタ・市民社会との協働により、次の行動を実施する。	
2006	2010 年までに電子調達の 100%電子化と 50%実施を達成するという目標について、計測可能な目的とマイルストーン設定を含むロードマップを EU 加盟国と共に策定し合意する。
2007	EU 加盟各国において推進されているソリューションを下敷きにして、国境を越えた電子調達に関する主要要素の共通仕様化を加速し、かつ、導入パイロットを立ち上げる。
2009	パイロットを実施し、その結果を EU 内に広める。
2010	EU 加盟各国における越境電子調達の進捗を見直す。
2006~2010 の間で	電子政府に関するその他の主要サービスについて EU 加盟国との協働を合意する。

4. 基盤技術を導入する

基盤技術という語の原文表記は **key enabler** であり、物事を可能にする上で鍵となる手段を指している。電子政府においては、様々な公共サービスを利用するための電子的認証・証明がこの代表例であり、これをまとめて **eIDM**ⁱⁱと称している。越境サービスを可能にするためには **eIDM** における技術と制度の両面における相互運用性の確保が課題となる他、

ⁱ およそ 5 万ユーロ(単純な公共サービス)から 600 万ユーロ(公共開発)。調達対象によって異なる。

ⁱⁱ **electronic identification management** : 電子的身元証明マネジメント

データ保護・プライバシー保護への取組も必要である。この課題に取り組むために、次の目標と主要な行動が設定された。

EU 加盟各国は 2010 年までに次の課題に取り組む。

- どの市民もどの企業も、地元で、地方で、自国で発行された電子的証明手段を用いて身元証明できるようにする。
- 上記の証明に基づき域内のどの国が提供する公共サービスも利用できるようにする。
- これらの仕組みをセキュアなものとする。

欧州委員会は、EU 加盟国・民間セクタ・市民社会との協働により、次の行動を実施する。	
2006	欧州圏にまたがる eIDM の枠組み整備について、計測可能な目的とマイルストーン設定を含むロードマップを EU 加盟国と共に策定し合意する。なお、この枠組みは EU 加盟各国の eIDM の仕組みの相互運用と相互承認に基づくものとする。
2007	EU における eIDM の相互運用に関する共通仕様について合意を形成する。
2008	合意済みの共通仕様を導入した越境サービスにおける eIDM の相互運用大規模パイロットをモニタリングする。
2009	電子政府での電子署名の利用について、公共サービスにおける立ち上がり状況の見直しを実施する。
2010	欧州圏にまたがる eIDM の枠組みについて EU 加盟各国による受け入れ状況の見直しを実施する。

5. 市民参加と民主的意思決定を強化する

EU の歴史の節目では、EU の基本条約にまつわる域内合意の形成に困難を生じることが繰り返されてきた。EU が単一の社会として一体化するためには国境を越えた合意形成が必要であり、そのためには意思決定プロセスへの市民参加による民主主義の実践が極めて重要な意味を持つ。他方で、現実には欧州における選挙での投票率は一般に低い。そのような中で、例えばスイスにおける住民投票の事例では、インターネットを用いた電子投票を行った地域とそうでない地域で、投票率に 43% と 23% という違いが表れている³⁴。eDemocracy の推進が状況を打開する手段として期待されている状況である。この課題に取り組むために、次の目標と主要な行動が設定された。

欧州委員会は、関係者との協働により、次の行動を実施する。	
2006~2010	民主的意思決定に対する市民参加と透明性を改善する ICT 利用型のツール

	をテストする。経験の交換を支援する。
2006	議会レベルの意思決定に用いる ICT 利用型のツールの実現に向けた準備作業を開始する。
2007~2013	FP7 における情報社会技術研究において発展形 eDemocracy に関する研究に高い優先度を設定する。

以上が eGov 行動計画に記された 5 大目的とそれぞれにまつわる行動計画である。更に加えて、eGov 行動計画全体のマネジメント方針として次が付記されている。

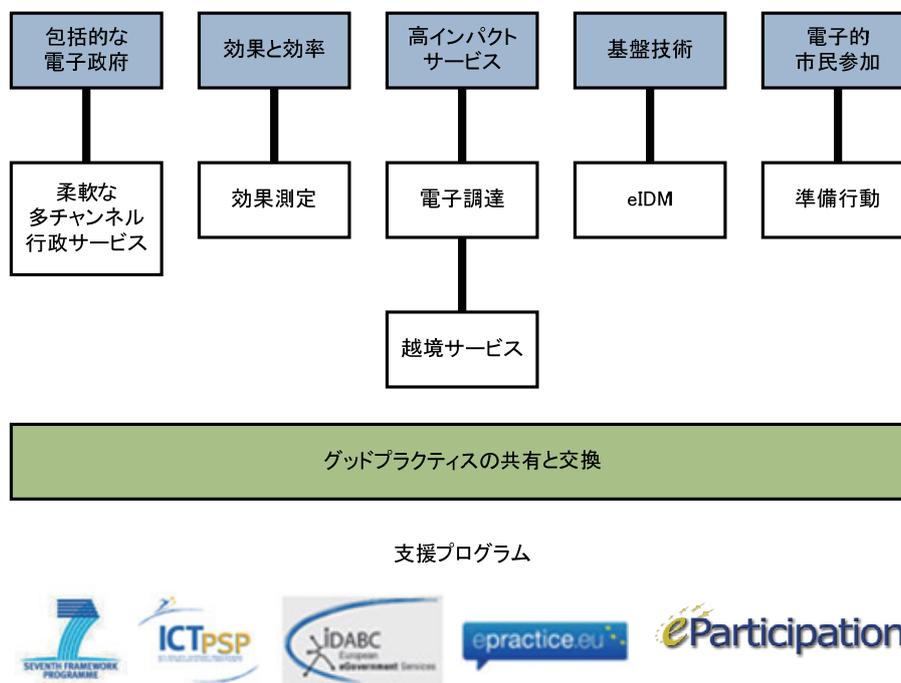
- eGov 行動計画の推進に対しては MODINIS、FP6/7 における情報社会技術の研究、IDABC など他の既存プログラムからの支援を活用する。
- i2010 ハイレベルグループの下に置かれた電子政府サブグループを eGov 行動計画における戦略策定レベルの組織として利用する。
- 欧州委員会は EU 加盟国との協働と関係者との緊密な連携に基づき、eGov 行動計画の戦略チェック、ロードマップ作成、モニタリングを実施する。
- 電子政府サブグループは EU 加盟各国の電子政府計画における eGov 行動計画の反映状況を報告し、個別のトピック(例：eInclusion)に関する戦略策定を行う。
- i2010 年次報告および 2 年に 1 度の閣僚級電子政府会議において、進捗と成果を踏まえつつ、eGov 行動計画の包括的な進捗見直し、政策優先度の更新、そして eGov 行動計画の更新を行う。

eGov 行動計画は、テーマが電子政府に絞られているということもあり、過去の eEurope プログラムと比較して、行動計画としての課題設定がより具体的であること、狙いとする便益がより明確であること、EU 加盟国と欧州委員会の間での役割分担が明記されていることが分かる。特に、EU 加盟国と欧州委員会の役割分担に目を向けると、基本的には EU 加盟国における取組が主となって、全体を取りまとめ国際調和させる、あるいは、モニタリングによって進捗を促すことに欧州委員会の役割が設定されている。このような形での議論の整理はリスポン戦略見直しの一連の流れにもよく一致している。しかし他方で、より一層 EU 加盟国間における国際調和の重要性が増す傾向にもつながっていると考えられる。そこで問題になるのは、調整役としての欧州委員会の働きである。

2. 欧州委員会による取組

電子政府に関する情報社会総局を中心とした欧州委員会の取組は、eGov 行動計画に示された目的の構造をほぼそのまま踏襲する形で編成されている。EU の提供する電子政府政策ポータル³⁵に掲載されている、主要な政策イニシアティブの体系図を以下に示す(分かりやすくするために一部彩色を変更した。また、既に終了しているプログラムは支援プログラ

ムの一覧から除外した)。



5 大目的のそれぞれに主要な取組が設定され、その全体を支えるものとして情報共有と支援プログラムが存在する構図である。なお、支援プログラムとなっているのは左から、FP7、ICT-PSP、IDABC、epractice.eu、eParticipation である。各々の支援プログラムについては後述の説明の中で触れるものとし、引き続き、上図の内の青い四角で示された分野について、現実の社会状況と現時点で実際に講じられているプログラムの概要を見てゆく。特にことわりのない限り、基本的には情報社会総局によって取組が推進されている。

1. 市民を一人残らず包摂する

この分野のキーワードは **Inclusion** である。行政に限らずあらゆる公共サービスの ICT 化は最早止まることのない流れとなっているが、他方で、ICT を容易に利用することのできない市民にとっては、この流れは逆に障壁となる恐れがある。行政はあくまでもあまねくあらゆる市民に行き渡らねばならないのであり、そのために「取り残される」市民を出さないようにすることが求められる。これが **Inclusion** の基本理念である。欧州人口に占める電子政府利用者は 70% であり、人口の 30% は電子政府を利用していないⁱ。他方、主要な電子政府サービスの提供状況にも差異がある。スイスやトルコを含めた拡大欧州圏 31 カ国

ⁱ 本稿執筆時点での情報社会総局の Web サイトによる。正確な出典は不明である。ただし、eurostat によれば過去 3 ヶ月以内にインターネットを利用した市民に占める電子政府サービスの利用者は平均で 30% 前後しかなく、更に悪い数字となっている。

の範囲内では、2007年までに平均で基本行政サービスの50%超がオンライン化されていることが報告されている³⁶が、加盟国間の格差を見るとオーストリア、スロヴェニア、マルタでは90%以上のオンライン化が達成されているのに対して、ポーランドやブルガリアでは50%少々のオンライン化に止まっている。電子化の水準にまで目を向け、双方向のやりとりが達成されているかどうかで評価を行うと、オーストリアでは全サービスの双方向化が達成されているのに対し、ブルガリアではこの値が15%に満たない。また、どのEU加盟国でも法人向けサービスと個人向けサービスの整備状況に格差があり、一般に個人向けサービスの拡充が遅れを取っている。アクセシビリティに関しても、eEurope 2002の時点より掲げられているW3CのWAIガイドラインに準拠したWebサイトは依然として数パーセント程度に留まっている。こうした状況の全体は、電子政府サービスによる便益提供にも大きな斑を生じる原因になると考えられる。

本件調査時点での取組状況は次の通りである。

ロードマップの策定

2006年11月27日付けで「包括的な電子政府へのロードマップ³⁷」が取りまとめられた。このロードマップの中ではアクセシビリティに関連する課題と取組を整理している。基本方針としては、設計段階から包括性を取り入れるトップダウンアプローチと、障害や問題を抱える特定のグループを対象にしたサービスの立ち上げを行うボトムアップアプローチを併用するとしている。関連課題として、eIDMやリテラシー対策も含まれている。

ガイドラインの策定

eGov行動計画およびロードマップでは、2007年中にeAccessibilityガイドラインのための資料作成をとりまとめるものとしていたが、こちらの直接の進捗状況は不明である。しかし、2008年11月1日付けで欧州委員会より連絡文書「アクセス可能な情報社会に向けて³⁸」が発行され「共通の一貫したeAccessibilityアプローチⁱ」の確立に向けた行動計画が示されており、これが取組成果に相当すると見られる。行動計画において目立つ項目を抜粋すると、欧州の標準化団体(ESOsⁱⁱ)によるアクセシビリティ標準の速やかな策定、全公共サイトのアクセシビリティ対応、EU法におけるeAccessibility関連条項の導入が謳われている。

パイロット研究の実施

ⁱ common and coherent e-accessibility approach

ⁱⁱ European Standardization Organizations: 特定の標準化団体を指しているのではなく、欧州圏内にある標準化団体をまとめてこのように呼称している。代表例にはCENやECMAがある。

ICT-PSPⁱの助成対象プログラムとしての着手が進められている。ICT-PSPはFP7と同様の助成プロジェクトであるが、EUの情報社会政策を直接に支援するテーマに範囲を絞っている。現在は2009年度の助成プログラムの公募項目として、eAccessibilityに関連する仕様・技術研究や多言語対応のための研究プロジェクトについて提案を募集している。募集は2009年6月2日に締め切られる予定である。

サービス多チャンネル化の研究

2008年3月1日よりサービス多チャンネル化戦略についての研究プロジェクトが開始した。このプロジェクトではEU加盟各国の取組状況の分析に基づいた、多チャンネル化の原理・原則の整理を目的としている。2009年2月に作業が完了し、プロジェクトの公式サイト³⁹に情報がまとめられている。成果物資料においては、各国の成功事例を参照しつつ、多チャンネル化の実施において効果的な行動パターンが抽出されている。

eGov行動計画の枠組みで捉えた場合の主要な取組は上記の通りとなるが、EUにおけるInclusionは電子政府だけでなく、アクセシビリティ、高齢化対応、文化的差違、地理的分布など幅広い要素を踏まえた総合的な取組である。この全体がeInclusionと呼ばれるプログラムである。

研究開発プログラム

eInclusionのインパクト評価⁴⁰、モニタリング⁴¹、域内関連市場⁴²に関する研究プログラムが2008年中に公募され、現在着手している模様である。また、FP7における高齢化対応研究の公募が現在進められている。

eInclusionに関する情報交換

次節にて説明するePractice.eu上にi2010 eInclusionサブグループ⁴³が設置されている。このサブグループでは現場でのベストプラクティスの共有を中心とする情報交換を行うと共に、その議論の内容をi2010ハイレベルグループに提供している。他にも技術委員会(INCOMⁱⁱ)やeInclusionパートナーシップなどのグループがあるとされているが、これらのフォーラムについては一般には公開されていない。

2. 効果的で効率的な行政を実現する

情報社会政策の特徴の1つはベンチマークを用いたモニタリングである。しかし、EU加盟国内部での取組状況を把握するには各国からの情報提供が重要であるのに対し、報告義務はリスボン戦略に含まれる国家改革プログラムに関する年次報告に限られている。情報

ⁱ Information and Communication Technologies, Policy Support Programme

ⁱⁱ Inclusive Communication

社会政策の枠組み内で情報社会総局の主導によって手掛けられてきたベンチマークは、例えばブロードバンド普及率や公共サービス利用率などの表面的な指標に偏っていた。そのため、電子政府政策というテーマに的を絞ってその内実を評価するためには更に踏み込んだモニタリングの仕組みを整備する必要がある。この分野で先行していたのは eGEP⁴⁴ である。eGEP は電子政府政策の ROI を測定するための手法と実際の ROI を調査・研究するプロジェクトであり、eGov 行動計画の決定直後にその研究を完了させている。しかし、eGEP の成果にはまだ実践の伴っていない部分があり、更なる洗練を必要としていることも事実であった。

本件調査時点での取組状況は次の通りである。

計測・評価の枠組みの策定

2006 年 12 月 8 日付けで「電子政府の効果と効率—主要活動 2007~2010⁴⁵」が取りまとめられた。この資料はロードマップも兼ねている。提案された枠組みを大まかに示せば、利用率(take-up)、成熟度評価(availability, sophistication, user-centricity)、インパクト(impact)の 3 分野に分けて測定・評価を行うものとし、それぞれに適した手法・指標を用いるというものであった。利用率については EU の総合統計事業である eurostat⁴⁶を、成熟度評価に関しては基本的な公共サービスの Web サイト調査である Capgemini 報告書の拡張版をそれぞれ当て、インパクト評価については eGEP を発展させた手法により詳細な分析を行うものとした。枠組み策定時点では全ての手法・指標はまだ開発されておらず、開発の取組に関するマイルストーンも設定された。

i2010 ベンチマークと連携した eGov 行動計画の進捗評価

枠組みを用途別に細分化したのに合わせ、大きく分けて 2 系統の方法を用いての評価が行われている。

第 1 は Capgemini 報告書⁴⁷の利用である。Capgemini 報告書は eEurope 当時から公共サービスの電子化率を測定したのものとして利用されてきたが、これにサイトの質に相当する洗練度(sophistication)と利用者中心度(user-centricity)を表す指標が 2007 年以降追加されている。洗練度は利用者との双方向性が高まるのに合わせて高評価となり、利用者中心度はサービス利用にあたって利用者のデータセキュリティが確保され、手間が軽減され、あるいはコールセンターがあると高評価になる。つまり利用者の立場からみた安心、便利といった視点である。2007 年以後は「電子政府ベンチマーク報告書⁴⁸」として i2010 の標準ベンチマークの一環となると見られるが、本稿執筆時点でも 2008 年分の報告書は公開されていない。

第2はeGEPを発展させた手法による電子政府のインパクト分析である。eGEPは財務上のROI評価を重視しており、そのままではインパクト評価に用いることが難しいため、こちらについてはEURGovプロジェクト⁴⁹の成果を通じてより洗練された手法を整備する方針となっている。EURGovはインパクトの大きな公共サービスを特定する評価手法の整備を目的としたプロジェクトであり、インパクト評価に基礎を置いている。eGov行動計画の中では2007年中に実際の分析を行う想定となっていたが、その道具を用意するであろうEURGovの作業が完了したのは2008年である。関連性は明らかでないが、2009年3月10日にはeGEP 2.0に基づく電子政府のインパクト評価ツールがダウンロード可能になっている⁵⁰。何れにせよ、分析作業は今後の取組になるものと見られる。

グッドプラクティスと経験の共有

i2010以前より存在していた情報交換の3つの取組ⁱを一本化して2007年にePractice.eu⁵¹がサービスを開始した。ePractice.euは欧州圏の行政関係者を主なターゲットとしたWeb上の会員制コミュニティサイトであり、会員からの報告による実際の事例データベース、Weblogを用いた私的な情報公開やWeb会議室、ファイル共有などの仕組みを持ち合わせている。また、イベントとしてもベストプラクティスに対する表彰などが行われている。現在はこのepractice.euを基点として幅広いコミュニケーションが活発に行われている。2008年11月時点で145,000人の会員、1,000以上の事例を集めており、成功を収めていると言えよう⁵²。

他に関連する取組としては、欧州CIOミーティング、eGov行動計画評価プロジェクト、EU法改正による行政負担の軽減がある。

欧州CIOミーティング⁵³

IDABCの主催により2008年6月13日に第2回のCIOミーティングが開催された。このイベントでは各国の行政の現場でCIOあるいはその関連職務に当たっている人々が集い、域内での行政情報システムの相互運用性について議論が行われた。第1回の開催については資料を見付けることができなかったが、このようなCIOのネットワークは次章にて取り上げるBarriers報告においてその重要性が指摘されているところの取組である。第2回の会合では相互運用性に関する戦略の策定作業に着手することが宣言されており、単なる情報交換に止まらない具体的なイニシアティブの推進基盤となっていることが窺われる。なお、主催となったIDABCであるが、その所属先は情報社会総局ではなく情報処理総局⁵⁴である。このため、CIOミーティングは情報社会総局の取組には当たらない。

ⁱ eGovernment Observatory, Good Practice Framework, European eGovernment Awards

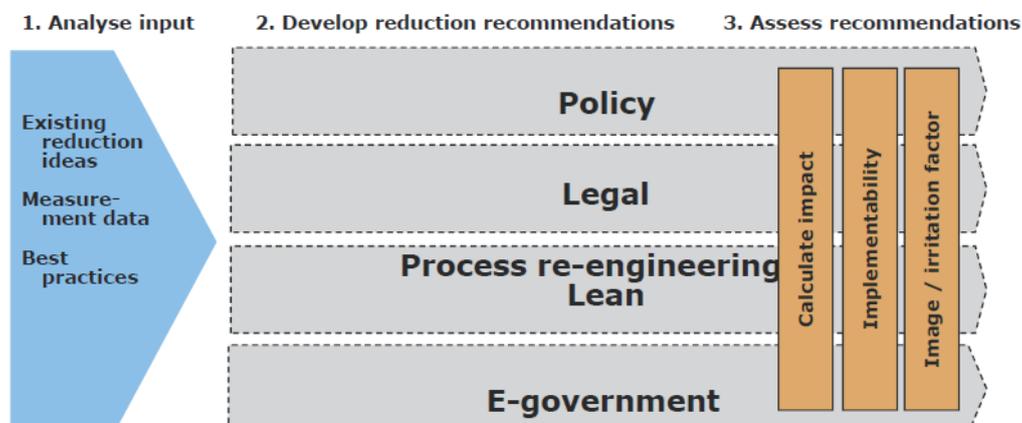
eGov 行動計画評価プロジェクト

2008年8月29日を募集締め切り日として、「i2010 電子政府行動計画の進捗に関する調査⁵⁵⁾」の実施業者が公募された。添付の募集要項によれば、eGov 行動計画の全項目に関して、そのインパクト評価を中心としたベンチマーク測定と分析を行うことが求められている。但し、その際に用いる手法として EUReGOV や eGEP の成果を流用することなどは特に求められておらず、関係性はやや曖昧である。既に募集は締め切られており、順調に推移していれば2009年1月より作業を開始し、6月には調査を完了、8月には i2010 関係者に対するプレゼンテーションを行うものとされている。

EU 法改正による行政負担の軽減

企業・産業総局⁵⁶⁾の取組に、2012年までに行政コストを25%削減するという「行政負担軽減⁵⁷⁾」プログラムがある。リスボン戦略の流れに沿う形で2006年11月14日に「規制環境の簡素化戦略に関する第1回進捗報告⁵⁸⁾」がまとめられ、2007年1月24日は「EUにおける行政負担軽減のための行動計画⁵⁹⁾」となり、2007年8月31日は「行政負担に関して独立の関係者を招集するハイレベルグループの設立⁶⁰⁾」が決定された。この取組は情報社会政策の一部ではなくリスボン戦略の一部としての位置付けとなるが、電子政府による行政合理化との関連が重視されており、前掲の進捗報告の中には例えば公共調達手続きや労働環境に関するEU法の改正などが含まれている。2008年6月20日に開催された「欧州の官僚主義を断つ⁶¹⁾」会議の中でも、法改正の上でコスト削減に弾みを付ける電子政府政策に注目が集まった。同時に、その推進に当たっては注意深い計画立案や組織文化の変革が必要であることなども指摘されており、ここにも Barriers 報告との重なりが見られる。現在は軽減効果の測定基準整備などが一通り完了しており、セクタ別の目標設定について今春に欧州議会から承認を得る運びとなっている。

(図) 「欧州の官僚主義を断つ」会議資料⁶²⁾より



3. インパクトの大きな主要サービスを実践する

既述の通り、EUにおけるGDP支出の15~20%は公共調達によるものである。電子調達の導入はこのコストを全体で5%程度押し下げ、取引コストについては10%あるいはそれ以上の低減をもたらすことが見込まれている。金額にすれば何十億ユーロにもなる節約が毎年実現されるのである。しかし電子調達の効能は単純なコスト削減だけでなく、容易にアクセス可能なオンライン情報公開による入札業者の多様化、競争の向上、国境を越えた取引の増加など、域内市場の統一に即した可能性を秘めている。また、情報社会政策の行動計画の観点からは順調であったとは言え、リスボン戦略の本来の重要目的である経済振興の観点からも明確なインパクトのあるサービスを打ち出す必要があり、更に、国境を越えた高インパクトサービスの実践は、基盤技術や市民の巻き込みの観点からも大きな意味を持っている。他方で考慮すべき状況の1つは、2006年12月12日に導入されたサービス指令2006/123/EC⁶³である。このEU指令は域内でサービス提供を行う事業者に対する行政窓口の一本化を各国に要求している。即ち、ある国で事業免許を取得した事業者が他国にもサービスを展開するに当たって、行き先の各国で行政窓口と折衝せずとも、自国の窓口を通じて全ての手続きを行えるようにすることが求められている。このような課題に取り組むためには、行政サービスの電子化による地理的制約の解消が不可避である。

本件調査時点での取組状況は次の通りである。

電子調達ロードマップの策定

2006年12月にはロードマップ⁶⁴が取りまとめられた。このロードマップは2004年12月にまとめられた「電子公共調達のための法的枠組みの実体化に関する行動計画⁶⁵」を下敷きとしている。更にこの背景にあるのは公共調達に関して2004年4月に導入された2つのEU指令^{66 67}である。これらの指令は域内市場での公共調達について、電子決済も含めた統一ルールを設けようとしたものであり、これを基盤として電子公共調達の動きが加速した。ロードマップでは2007年中にパイロットの準備と共通仕様の策定を行い、2008年には大規模パイロットの試験実施に加えて共通仕様に関する合意をとりまとめ、2009年にはパイロット運用を第2段階に進めつつ共通仕様の標準化を図るなど、eGov行動計画を少し前倒し気味にした計画を立てている。

大規模パイロットの実施

2008年5月23日には予定通りに大規模パイロットPEPPOL⁶⁸が試験サービスを開始した。PEPPOLは域内の公共調達のやりとりを一挙に集約することを狙った公共調達ポータルであり、PEPPOLを介してあらゆる国の事業者があらゆる国のあらゆる機関と調達に関するやりとりを行えるとしている。PEPPOLではEUの共通仕様に準拠した公共調達を取り扱い、その範囲では、決済、発注、請求、認証などあらゆる側面

が電子化されている。現在は電子認証や電子カタログといった個々のテーマに分かれたワーキンググループが活動を行っており、試験サービス基盤上での実証実験を進めている。2008年10月時点での参加国はデンマーク、イタリア、フランス、フィンランドなど9カ国15組織となっている⁶⁹。なお、電子認証には後述する eSignature が関わっており、eGov 行動計画における高インパクトサービス実施の狙いの1つでもある、関連基盤整備への需要の厚み付けという点でも影響を及ぼしている。

電子調達に関する情報交換

電子調達フォーラムが ePractice.eu 上で活動している他⁷⁰、公共調達に関するパイロットプロジェクトが発展した公共調達ネットワーク PPN⁷¹においても国境を越えたコミュニケーションが図られている。

なお、eGov 行動計画の枠組みからは外れるが、域内各国の公共調達情報を掲示している Web サイトで EU が運営しているものに TED⁷²がある。運営は EU 出版局⁷³が行っており、EU の官報である Official Journal of European Union の補遺との位置付けになっている。掲示のみとは言え毎週 1,000 件以上の公募情報が掲示される媒体であり、有益性は高いと言える。TED は公共の管轄下にある情報の活用事例であるが、このような情報を EU では PSI と呼称する。2006 年に行われた MEPSIR 研究プロジェクト⁷⁴では、蓄積されている PSI を再利用すれば推定で 270 億ユーロにも上る市場規模があると指摘しており、その活用に向けた取組を推進している。これも eGov 行動計画において直接に指示されている分野には当たらないが、その重要性を鑑み取組状況について下記に示す。

PSI 指令の導入

PSI の再利用を妨げていた課題は数多いが、中でも重要視されていたのは、どのような PSI が存在しているかについて周知徹底されていないことと、PSI が提供される場合でもその再利用条件がはっきりとしていないこと、という 2 点であった。この問題に対し、EU における標準ルールを設けることによって事態の打開を図ったのが 2003 年 11 月に制定された PSI 指令 2003/98/EC⁷⁵である。PSI 指令では透明性の確保と公正競争の実現に配慮しつつ、情報開示の徹底や、PSI の利用に関し差別条項を設けないこと、行政が民間との競争に走らないよう注意して課金することなどを定めている。その後、各国における国内法への反映作業が行われ、2008 年 5 月 8 日をもって EU 全 27 カ国より国内法令の整備完了が通知された⁷⁶。しかし、EU 指令の性質上、その反映状況には EU 加盟国間で差違を生じる余地がある。欧州委員会では EU 加盟各国における PSI 指令の反映状況を精査し、その内容に問題がある場合には EU 法違反として警告する流れへと持ち込んでいる。警告にも関わらず EU 加盟国側の対応が不十分であった場合には、最終的に欧州司法裁判所による司法判断がなされ、罰金が科せられ

る。本稿執筆時点の最新の事例では、全加盟国における法令整備完了後の 2008 年 10 月にポーランドとスウェーデンに対して違反の通知がなされており⁷⁷、こうした揺らぎが収斂するまでにはまだ時間が掛かるものと見られる。

PSI 指令導入後の見直し

PSI 指令の導入から既に 5 年以上が経過しており、導入後の状況の見直しが進められている。2008 年 5 月下旬には EU 加盟国に対してアンケートが送付され、PSI 指令の効果、問題点などに関する情報収集が 2008 年 9 月に完了した。これらの情報を元にした欧州委員会の連絡文書「PSI 指令の導入に関する見直し」が現在作成中となっている。この連絡文書は欧州議会および欧州理事会に送付され、今後の PSI 関連の取組において新たな動きが生じることになると見込まれる。速報⁷⁸によれば、PSI 指令の意義は広く認められているものの、具体的なインパクト評価を行うには時期尚早であり、指令そのものの見直しよりもまずはその実践に課題があるとの声が大勢である。また、Barriers 報告との対比で言えば、実際の導入状況においては課金に対する影響はほとんどないとされている。

PSI 公開に関するパイロット

PSI を実際に利用したオンラインサービスの開発については eContent(2001~2004)⁷⁹、eContent plus(2005~2008)⁸⁰、ICT-PSP という 3 つの助成プログラムが存在している。これらは必ずしも PSI の利用だけを対象にしたものではないが、その採用テーマの中には PSI に関するものが含まれている。現行の助成プログラムは ICT-PSP である。

PSI 再利用に関する情報交換

PSI 再利用に関する情報交換を行う場として、欧州委員会は PSI グループを 2002 年より招集している。PSI グループには EU 加盟各国および地域の行政官、民間セクタからの代表者、消費者団体などを交えた場であり、PSI 利用に関するグッドプラクティスの共有や実務上の問題点に関する議論がなされている。また、eContent plus の助成を受けて欧州圏での PSI 利用に関する情報を集積した特命ネットワークに ePSIplus⁸¹がある。既に eContent plus による助成は終了しているが、現在はサイトの抜本的更新を予定しているとの掲示がなされており、今後も継続して運用されてゆくものと思われる。

4. 基盤技術を導入する

行政サービスには利用者の身元確認を必要とするものが多い。従って、電子政府における行政サービスの実現に当たっては認証と証明が鍵となる。域内市場の統一に向けて国境

ⁱ “Review of the Application of Directive 2003/98/EC on the Re-use of Public Sector Information”

を越えた行政サービスの利用に対応するともなれば、電子的証明の利用は必須不可欠である。EU がこの点において基盤としているのが電子的な身元証明マネジメント基盤であるところの eIDM である。eIDM は単一のシステムではなく、EU 加盟各国の有する認証システムを連携させるための相互運用の枠組みに相当する。このため、eIDM の具体化に向けては相互運用性をいかに確立するかが最重要課題となる。多数国家の連合体である EU の多様性を踏まえると、これは容易ならざる取組である。相互運用性を高めるためにはシステムに対して細部の調整を加える必要の生じる場合も少なくないが、プロプライエタリなソフトウェアをシステムの構成に用いている場合、そのような調整が権利者からの知的財産権の行使によって妨げられる可能性もある。この点については、オープンソースソフトウェアを利用することで問題を緩和することができる。オープンソースソフトウェアの利用はコスト削減の観点からも大きな可能性を秘めている。

本件調査時点での取組状況は次の通りである。

ロードマップの策定

2006 年中にロードマップ⁸²が策定された。ロードマップでは eIDM の構成要素を 11 のビルディングブロックに分け、それぞれに策定作業を進めるものとしている。定義されたブロックは、用語統一のためのフレームワーク、基本概念についてのフレームワーク、認証レベルの定義、データフォーマットと標準化に関する問題といった技術的なものから、利用者の信頼と認知、認証に伴う法的権利関係のマネジメント、データの品質と賠償責任の課題といった運用に関する課題、付加価値ビジネスモデルの分析のような長期的展開に関するものまで多岐にわたる。スケジュール上は 2007 年末をめどに技術的なブロックの整備を進め、2008 年には標準化と運用に関する問題に取組み、2009 年の半ば以後は運用上の課題に取り組む想定となっている。また、これらの取組と並行する形で 2008 年より大規模パイロットの実施に取り掛かるとした。2009 年 1 月に ENISA⁸³により発行された最新の進捗報告⁸⁴によれば、一部の目標については部分的な成果に止まっているものの、概ね予定通りに推移しているとされる。

ⁱ 訳注：プロプライエタリ(proprietary)とは IT 業界の用語で、特定の法的主体が知的財産権を占有しており、かつ、その知的財産の利用に当たって、利用者に対して金銭的な対価の支払いを含む様々な制約を課すことが前提となっていることを指す言葉である。企業により開発された有償のソフトウェアは大部分がプロプライエタリ製品である。これに対し、もっぱら 90 年代以降になって、利益を求めない有志団体によって開発され、広く無償公開されるソフトウェアが増えてきた。そのような無償ソフトウェアで、ソフトウェアの設計図にあたるソースコードが開示されているものを一般にオープンソースソフトウェアと言う。(厳密にはオープンソースソフトウェア=無償ではなく、ソースコードが開示されており所定の条件下で流用が可能であるもののことをオープンソースソフトウェアと呼ぶが、一般には無償のものが大半である。無償のオープンソースソフトウェアを特に FLOSS と呼ぶ場合もある。)

EU 加盟各国における eID の状況調査

EU における eIDM では、単一の認証システムの導入という考え方をいわずに、EU 加盟各国が相互に他国の認証結果を承認する方針をとっている。このような方針の下で不可欠となるのが、現実に運用されている認証システムを調査し、その差違を突き止めることである。この分野における研究は複数あるが、中でも技術的具体性という点で重要であると思われるのが「越境電子政府サービスにおける eID の相互運用性⁸⁵」と「電子政府アプリケーションにおける電子署名の相互承認に関する予備的研究⁸⁶」である。どちらも 2007 年末時点でひとまず完了しているが、その成果物において各国における電子証明・電子署名に関する詳細な情報が洗い出されており、今後の eIDM に関する勧告(後者は電子署名に関する勧告)を取りまとめている。

大規模パイロットの実施

2008 年からは eIDM の大規模パイロットである STORK⁸⁷が実施されており、現在も継続中である。STORK は試験的に開発された eIDM フレームワークの実証試験サービスであり、国境を越えた住所変更、文書伝送、留学などに関するサービスを提供している。本稿執筆時点では 14 カ国 29 組織が参画している。eIDM に関する今後の動きは STORK の実運用とその結果分析を中心として展開してゆくものと見られるが、前掲の ENISA の報告によれば当初の目標設定は野心的に過ぎ、STORK による実証結果を元にロードマップの見直しを行うことが望ましいとしている。また同報告では単一システムへの統一というアプローチを取らなかったことの弊害としてシステム全体の多様性が極めて高く、セキュリティに関する取組が課題としての複雑さを増していることに懸念を示している。

電子証明と電子署名に関する行動計画の策定

2008 年 11 月 28 日付けで eIDM と eSignature を合わせたより大きな枠組みに対する行動計画が策定されている⁸⁸。元来、電子証明と電子署名はそれぞれの役割を持ち、それを組み合わせることによって幅広い電子取引や電子的行政手続きを可能にする性質を持ったものである。しかし、電子署名に関しては eSignature 指令⁸⁹によって法制化が行われている一方で、現段階では eIDM に関する法令等は未整備である。電子公共調達や STORK を代表とする実証レベルの取組がなされていることを踏まえ、本格的な実運用に向けた足場固めのために、この行動計画では主に次のような取組を指示している。

eSignature に関しては 1)相互運用の対象となる製品・署名技術のリストを更新する、2)共通要件に関するガイドラインを欧州委員会の主導で整備する、3)EU 加盟各国からの情報収集を行う。eIDM に関しては 1)IDABC の管轄する eID の相互運用性に関する調査結果の内容を更新する、2)STORK の実施結果を補完するための EU 加盟各国に対

する調査プロジェクトを立ち上げる、3)STORKの結果を基にeIDの本格運用開始の是非と必要措置について判断する。これらの取組の多くは2009年内を目標としている。

eIDM以外の取組についても以下で触れておく。これらはeGov行動計画の範囲外になるが、特に相互運用性フレームワークについては実質的に不可分な関係にあるものと考えられる。

相互運用性フレームワークの改訂

IDABCは欧州圏の電子政府サービスの相互運用性について各種のとりまとめを推進するグループである。IDABCでは様々な情報交換の場の運営とガイドラインの策定を行っている。現在は欧州相互運用性フレームワークとアーキテクチャガイドラインの改訂作業⁹⁰を進めている。欧州相互運用性フレームワークは行政機関が協働する場合に合意して受け入れるべき指針、標準、ガイドラインなどをまとめたものである。これに対して技術的な側面から相互運用のガイドラインをまとめたものがアーキテクチャガイドラインである。初版は2004年中に整備された^{91 92}が、その後の技術的状況の変化を鑑み、改訂が進められている。改訂後の欧州相互運用性フレームワークとアーキテクチャガイドラインは2009年の早期に欧州議会に提出されるとしている。

欧州相互運用性戦略(EIS⁹³)の策定

2008年6月13日に開催された先述の第2回欧州CIOミーティングにおいて、域内における行政サービスの相互運用性の確立に向けた戦略の策定が決議されたことも関連する進展である。欧州における行政サービスの越境型相互運用の水準を高めるために、EISは欧州委員会およびEU加盟各国が講ずべき行動をまとめた計画になるとされている。EISでは越境型相互運用において必要となるEU法の整備についてまとめる他、相互運用を育む手段として共通インフラの整備を行うことを狙っている。ここに言う共通インフラとしては、セキュアな通信基盤、サービス再利用基盤などが取り上げられている。具体化の進捗状況は本稿執筆時点では不明である。

オープンソースソフトウェアの利用に関する情報交換

オープンソースソフトウェアに関する情報交換の場としては、IDABCが運営してきたオープンソースに関する情報収集所が存在したが、その発展的解消後の新サービスとして現在ではOSOR.eu⁹⁴が運営されている。OSOR.euは情報交換だけに止まらず、その名前に含まれる通りにオープンソースソフトウェアのプログラムそのものを集積する場ともなっている。即ち、ある行政機関が自組織で利用するソフトウェアをOSOR.euに登録すれば、他の行政機関、あるいは他国の行政機関さえもがそのプログ

i Open Source Observatory

ラムを流用して更に独自のシステムを構築することが可能である。更に、政府職員でなくとも協力者として参加可能であり、裾野の広い取組となっている。

EUPL の改訂

EU の行政機関は、オープンソースソフトウェアの利用者であるだけでなく、提供者ともなることができる。特に、複数の行政機関の間でソフトウェア資産の共有を図る時にはこの傾向が強まる。オープンソースソフトウェアを公開するに当たっては知的財産の利用許諾契約書に当たるライセンス契約書の添付が必須とされるが、EU がその標準として採用したのが EUPL⁹⁵である。EUPL は EU の公用 22 言語で記述され、EU 法に定められた知的財産権の取り扱いにも配慮するなど、EU としての取組に即した構成となっている。EUPL の初版は 2007 年 1 月 9 日に欧州委員会によって正式に採択され⁹⁶、2009 年 1 月 9 日は改訂版である EUPL v.1.1 が採択された⁹⁷。改訂内容は明確化を主としたものであり、1.1 版においては記述に用いられた公用語の別によらず全てのライセンスの効力が同一であることが明記された。これにより、ある一国で特定公用語のライセンスに基づく判例が生じた場合に、その含意が広く適用されることになった。

5. 市民参加と民主的意思決定を強化する

政治的意思決定プロセスにおける ICT の利用と市民参加の増進については i2010 以前より多くの研究が行われており、基本的には ICT の利用によって市民参加の水準が高まることが認められていた。また、世界的な情報公開法の制定の流れや電子政府を通じた情報公開の効率化によって市民による政治的・社会的状況把握の水準が高まっていたことも事実であり、時代と共に行政の取り扱う課題の複雑度が増す中で、より多くの民主的意思の統合は必至と言える。しかしながら、こうした認識が多くの報告あるいは指針の中で示される一方、現実の意思決定プロセスに ICT を導入し市民参加の度合いを高めた時に何が生じるのかについては、未知の部分が多いことも懸念されていた。例えば ICT の導入は身体障害者による政治参加を支援するツールとなる可能性を秘めているが、同時に、アクセシビリティへの配慮が欠けていると、却って健常者との間に格差を生み出し、政治的な偏りを生み出す恐れがある。FP5、FP6 での基礎研究を経て、今やより実証的な実験によって、こうした現実の課題に対する eDemocracy の有効性および特性を掴むことが必要となっている。その取組の全体が eParticipation—政治への ICT を通じた更なる市民参加である。

本件調査時点での取組状況は次の通りである。

実践に向けた準備作業

2006 年から 2008 年に掛けて eParticipation の実証研究プロジェクトが 21 件採択さ

れ、それぞれが翌年より開始している。これらは専ら、EU加盟国およびEU自身の政治的意思決定プロセスに実験的にICT利用型のツールを導入し、市民の直接的参加の下で法令策定などの作業を進めるものである。他には、若者向けの仮想的意見決定や、収集された市民の意見をより分かりやすい形で意思決定者に対してプレゼンテーションする技術の実証研究なども含まれる。本稿執筆時点でも15のプロジェクトが進行中であり、進行中のプロジェクトの一覧はEUの情報社会ポータルに掲載されている⁹⁸。

実証プロジェクトの評価

採択された21件のプロジェクトの内の1つは、実証研究の結果を精査するMomentumプロジェクト⁹⁹である。Momentumプロジェクトの目的は、1)eParticipation実証研究の成果を分析すること、2)得られた成果を市民にも分かりやすい形で社会に広めること、3)進行中のeParticipationプロジェクトとの交流を行い既存の成果を元にその質を高めること、4)eParticipationの進展に関わる情報交換のハブとなることである。Momentumの成果はEUだけでなく国際的にも利用されることを想定している。実施に当たっては独立した外部の専門家グループの協力を仰いでおり、その中にはアメリカからの参加者も含まれる。Momentumプロジェクトは2008年初年から2010年6月末終了の予定で現在進行中であるが、中間報告は随時更新されており、MomentumプロジェクトのWebサイト上でこれを参照できるようになっている。

eParticipation Day 2009

2009年3月4日はこれまでの研究成果発表会となるeParticipation Day 2009が開催された¹⁰⁰。このイベントでは実証研究プロジェクトの成果が一堂に展示された他、eParticipataionに関連するトピックで幾つものセッションが開かれた。このイベントにおいて参考資料として配付されたパンフレット「市民の声¹⁰¹」は過去の成果と現状をまとめた資料にもなっている。このパンフレットによれば、2008年7月時点でEUにおいて最も多いeParticipationの事例は情報公開に関するもの(77件)となっているが、それに次ぐ事例数として議論への参加(Consultation, 68件)、審議への参加(Deliberation, 57件)が示されており、eDemocracyの推進が最早机上の空論ではないことを窺わせる。

eParticipationに関する情報交換

他の取組と同様にePractice.eu上にコミュニティが設置されている¹⁰²。これに加えて、ICT-PSPの助成を受けて2008年5月より運用を開始しているのがPEP-NET¹⁰³である。PEP-NETの目的はeParticipationに関する大規模な情報交換ネットワークとなることであるが、その第一歩としてまずは20名の執筆者によるWeblogの更新を行っている。PEP-NETに関して特筆すべき点の1つは、Web 2.0やWeb 3.0と呼ばれる最

新のインターネット関連技術を積極的に用いると標榜していることである。PEP-NET は今後、eParticipation のオンラインデータベースの導入や、更には PEP-NET 上で ICT を用いた議論を实践することにより、意思決定プロセスにおける ICT 利用のショーケースを目指すとしている。2008 年 6 月時点で 14 カ国から 21 組織が参加し、本稿執筆時点では 38 組織からの参加となっている。

(参考) eParticipation Projects

1. CitizenScape
—in Legislation Implementation
<http://www.citizenscape.wa.gov.au/>
2. DALOS
Drafting Legislation with Ontology Based Support
<http://www.dalosproject.eu/>
3. Demos@work
Enable European-wide discussion between elected representatives and civil society
<http://www.demosatwork.org/>
4. eCommittee
Online participation of citizens in EP Committee activities
<http://www.ourclimate.eu/ourclimate/default.aspx>
5. eMPOWER
Empowering citizens to influence the decision making and policy formulation on environmental issues
<http://www.ep-empower.eu/>
6. EuroPetition
eParticipation through Petitioning in Europe
<http://www.europetition.eu/>
7. FEED
Federated eParticipation Systems for Cross-Societal Deliberation on Environmental and Energy Issues

<http://www.feed-project.eu/default.aspx?page=home>

8. HuWY

Hub Websites for Youth Participation

<http://itc.napier.ac.uk/ITC/ProjectInfo.asp?ID=35>

9. Ideal-EU

Integrating the Drivers of e-Participation at Regional Level in Europe

<http://www.ideal-eu.net/frontend/index.php>

10. Legese

Easing Participation in Legislative Processes

<http://www.legese.org/>

11. LexiPation:

An advanced ICT Tool for enhancing Citizen's Participation in the Legislative Process

<http://www.lexipation.eu/>

12. LEX-IS

Enabling Participation of the Youth in the Public Debate of Legislation among Parliaments, Citizens and Businesses in the European Union

<http://www.lex-is.eu/default.aspx?page=home>

13. Momentum

aiming to monitor the existing and on coming eParticipation projects co-funded by European Commission

<http://www.ep-momentum.eu/Home/tabid/36/Default.aspx>

14. SEAL

Smart Environment for Assisting Legislative Drafting

<http://www.onderzoekinformatie.nl/en/oi/nod/onderzoek/OND1318746/>

15. TID+

Smart Environment for Assisting the drafting and debating of Legislation

<http://tidywork.pbwiki.com> linked to: <http://tidplus.net/>

16. U@MareNostrum

Adoption and implementation of water and marine environmental protection policies and legislations in the Mediterranean region

<http://www.uatmarenostrum.eu/>

17. VEP

The Virtual European Parliament

<http://www.virtualep.eu/>

18. VID I

Efficient toolset for an advance visualization of messages posted in an on-line discussion forum

<http://vidi-project.eu/>

19. VOICE

Giving European People a voice in EU-Legislation

<http://www.give-your-voice.eu/>

20. VOICES

Integrating Semantics, Social Software and Serious Games into eParticipation

<http://www.ep-momentum.eu/eParticipationProjects/VoiceS/tabid/103/Default.aspx>

21. WAVE

Welcoming Argument Visualization to Europe

<http://www.wave-project.eu/>

第2章 電子政府障壁報告

イントロダクション

eEurope 2005 の評価・検証を目的とした予算措置プログラムが MODINIS であり、その MODINIS による資金提供の対象となった研究プロジェクトの 1 つが第 2 章で紹介する「電子政府への障壁を乗り越える¹⁰⁴」である。先述のとおり本稿ではこれを **Barriers** 報告と呼称する。

Barriers 報告は EU における電子政府政策の推進において一般に何が障害となっているのか、その障害と密接に結び付いている法制上の課題は何なのか、これらを明らかにすることを目的として、MODINIS プログラムの 2004 年度予算作業プログラム¹⁰⁵の対象として採択された。重ねて付け加えれば、IDABC(当時は IDA)によって実施される、越境行政サービスの相互運用性に関する障壁アセスメントを補完するものとしての役割を求められての採択であった。

実際の作業は 2005 年 1 月より 3 カ年計画で開始し、2007 年 9 月に最終報告書がとりまとめられた。作業アプローチは次の 4 つの手段の組み合わせである。

- 1) 既存の関連研究の精査と実際に存在する障壁カテゴリの推定
- 2) オンラインアンケートによる実態調査
- 3) 専門家・現場関係者の招集によるワークショップの開催
- 4) 特定の事例に関する詳細調査

最終的に、**Barriers** 報告では組織面から捉えた障壁の 7 つのカテゴリと法制面から捉えた 8 つの課題領域を提示し、それらの間の結び付きと共に、打開に資すると考えられるソリューションを示した。

Barriers 報告が EU の電子政府政策においてその後どのように活用されたかは不明である。但し、電子政府政策にまつわる個別のトピックの中には **Barriers** 報告を参照しているものや、**Barriers** 報告において提案されたソリューションと同じ内容を持つ取組を実現している事例があり、一定の認知を得て利用されていることは確かである。また、調査・研究の時期から察する限り、基本的には 2006 年末頃までの状況に基づいていると見られる。

続く本文では **Barriers** 報告の成果物の概要について触れた後、一部内容を抜粋して訳出したものを示す。

2.1. 成果物構成

Barriers 報告の主要成果物は次の 3 つの報告書である。

成果物 1b：電子政府への障壁に関する法制面および組織面からの分析

電子政府の実現を妨げる障壁を整理した報告書である。リーダーシップの欠如や財務上の阻害要因といった組織活動面の問題と、行政法や賠償責任といった法制面の問題の間にある結び付きを論じている。結び付きの強弱に応じて「極めて重要」「重要」「重要でない」という 3 段階評価を付してもいる。注意すべきは、論じているのはあくまでも結び付きの強弱であって、因果関係ではないということである。

成果物 2：ケーススタディ報告書

電子政府に関連する EU 加盟各国での実際の実例を取り上げ、その中で関係者が実際に直面することとなった障壁とその回避手段、課題などについて論じている。取り上げられているテーマは、eDemocracy、公共データベース、eInclusion、越境型の公共電子調達、雇用の流動性である。それぞれのテーマにおいて複数の事例の詳細が報告されている。

成果物 3：電子政府へのソリューション

調査結果を踏まえた障壁解消のためのソリューション勧告である。認識された問題の全てに答えようとするのではなく、ソリューション例という形で各障壁カテゴリに対して 1 つあるいは 2 つのソリューションを提示している。

以上に加えて、研究プロジェクトの Web サイト上には中間資料や事例情報が掲載されており、現在も参照可能となっている。本稿では Web サイトより入手可能な情報の内、要約に当たる下記の資料 3 種を訳出した。

2.3 電子政府への障壁の 7 つのカテゴリ

<http://www.egovbarriers.org/?view=inventory>

2.4 法制面での 8 つの課題領域

<http://www.egovbarriers.org/?view=foundations>

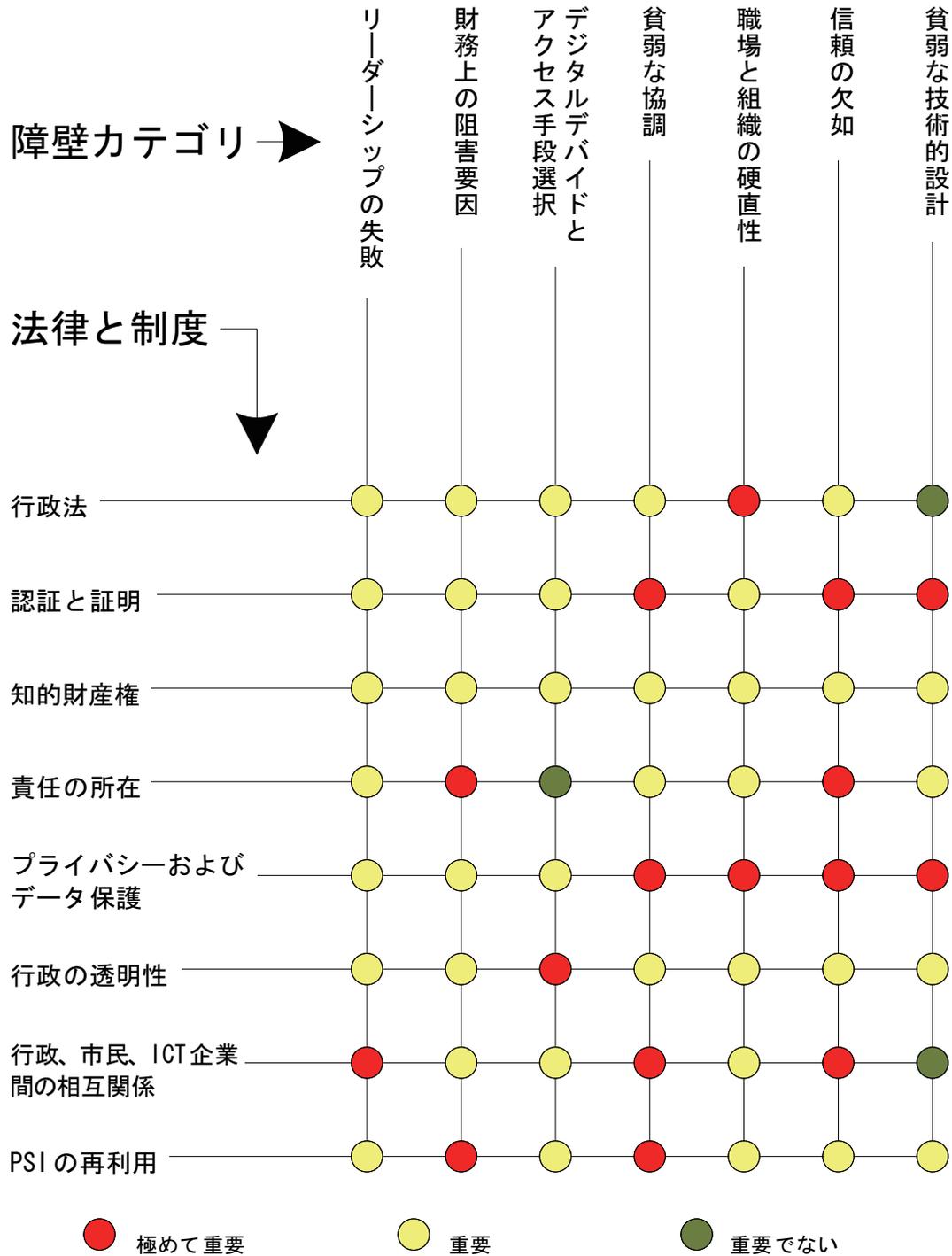
2.5 組織面への解決アプローチ+2.6 法制面への解決アプローチ

http://www.egovbarriers.org/downloads/deliverables/A5_Booklet_WEB.pdf

訳文には第 1 章との兼ね合いで一部語彙の表記等について若干の調整を加えたため、厳密に原文と 1 対 1 に対応するものではないことに注意されたい。

2.2. 障壁構造の俯瞰

訳文に入る前に、参考として障壁カテゴリーの関係図を以下に示す。この図は Barriers 報告のブックレットより抜粋し訳出したものである。



次節より原資料の訳文である。

2.3. 電子政府への障壁の7つのカテゴリ

1. リーダーシップの失敗

プロジェクトの開始、導入、推進、維持といったあらゆる段階において、リーダーシップの発揮が求められる。もし十分なリーダーシップが発揮されないと、結果として電子政府の推進が捗らず継ぎ接ぎだらけのものになってしまうことがある。即ち、幅広い電子政府イニシアティブの立ち上げを目指す歩みは、政治およびマネジメント上のリーダーシップの失敗によって制限されうる。ここに言う失敗とは、一つには明確なビジョンの欠如であり、そして、諸々の課題をそれらが障壁となる前に解決するための、十分なリソース配分の下でなされる計画立案の欠如である。これらは電子政府イニシアティブの規模、範囲およびインパクトを著しく制限しうる。

例

- 電子政府に向けた政治的意欲の欠如。
- 公共政策およびリソース配分における電子政府の軽視。
- 時期によって関心の度合いに差が生じることによって、電子政府の推進が断続的で継ぎ接ぎだらけのものになってしまう恐れ。
- 上級マネジメント層における電子政府に対する理解の不足。
- 戦略的ビジョンおよび戦略計画立案の貧しさ。
- 一般公衆および産業界に存在する想定利用者らへの、接触と動機付けに向けたマーケティングの不足。

2. 財務上の阻害要因

電子政府の開発、導入および維持に掛かるコスト、かつ／あるいは、電子政府に関連する研究開発およびイノベーションは、どちらも資金を必要とする。これらに対する拠出の欠如は、重大な財務上の阻害要因となりうる。この問題には電子政府イニシアティブの費用便益測定の難しさが関わっている。費用便益分析が不適切だと、将来の電子政府のイノベーションを支えるのに必要な、一定水準の資金流入を妨げてしまうことになる。ICT システムを開発、導入、維持するのに掛かるコストは、電子政府についての財務上のインパクトアセスメントにおいてしばしば支配的な地位を占める。なぜなら、これらのコストは便益に先立ち、容易に測定可能だからである。これらの定量的評価に対して便益の評価が定性的評価に傾きがちな場合にはなおさらである。他の公共リソースに対する切実な需要との間にある競争を踏まえると、しばしば明らかに高く付く電子政府のコストに対して、これを埋め合わせるのに十分で具体的な便益を算定することの難しさは、電子政府への資金供給の締め付けや、あるいは停止にもつながりうる。ひいては、電子政府の歩みそのものが厳しく阻害され、あるいは止まってしまうことにもなる。

例

- 電子政府政策イニシアティブの費用便益を実証することの難しさ。
- 電子政府サービスを開発するのに掛かるコスト。
- 複数のチャネルを経由してサービスを提供するのに掛かる政府側のコスト。
- 電子政府関連の法令遵守に伴う政府側コストの増大(例:情報公開法あるいはデータ保護)。
- 長期的便益よりも短期的なコストの方が政治的に重視される傾向。
- イノベーションへの拠出を模索するに当たっての柔軟性の欠如(例:民間セクタの巻き込み)。
- 研究開発およびイノベーションへの拠出の欠如。

3. デジタルデバインドとアクセス手段選択

デジタルデバインドを解消するには、電子政府を利用するスキル、適切なシステムへのアクセス手段、知識の獲得および動機付けに対する支援が求められる。支援内容に不平等が存在すると、電子政府の立ち上げは制限され、分断されかねない。社会的・経済的な差違—裕福さ、年齢、障害、言語、文化、地理的所在、業務の規模やその他の要因—の存在は、異なった個人、集団、組織によって、電子政府のリソースがそれぞれに異なった形で利用されるであろうことを示唆する。このような格差は幅広い。電子的なパイプラインの一端にあってどこにその蛇口があるのか、あるいはどうやればそこから水が出るのかを知らないような利用者もいれば、それとは反対に、デジタルコンテンツの利用者としてだけでなく提供者としても振る舞い、洗練された形で電子政府を活用する能力を有する人々もいるのである。認識、知識、能力においてこれほど多様な広がりには追従していかなければならないという事実は、ネットワーク化されたサービスの提供を特に難しくしている。

例

- 市民のニーズを満たす電子政府サービスの開発と導入における失敗。
- 電子政府サービスを利用しようという市民からの強い動機の欠如。
- 市民の ICT スキルの差。
- 幾つかの社会集団あるいは地理的領域からの、電子政府システムに対する実用的な技術的アクセス手段の欠如。
- 特定の集団におけるインターネット利用度の低さ。
- 視覚に問題を有する人々やその他の障害を有する人々向けに電子政府サービスを利用しやすいものにする。

4. 不十分な協調

管轄、行政および地理的境界を越えて適切な電子政府ネットワークとサービスを整備するに当たり、協調と調整の欠如はブレーキとなりかねない。電子政府サービスの提供とその業務の新しいあり方は、伝統的な政府の境界線—司法、行政、組織の境界線—をしばしば横断するものであり、同様に、地理的な隔たりを克服できる可能性を秘めている。ネットワーク化された統治は新しいチャネルを通じての情報およびサービスの流れをもたらすが、前述の境界線の両側に見られる法や組織の差違は、この流れを阻害し、塞ぎさえもする。

例

- EU 加盟各国間での法および規制の差違。
- ネットワーク化された電子政府サービスの提供に関する共通手続きおよび標準についての政府省庁間での合意と導入の失敗。
- EU 加盟各国間に見られる行政上の伝統およびプロセスの差違。
- 中央政府、地方政府、地方自治体の間での協調の欠如。
- EU 加盟各国と欧州委員会の間での協調。

5. 職場と組織の硬直性

行政活動の実務、プロセスおよび組織構造を変革しようとして直面する硬直性は、電子政府の便益を幅広く実現するに当たって制約あるいは障壁となる。ネットワーク化された統治という新しい行政形態を実現するためには、組織構造の再設計およびプロセスのリエンジニアリングが必要とされる。しかし、イノベーションに対して行政のマネージャおよびスタッフが示す抵抗はリエンジニアリングを阻みうる。電子政府サービスは伝統的な行政上の責任分担や組織構造を横断する性質を有しており、それゆえ電子政府サービスを支援するためには変革が必要とされるのである。効率的で効果的な電子政府サービスは、市民と産業の変化し続けるニーズと、ICT によるイノベーションが可能にする新しい機会を満たすものである。柔軟性をより高めることなしには、このような電子政府サービスの創成と提供を阻む障壁が生じかねない。

例

- ネットワーク化されたサービスの中で誰が何について責任を持つのかについて省庁が繰り返す縄張り争い。
- マネージャおよびスタッフのスキルトレーニングと包容力の醸成に見られる不十分さ。
- 政府職員の ICT スキルの不十分さ。
- 優れたプラクティスに学べていない現状。
- 電子政府サービスの開発と導入に見られる、市民/産業中心ではない、政府中心の傾向。

- 変革に対する政府職員からの抵抗。
- スタッフの配置や実務のあり方を変革する際に求められる柔軟性に、現行の雇用法令がもたらす影響。

6. 信頼の欠如

不十分なセキュリティ、プライバシーの保護措置とコントロールに対する恐れが存在すると、電子政府の利用にあたって安心感も損なわれる。個人情報の取り扱いに必要となる細心の注意や、オンライン詐欺に対する脆弱性、その他の不法あるいは不正行為といったリスクが、電子政府の利用には付随しているのである。インターネット上での電子商取引の利用経験が民間セクタにおいて増大することで、ICT化されたネットワークの利用に対する一般的な信頼は高まりつつある。しかし、個人情報の取り扱いには高度の注意を要するにも関わらず、実に多くの公共サービスがデジタル化された個人情報の取り扱いを必要としている。それゆえ電子政府においては、個人情報の取り扱いに特有の、信頼上の懸念が持ち上がる。政府に対する一般的な信頼の欠如によってこれらはより一層悪化しうる。更に、公共業務にまつわる情報を開示するに当たって、透明性を可能な限り確保しようとすることに行政機関がためらうならば、そうした姿勢への懸念もまた不信感を強めることになる。現実あるいは想像上の懸念に基づいて生じるこれらの信頼の低下を、十分に明らかにしかつ解消に向けて取り組むことが求められる。もしそれを怠れば、電子政府サービスの立ち上げは妨げる可能性がある。

例

- ネットワーク化され統合されたデジタルデータベースが発達することによって、個人の生活や産業活動に対して政府の不当な介入が生じるのではないかという「監視国家」への恐れ。
- 電子政府に効果的なセキュリティを導入し推進することに対する不十分な優先順位設定。
- プライバシー情報の利用とセキュリティ保護の間の緊張関係の中に見られる「デジタル処理されると恐ろしいことが起こるのではないか」という半ば本能的な警戒心。この警戒心は、プライバシーを開示するか犠牲にすることが幾らか必要とされる典型例(例:オンライン納税またはオンライン社会保障サービスの際に利用者を特定する場合)があるにも関わらず存在する。
- オンラインコンテンツの提供に伴う賠償責任に対する行政側の不安。
- オンライン窃盗および詐欺の恐れに対する一般的懸念。
- プライバシーと市民の自由にまつわるリスクに対する一般的認識。
- セキュアな電子証明・電子認証システムの欠如。

7. 不十分な技術的設計

例えば ICT システム間の互換性の欠如といった設計上の欠陥は、情報とコミュニケーションの流路となるパイプラインを塞いでしまう。不十分な設計に起因して、電子政府のシステムとサービスがすべて失敗したり、あるいは不満足な成果となる事例が頻発している。中でも、行政機関の間でのハードウェア、ソフトウェア、あるいはネットワークインフラストラクチャの非互換は、最もよく見られる問題である。それだけでなく、システムのユーザーインターフェースやユーザビリティにおける欠陥もまた、市民および産業と行政間のコミュニケーションを阻害するものとなりうる。これらのオペレーション上の問題は、潜在的には成功しているサービスの利用さえ台無しにしてしまうばかりでなく、そうした問題を経験した人々が、他の電子政府サービスを試してみようとする意欲も損ねてしまいかねない。

例

- 使い方の難しい電子政府アプリケーション。
- 新しい電子政府システムと古いレガシーシステムの間での非互換。
- EU 全域で利用できる電子的個人証明標準の欠如。
- IT システム間の相互運用性の欠如。
- 民間でのインターネットおよび関連技術の利用動向に比した政府の遅れ。

2.4. 法制面での 8 つの課題領域

1. 行政法

概要

大部分の EU 加盟国ⁱにおいて、行政は行政法と呼ばれる特有の規制によって司られている。行政法は個人間の関係を取り扱う民法とは異なった法である。市民に対する関連諸手続き上の形式を保証することを合わせて、公共団体に対して著しい権限を認める点に行政法の特徴がある。典型的には、一連の業務手順を法的に定め、行政機関がこの手順を正しく遵守することを行政行為の法的成立要件とすることで、行政活動が所定の形式を逸脱しないことを市民に保証している。

このような規制が、制度上の潜在的障壁として電子政府にどのように関わるかを示す例を次に挙げる：行政法によれば、行政上の意思決定はその権利能力を有する権限者によってのみ行使される。では、機械はそのような権限者として認められるのだろうか？；法的に取り決められた手続きを厳格に捉えるならば、その中には必要に応じて全ての所定の文書を提出するよう市民に求める条項が含まれている場合があり、時にそれらは法令上の厳密な書式を有する。では、電子的手段によってもたらされるスピードや柔軟性とこれらの規定は整合するだろうか？；こうした法令上の遵守事項が守られない時、結果として行政上の意思決定は無効と見なされるかもしれない。

行政法に定められるところのルールがあまりに厳格過ぎると、ICT の利用によってもたらされる変化に適応しようにもルールが電子政府の効果的な実現に対する障害となり、電子政府に対する市民の期待を損ねかねない。その一方で、電子政府に適応するための法制度の調整が一般的な私権の範囲に限定され、行政法にまで及ばない場合には、行政活動における ICT の利用に伴う法的保証の欠如が、行政の近代化に対する大きな障壁となる恐れがある。

問題の構造

EU 加盟各国には公共セクタにおける ICT の利用を模索するイニシアティブが存在している。新しい挑戦と問題に取り組むために国内行政の法的枠組みを調整する際には色々な課題が潜在的に生じるものだが、一般に言って EU 加盟各国のイニシアティブはそうした課題の克服を狙いとしている。しかしながら依然として、特定の行政法が課す規制に起因する幾つかの障壁を乗り越えるには、関連する根本的改革が多くの場合に必要とされている。

ⁱ ただし、イギリスのように判例法に基づくアングロ・サクソン型の行政モデルを採用している国家を除く。(訳者注：他はアイルランドのみ。)

例えば、伝統的な行政法のルールが ICT の能力に固有の要件に十分に適応していないと、公共サービスの電子化にあたって深刻な障害物が生み出されうる。更には、EU 指令に適應するために必要な措置として、EU 加盟各国によって ICT 関連の幾つもの新しい法律が、とりわけ、電子署名 (eSignature 指令 1999/93/EC) と個人情報保護 (ePrivacy 指令 2002/58/EC¹⁰⁶) に関連するものが可決されている。法的枠組みをひとまとまりの原理原則に従って統一・統合することが求められる中で、その整備に向けて真に重要な要件をとりまとめ、それらの要件に合わせて現代的な規制のあり方を適應させることが、この領域における主要かつ喫緊の法的課題となっている。

従って、技術の要請に対する行政法の適應が不十分であったりそもそもまるで適應してしないとなれば、行政の暴走抑止に関して個人や企業に示す保証の水準が低下し、電子公共サービスの利用者としての彼ら市民の役割を脅かす可能性がある。この可能性は行政活動の有効性および市民権の遵守が毀損されることを含意するものであり、極めて深刻な問題をもたらす可能性がある。ひいては、電子政府を絡めた行政近代化のプロセスもまた遙かに困難なものとなりかねない。

EU における取組との関連

EU 指令にはデータ保護、電子署名、電子商取引に関連するものが存在している。ICT に関連して EU が推進しているこれらの改革を實踐するに当たり、多くの EU 加盟国では行政の法的枠組みの持つ影響を十分には考慮に入れていない。この原因の 1 つは、この領域について一般的権限を EU 自身が有していないことにある。もう 1 つの原因は、判例法に基づくアングロ・サクソン型の行政モデルを採用している幾つかの国家が強い影響力を持っていることである。結果として、行政法に基づく大陸型の行政モデルを採用している多くの EU 加盟国では、EU 指令の導入に当たって個々に国内法令を整備することになった。しかしこれらの国内法令は、行政に対する規制に固有の要件に、十分には適應していない。行政活動の特殊なニーズを低く見積もると、行政上のある種の意思決定が無効化するリスクに帰結しうる。それゆえ、電子政府に向けた潜在的に深刻な障壁と見なしうる。このことは、電子商取引サービスに適用される法的ソリューションが、電子政府領域での實踐にいつでもそのまま適用できるとは限らないということを意味する。

本プロジェクトの分析過程においては電子政府に関連する多数の文書を調査したが、その中に行政法についての直接的記載は見当たらなかった。前段に述べた背景はこのことの説明ともなりうる。これらの文書類の大半は EU の公式 Web サイトより入手したものである。結果的に、我々は EU 加盟各国において執り行われている国内法制上のイニシアティブに注意を振り向けなければならなかった。幾つかの加盟国では、ICT 領域について EU

の定めた一般の法的枠組み(例：電子商取引、電子署名、データ保護)をベースとして、電子政府に関する総合的な法制を可決した。ヨーロッパにおける電子政府の推進を目指した欧州委員会 IDABC¹⁰⁷プログラムの Web サイトに見られるように、このアプローチを採用したのは、オーストリア、チェコ、フィンランド、イタリア、ラトヴィア、そしてスロヴァキアのみである。他の幾つかの加盟国(例：フランス、スロヴェニア、スペイン)では、それぞれに電子政府法の準備プロセスを進めており、近いうちに可決する予定である。行政法に起因する電子政府への既存の障壁をこれらの取組によって克服できたのか、あるいは反対に、新たな障害を生み出すに至ったのか、それを見極めるためにこれらの法を分析することが重要である。

行政における明確な—そして単一の—枠組みの存在は幾つかの汎ヨーロッパ市場に密接に結び付いており、それゆえ、幾つかの EU イニシアティブでは行政法の領域に対しても直接に踏み込んでいる。行政上の特殊要件は行政活動の実効性を妨げているだけでなく、EU の経済と企業の競争力発展に対する深刻な障壁となっていることも特筆される。ゆえに、行政の技術的近代化プロジェクトにおいては、中でも、利用者によるデータ入力と利用者に対する書類の提供において、電子的サービスの提供による行政手続きの簡素化というまたとない機会に向き合わなければならない。フランスの電子政府戦略計画はこれに関連した事例である。この戦略計画の主目的の 1 つは、法改革を推進することで電子政府開発に対する規制上の障壁を取り除き、電子政府サービスの開発を可能にする総合的で一貫した法的枠組みを整備することにある。この中には行政改革担当相による行政簡素化新法案の議会提出が含まれており、更にその中に、電子政府に関する記述が含まれる見込みである。

最終的に、大抵の場合において行政法は個々の国家の国家大権であることに変わりないとは言え、汎ヨーロッパ圏で提供される電子サービスの統合に当たっては、国家間のレベルでの障壁にも直面することになるだろう。なぜならば、それらのサービスは通常、国家、地方、地域の行政活動およびその情報システム—これらには法的制約が伴う—に基づいているものである以上、汎ヨーロッパ圏での電子サービスの統合は電子政府にも大きな影響を持つからである。よって、行政についての法的枠組みの差違を軽視する、あるいは考慮に入れないならば、電子政府サービスの実際の立ち上げ、汎ヨーロッパ圏での提供に向けた将来的拡大に対して、こうした配慮不足が深刻な潜在的障壁になりうると考えられる。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：重要

ICT に伴う要件に対して行政の法的枠組みを適応させる取組が不十分なものとなる原因の 1 つは、電子政府に特別な配慮を行うことに対して効果的なリーダーシップが

発揮されず、特に法的側面において要件が取り入れられないことである。

財務上の阻害要因：重要

行政に関するある種の法的枠組みの存在は、それらの行政を実現する電子的手段を法に適応させるに当たっても固有の要求を突きつけ、電子政府サービスの開発、導入、提供に掛かる費用を高騰させるかもしれない。この種の不便は ICT の要件に合わせて既存の規制を若干改正することで取り除けることが多い。あるいはこの問題は、ICT に固有の特性を念頭に置いて、既存法を近代的に再解釈することによっても解決できる場合がある。

デジタルデバイドとアクセス手段選択：重要

特定の集団で電子政府サービスへのアクセスに困難が生じるのは、通例であれば行政活動の規制とは関係のない、経済的、文化的、技術的状況の差違を原因とする。しかしこの問題には、行政にまつわる不適切な法的枠組みの存在が関わる場合もある。このことは特に、(ICT に適応していない)不適切な規制と要件を守らんがために、平均的市民による電子政府サービスへのアクセスが過剰に難しくなっている時に明らかである。別の観点から言えば、それ自体は行政法による直接的要件というわけではないが、競争法(独占禁止法)によって課せられる官民競合禁止の障壁が存在しなければ、公権力によってデジタルネットワークへの幅広いアクセスが推進されるというケースもある。例えば、電子政府サービスの利用を推進するために必須不可欠の要件として、僻地における高速インターネットアクセスを助成するのがこの例である。このような地域においては、中央の行政機関は遠く離れたところにあるのが普通である。

不十分な協調：重要

行政法の適応作業の技術的側面においては、関連する全ての行政機関による実効性のある協調が必要となるのが普通である。とりわけ、国家権限に基づいてこの領域における一般原則の変更を行う場合にはなおさらである。このような変更は地方や地域のレベルでも遵守されなければならない。EU の観点で言えば、行政に対する規制を認可する一般的権限が EU に欠けていることが協調に関連する不便であり、この不便は EU 加盟国間のレベルでも表面化しうる。ネットワーク化されたサービスを開発するに当たってのもう 1 つの法的障壁は、国家の権限を行使する者が時折、政治的な理由で、統一性の確立のためにはその権限を行使しようとしなかった時に生じる。このような統一性は地方や地域レベルでの規制にも関わりがある。地方や地域の持つ民主的自立性もまた障害となる場合がある。こうした障害は電子的手段の利用推進を狙った行政上および組織上のある種の意思決定を制限する場合がある。例えば、関連する行政上の権限者に対してアクセスする権利を市民は有しているが、ICT を用いた場合のこの

権利を幅広く捉えることができるかどうか、こうした障害の有無が関わってくる。

職場と組織の硬直性：極めて重要

電子政府サービスの導入において最も重要な課題の 1 つは、技術の潜在的能力を効果的に取り入れることによって、行政活動の近代化と改善を支援することである。このような機会は伝統的な法的障害が改革されないままには実現されることがない。とりわけ、行政手続きの必要とされる簡素化が見過ごされ、ただ ICT の持つ固有の性質や技術的優位性だけを利用して、伝統的な紙文書の代わりにデジタル情報をやりとりするに留めた場合にこれが当てはまる。

信頼の欠如：重要

伝統的な規則類は、市民と行政機関間のコミュニケーションが個人間の直接対面に基づくことを前提としている。これらの規則を ICT に十分に適応させなかった場合、行政サービスの質の向上に寄与するはずの、電子政府によって可能になる技術的イノベーションが阻害されうる。特に、電子政府サービスでは法的保証が低い水準でしか提供されない(例：行政手続きの正当性を担保するために課される様々な制約が存在するという基本通念とこれに対して意思決定が自動化されるという実情が対比された時)のではないかと市民および企業が懸念するようになった場合、この影響が顕著になる。

不十分な技術的設計：重要でない

幾つかの EU 加盟国では電子政府サービスへのアクセスを可能にするよう法的な義務を行政に課している。このことは、技術的設計、特に Web サイトと行政情報に対するアクセスをあまねく設計に取り入れるという観点からは好ましい条件と言える。しかしながら、電子政府サービスの技術的設計を十分な水準に高めようとするに当たって、特定の法的枠組みの存在が障壁になるとは言えない。技術的設計の向上は、そのような法令の存在の有無に関わらず、常に追求されるべきである。

2. 認証と証明

概要

電子政府における認証とは、典型的には、ある人物もしくはある存在に特定の権限を認めるあるいは与える行為を指す。認証には所定の情報を証明あるいは検証するプロセスが伴う。証明とはある人物が特定の個人であることを認めるあるいは確認する行為を指す。両者の差違は、あるコンピュータに共有アカウントでログインする例を用いて示せる。即ち、共有パスワードを用いてそのアカウントでログインする時、その利用者が特定の誰かであるということは証明されないが、システムの利用権限については認証される。その一方で、証明に対しても、特定用途のための認証が常に伴うとは限らない。

認証は電子情報の一貫性および出所を保証するための手続きにおいて用いられる。電子署名はその発行者と一貫性を検証可能にするものであり、電子情報の正当性を担保するために利用できる。電子署名は公開鍵暗号を用いた電子的な署名の一種であり、電子情報の著者は秘密鍵を用いて情報に「署名」することができる。この秘密鍵は著者によって常に秘匿されなければならない。署名は著者の持つ鍵と組になっている別の鍵によってのみ検証することができる。この組となっている別の鍵は他者により署名を検証できるようにするために公開されることから、公開鍵として知られる。それゆえ、この認証手続きを用いることで、公開鍵と組になっている秘密鍵を当該の電子情報の著者が所有しており、その秘密鍵によって署名情報を暗号化したことを確かめられる。電子情報の受信者は、受信した署名情報を公開鍵によって復号することにより、著者がその公開鍵と組になっている秘密鍵の持ち主であることを確認できる。

問題の構造

市民あるいは法人と政府との間でなされる非電子的なやりとりの多くは署名によって締め括られる。署名は例えば社会保障に関する支払いの受領や小切手での支払いに際して行われ、その内容を認証する手続きに当たる。サービスを電子的な空間に移し替えるとなれば、手書きの署名に等価な電子的手段の必要性が生じることになる。即ち、

- 1) 電子的コミュニケーションに参加している各々の身元証明、
- 2) コミュニケーションにおいてやりとりされる内容が改竄されたり損なわれたりしていないことの証明、
- 3) 係争が生じた時に必要となるコミュニケーション経緯の確認。

電子署名を提供する証明サービスプロバイダの認可と電子署名そのものにまつわる法整備の状況は EU 加盟国によって様々である。このことが電子的コミュニケーション、電子商取引、電子政府の利用に対する大きな障壁を生み出すかもしれない。この点については、欧州議会および欧州理事会による 1999/12/13 の eSignature 指令 1999/93/EC において、「電子署名に関する法整備の基盤となる一連の基準を設け、欧州共同体における電子署名の利用に向けた国際調和をもたらす適切な法的枠組み」を整備することが第一の狙いとされているが、依然として不十分である。

eSignature 指令 1999/93/EC は安全な署名を生み出す機器について極めて高度な要件を設定している。そのような機器は未だに市場には浸透できないままである。これらの法的要件はより柔軟なものに変更すべきである。さもなければ、高度な法的要求が電子政府への障壁となりうる。

EUにおける取組との関連

電子署名に関する eSignature 指令 1999/93/EC は 1999 年 12 月 13 日付けで署名され、2000 年 1 月 19 日付けの官報にて発行された。この指令を国内法に反映するため、EU 加盟各国にはこの日より数えて 18 ヶ月間の猶予が与えられた。

デジタル証明に関する EU レベルの法的枠組みが存在するからと言って、デジタル署名関連の法律が電子政府への障壁にはもう無縁であるという保証はない。この点について言えば、欧州委員会によって実施された研究報告¹⁰⁸を参考として示すことができる。この報告書では、汎ヨーロッパ圏において電子署名が利用されるようになるまでには、依然として取り組まなければならない多くの仕事がこの領域にあることを示している。例えば、eSignature 指令 1999/93/EC の解釈における差違に起因して、欧州共同体の内部には未だに法制のばらつきが存在している。近い将来の範囲で言えば eSignature 指令 1999/93/EC の文言はその目的を果たすのに十分なものとなっているが、しかし、再解釈や明確化の必要があると、報告書では結論している。例えば、監督のあり方や独自認証、それから公共セクタについての例外規定など、これらの取り扱いを明確化する必要がある。他国において認められた証明書を国内法上でどう認知するかという問題もまた、国境を越えた電子政府の実現において依然として障壁となりうる。この研究に続いた我々のプロジェクトにおける結論は、eSignature 指令 1999/93/EC の再解釈と明確化なしには eSignature に関する電子政府への障壁は今後も存続するであろうというものである。

報告書によれば、“加盟各国の電子政府プログラムが各国の国内市場に対して及ぼした影響についてより詳細な研究の実施が必要である。これらのプログラムが国家間の障壁、分断および相互運用上の問題となる明白な危険性が存在している。電子政府プログラム間の相互運用性、特にその電子署名アプリケーション同士の相互運用性の改善に向けた取組を、EU レベルで立ち上げるか、あるいは支援すべきである。”

興味深いもう 1 つの点は、文書保管サービスあるいは書留郵便サービスに対する規制が明らかに必要とされているということである。利用者の観点からすれば、証明書の発行については複雑な規制の枠組みが設けられているのに、この種のサービスに対する規制が全く存在していないというのは理解しがたいことである。それゆえ、その他の信託事業に対する規制の必要性について研究を実施することが推奨される。この点について言えば、欧州議会および欧州理事会による 2000 年 6 月 8 日付けの eCommerce 指令 2000/31/EC¹⁰⁹の具体化について触れた最初の報告書を参考として取り上げられる。この EU 指令は、加盟各国の国内市場における情報社会型サービス、とりわけ電子商取引について特定の法的側面に触れたものである。

中核となる問題は、特定のデジタル署名技術を指定する法を成立させてしまった区域において、そのデジタル署名以外の手法で署名された電子的やりとりの正当性が不明確になっていることである。現在の eSignature 指令 1999/93/EC の下では、「安全な」署名ではあるがデジタル署名ではない手法を用いたビジネスは、強制力を持たないかあるいは契約が無効になるといった、証明書の質にまつわるリスクを負うことになる。コンピュータ上の文書に署名を施すに当たっては、政府も企業もデジタル署名にこだわらず自らのニーズに一致する手法を選んでいるという事実によって、この問題は更に悪化している。例えばオランダにおいては、DigiD(Digital Identification)¹¹⁰が 2005 年 1 月 1 日に導入された。DigiD はオンラインの電子政府サービスにアクセスしようとする市民をユーザー名とパスワードによって個人証明するシステムである。しかし、これが eSignature の発展形としての要件に合致するものといえるかどうかについて疑念が持ち上がった。例えば Dutch Society of Information Security (GvIB)が 2006 年 4 月に発行した報告書によれば、このメカニズムは個人認証に用いるには強度が低すぎると指摘し、しかしその一方で税申告に対しては適しているとしている。

最後に言及すべき点は、EU 指令によってデジタル署名に高度な標準が要求される時に、システムのコストが便益を上回ってしまう可能性である。このことはシステム利用者にとってだけでなく、証明サービスのプロバイダにも当てはまる。従って、理屈の上ではデジタル署名システムの利用が効果的であるように見えても、現実にはその複雑性とコストが徒となって、電子政府開発の幾つかの局面において潜在的な障壁となる可能性がある。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：重要

一見すると、認証と証明の問題はこの障壁カテゴリと無関係であるように思われる。しかし、リーダーシップが欠如していると、認証と証明のプロセスを開発、導入するに当たって、その歩みを減速させる結果につながりうる。このことは幾つかの異なる国の事例として示せる。例えばオーストリアでは 2003 年から、スマートカード上の電子署名を用いることで電子的に住民票を取得できるようになっている。技術の発達にも関わらず、DigiD のようなオンライン認証技術はある種の電子政府サービスには適していないという理由で批判されてきた。最先端の認証と証明のプロセスを利用するよう指導者が請け合うに当たって、技術的發展に対する知識と展望は重要な要素であるように思われる。

財務上の阻害要因：重要

安全な電子署名の利用、あるいは更に電子署名と生体認証の組み合わせは、相対的

に高コストである。セキュリティに対する要求水準が高くなれば、認証と証明に掛かるコストも高くなる結果に至るのは明らかであるように思われる。この文脈において重要な疑問は、効果的なセキュリティと信頼できるシステムを提供することの便益は、そのためにあらゆる場面でかさ上げされる投資コストを上回るのかどうか、というものである。

デジタルデバイドとアクセス手段選択：重要

認証と証明のプロセスは扱いやすく導入コストが妥当なものにすべきである。従ってデジタル署名のようなプロセスは、組織での導入において高価になりすぎず、その利用者にとって扱いやすいものとすべきである。さもなくば、デジタル署名はデジタルデバイドにつながりうる。

不十分な協調：極めて重要

電子署名に関する eSignature 指令 1999/93/EC の存在にも関わらず、汎ヨーロッパ圏で電子署名を利用できるようにするためになさねばならない仕事は多い。EU 指令中の条項に対する解釈の差違から、EU 加盟各国には様々に異なる法令が依然として存在している。このことはまた、電子署名の標準に対する合意と導入を失敗させる結果にもつながっている。

職場と組織の硬直性：重要

認証と証明のプロセスが組織に導入されようとする時、マネージャとスタッフはそのようなイノベーションに対して抵抗するかもしれない。場合によっては、彼らの抵抗は法的根拠に基づいて正当化されうる。例えば、認証と証明プロセスの導入が被雇用者の個人情報の処理に帰結するのであれば、何らかの労使協議に基づく合意形成が必要になるかもしれない。より一般的に言えば、EU 加盟各国の現在の雇用法の構造において、認証と証明のプロセスは公共セクタにおける雇用市場の再構築に対する阻害要因となるのかあるいは円滑化要因となるのか、その点に疑問がある。このような雇用市場の再構築は、高水準の ePublic サービスの提供と、その利用から得られる全ての便益を実現するに当たって必要とされうる。

信頼の欠如：極めて重要

電子商取引の場合と同様に、信頼は電子政府の重要なイネーブラであるように思われる。取り扱いに極めて慎重を要する個人情報を政府は市民から預かるのだからなおさらである。従って、これらの個人情報に対するアクセスが認証と承認のプロセスを通じて高度な安全性を保つこともまた大変に重要である。

不十分な技術的設計：極めて重要

報告書「電子署名の法的・市場的側面¹¹¹」では「認定済み電子署名」の EU による標準化を推奨している。この標準は、この標準に従う電子署名であればヨーロッパの全域で手書きの署名と等価に見なされると前提してよいと、電子署名の利用者に保証するものである。このような認定済み電子署名は国境を越えた取引をヨーロッパ域内で行う際にとりわけ有益となるであろう。

3. 知的財産権

概要

政府によって提供される電子サービスの多くは情報の頒布に関わる。政府は市民に対して電子的に情報を頒布でき、同様に、市民に対して電子的媒体を通じての情報提供を求めることもできる。これらの情報交換に対しては知的財産権が適用されうる。知的財産権は創造的な作品を守るためにその著者らに与えられる権利である。「知財」と呼ばれるもののその他の例には次のものが含まれる：著作権および著作隣接権、データベース、エキスパートシステム、(ソフトウェア)特許、取引上の機密、商号および商標、設計、ノウハウ、ドメイン名、ロゴ、発明。

創作とイノベーションを刺激するがゆえに、著作権とその著作隣接権は情報化社会において重要な役割を果たしている。著作権指令 2001/29/EC¹¹²の備考 2 によれば、“著作権および著作隣接権は、新製品および新サービスの開発とマーケティング、創作物の作製と利用を保護し刺激するものである。”

電子政府の利用は、他者による幾つかの創作物によって支えられる場合がある。例えば、政府は情報の編纂を行うかもしれないし、そのプロセスに民間の第三者が参画することもあるかもしれない。市民あるいは企業と政府間のコミュニケーション窓口や提供される電子政府サービスには ICT インフラストラクチャやソフトウェアが用いられるが、これらに対してもまた知的財産権が適用されうる。

問題の構造

政府にしてみれば、知的財産権の侵害に伴う責任問題を回避するために、特定の電子的コミュニケーション形態や特定のサービス提供に伴う知的財産権の影響を見積もることは大変に重要である。情報を頒布するに当たっては、その情報に関する知的財産権を誰が有しているのかについて政府は注意を払わなければならない。行政機関からの依頼によって民間の請負人による頒布がなされる場合には、その情報の頒布が他の民間の第三者の知的財産権を侵害していないことを政府省庁が確かめなければならない。民間の請負人から政府に向けて何らかの情報を提示するように要求する場合にも、その請負人が政府に対して

提示した情報が、その情報の真の著者である第三者の知的財産権を侵害することなしに、請負人自身の権限において提示できるものとなっているかどうか問われることになる。

具体例を挙げれば次の通りである：文書保管を担う省庁が建築許可申請の完全な記録をデジタル化しようと目論んだとする。この省庁は 2 つの権利侵害を犯す可能性がある。第一に、建築許可アーカイブに含まれる設計図面は著作権による保護対象である。大部分のケースにおいて、設計図面の原著者—大抵は設計士である—が著作権者となっている。これらの設計図面をコンピュータ上に蓄積することは著作権者による了解を伴わない複製行為であり、教育を目的とした情報のコピーでもなければ、自然人による私的利用とも言えない。更に、知的財産権によって保護された情報を権利保有者の承諾なしにオンラインで公開することもまた著作物の無断公表に該当し、著作権指令 2001/29/EC に従えば許されえない。

ソフトウェアに対する知的財産権の適用に当たっては次の引用が注目に値する：

“知的財産権の所有者には他者がそれらの権利を利用することを禁止できる排他的な権利がある。権利が互いに明確に分離されており、新しいプログラムの開発者が他者の権利に依存していないのであれば、排他的な権利がソフトウェアの生態系に問題を起すことはない。残念ながら、今日利用されるシステムにおいては、単純な 1 個のコンピュータプログラムさえ、その実装は一般的に言って他の多くのソフトウェアコンポーネントに依存している。つまり、単一の企業あるいは一人の開発者が、他者からの明確な承諾なしに単独でひとまとまりのソフトウェアを生み出すことはまずありえない。ソフトウェア製品がより複雑なものとなり、より多くの関係者が開発プロセスに参加するようになるにつれ、権利の細分化や積み重なりが実務上の問題を生じているのは無理もないことである。「気難しい」権利者が排他的権利を振りかざして可能な限り多くのコントロールを得ようとしたならば、相互に依存し合った権利者の総体はいかんともしがたい膠着状態に陥りかねない。彼らは知的財産権の利用許諾を全く与えないという風に結論するかもしれないし、あるいは受け入れられないような許諾条件を持ち出すかもしれない。特にオープンソース開発者は、利用許諾に際して決してその対価を求めてはならないという基準を厳格に保っているように見受けられる。”¹¹³

知的財産権の領域に端を発するもう 1 つの障壁は特許法に関わるものである。理屈から言えば、技術の一部に含まれる特許というものは関門のようなものとして機能する。それゆえ特許の保有者には相互運用を受け入れることが求められるが、保有者の意向次第では、直接に利用を禁止することによって、あるいはよりありそうなシナリオとしては過度の対

価を要求することによって、新規参入を妨げる道具として特許が用いられる。この点を踏まえ、特許の保有者が不合理な形でアクセスを制限した場合に備え、保有者が有するところの技術を他者に公開するよう強制する法的メカニズムを強化することが必要になるかもしれない。

一般的にこうした問題は、極端に強い知的財産権が、コストの増大、非効率な中央集権化、イノベーションの低下、ひいては技術的発展の遅滞を導く危険性として言及される。これらの課題は全て電子政府の開発を妨げるものである。

EUにおける取組との関連

域内市場の整備と具体化を志す欧州共同体の様々な階層において、知的財産権に関わる多くの規制が既に提案され導入されている¹¹⁴。次に列記するトピックは EU 指令において取り上げられたものの一覧である：知的財産権の執行、原著作品の著者の便益のためになされる権利の再販、著作権および著作隣接権、データベースの保護、著作権および著作隣接権の保護に関する文言、人工衛星とケーブル、貸与権、コンピュータプログラムの保護、半導体。工業上の財産—特許、商標、バイオ技術の発明、コンピュータによって実現される発明の設計と特許を含む—に関する成立済みの法令および提案中の法令については、EU の Web サイトで情報を見付けることができる。

知的財産権に対する注意は EU のみにおいて払われているのではない。知的財産権はより広い国際的なレベルでも関心を集めている(例：WTO の知的財産貿易についての TRIPS 協定¹¹⁵)。TRIPS では、世界各国における知的財産権保護のギャップを狭め、共通の国際ルールの下にそれらをまとめようと試みている。WTO 加盟各国の政府が知的財産権に対して与えなければならない最低限の保護の水準を TRIPS 合意は示している。この合意には次のものが含まれる：著作権および著作隣接権；商標(サービスの商標を含む)；地理情報；工業デザイン；特許；集積回路のレイアウトデザイン(配置)；機密情報(取引上の秘密を含む)。関連する国際合意の中には世界知的所有権機関(WIPO)によってとりまとめられた次の2つの合意が含まれる：WIPO 著作権条約¹¹⁶、WIPO 実演・レコード条約¹¹⁷。

知的財産権によって生じる電子政府への障壁について言えば、この領域における法的規制の大部分で配慮が不十分である。知的財産権の将来と柔軟性について数多くの学術的な議論が存在しており、その中にはソフトウェア特許とオープンソースソフトウェアへの脅威についての議論も含まれている。更に、EU 指令に基づいて整備された各国の法令の国際調和の水準が問われてもいる。これらの懸念は3つの EU 指令—著作権、データベース、PSI 再利用—に対するコメントを通じて示されたものである。

著作権指令 2001/29/EC は情報化社会に必須の基盤として導入された。この EU 指令の付録 4 では、著作権に関する欧州の法体系を国際調和させることの経済的重要性を強調している：

“著作権および著作隣接権に関する法的枠組みの国際調和は、高水準な知的財産の保護を提供しつつ法的な取り扱いの確実性を高めることによって実現される。そしてこのような国際調和は、創作とイノベーション—ネットワークインフラストラクチャも含む—に対する充実した投資を育み、結果としてヨーロッパの産業—コンテンツ配信と IT、より一般的には幅広い産業分野と文化的セクタにまたがる領域—の成長と生産性向上がもたらされる。ひいては雇用と新規雇用機会を守る役割も果たすであろう。”

しかしながら、著作権指令 2001/29/EC の内容を精査してみれば、この EU 指令は EU 加盟各国の著作権法を国際調和させるものではないとの結論に至る。著作権指令 2001/29/EC はその内容を各国の法制へと反映するに当たって、大幅な裁量を加盟各国に認めているのである。

例えばこの EU 指令の第 5 条では、“公共の秩序を目的として、あるいは行政、立法、司法手続き上の効率の適正化またはそれらに伴う報告を目的として”、第 2 条(複製権)および第 3 条(作品その他の公表およびコミュニケーションにおける提示の権利)で規定されている権利について、例外あるいは制限を加える自由を EU 加盟各国に認めている。

この条項について著作権指令 2001/29/EC の付録 34 では次のように説明している：

“加盟各国には次に示すような場合を考慮して特定の例外あるいは制限を設定する選択権が与えられてしかるべきである：教育および科学のために、図書館やアーカイブのような公共施設の便益のために、報道のために、引用のために、障害を持つ人々による利用のために、公共の秩序のために、行政および司法上の手続きのために。”

この条項は幾つかの EU 加盟国の法体系にとっては目新しいものであったが、しかし妥当なものと言える。フランスでは、抗弁の際に著作権で保護された文書を参照した場合、その係争者には偽証が宣告されていたのである。

データベースに含まれる情報はデータベース指令 96/9/EC¹¹⁸に基づく EU 加盟各国の法令によって保護されている。この指令はデータベースの保護についての著作権を国際調和

させるものである。データベース指令 96/9/EC によれば、データベースとは、独立した制作物、データ、あるいはその他の素材のコレクションであり、体系的にあるいは特定の手法に従って編纂され、電子的あるいはその他の手段で個々にアクセスできるよう整備されたものを指す。データベースの保護という概念はデータベースに固有に設けられたものであり、その他の知的財産権とは独立に確立されている。著作権に基づくものではないがゆえに、データベース保護の成立要件として著作者の創造性は求められない。このことは、相応の投資を要する作業によってデータベースにまとめあげられたならばそのことを条件として、事実に関するデータが保護の対象となることも意味している。内容の取得、検証、表現のプロセスに定性的あるいは定量的に言って相応の投資が伴うことが示されれば、データベースのコンテンツは保護されるのである。

法制化された 1996 年当時にはデータベース指令 96/9/EC は必要なものであったように思われたが、2005 年 12 月の評価¹¹⁹を鑑みれば明らかに、今となってはその妥当性に疑問符が付く。この評価の中では、4 つの選択肢が提示されている。その内の 1 つは、この指令の全部を撤廃するというものであり、もう 1 つはデータベースに固有の権利という概念を廃止せよというものである。この評価では、ヨーロッパにおけるデータベース作成産業の活性化という文脈の下で、データベースに固有の権利を認め保護することの経済的影響がどのようなものなのか、更なる具体的事例の提示を求めて利害関係者らを招来している。既存のあるいは将来の電子政府におけるコミュニケーションおよびサービスがデータベースを利用することもあれば、先に示した評価に提案された選択肢の影響を反映しておくのは賢明と言えよう。

ヨーロッパにおいては、政府の取り扱う情報の「商業化」と呼ばれる事柄も関連する。2003 年 11 月以来、PSI 指令 2003/98/EC¹²⁰によって商業化は規制されている。

政府はその行政活動のために多量の情報を収集している。これらの情報は民主主義社会への市民参加にとって重要なだけでなく、経済的価値も持ち合わせている。例えば政府の取り扱う情報は、ナビゲーションシステム、天候を知らせるショートメッセージサービス、交通情報サービスといった、付加価値製品やサービスを情報産業が生み出す際の原情報でもある。

商業目的であるか否かを問わず、EU 加盟各国には政府の取り扱う情報を再利用可能な形で提供することが奨励されている(義務ではない)。例外は、第三者の著作権によって保護されている文書類である。このことは同指令の付録 22 において次のように説明されている：

“第三者の知的財産権はこの指令の適用対象とならない。曖昧さを避けるために

明確化すると、「知的財産権」という言葉は著作権および著作隣接権のみを指す(この中には著作物に固有の保護の形態を含む)。特許や登録商標、デザインなど、工業財産権によって保護される文書類もこの指令の適用対象とならない。この指令は公共団体の有するあるいは公共団体に存する知的財産権に影響を与えるものでもなければ、この指令に言う範囲を超えてそれらの権利を行使することを妨げるものでもない。現在のところ、この指令によって課される義務は知的財産権の保護に関する国際合意の条文に一致する範囲にのみ適用される。ここでいう国際合意とは、特に文芸作品の保護に関するベルン条約と知的財産貿易についての TRIPS 合意を指す。しかしながら、公共団体は再利用を円滑化するために著作権を活用すべきである。”

以上のように、第三者が知的財産権を有する文書に対してはこの指令は適用されない。しかしこの指令は、政府の取り扱う情報を再利用させるに当たって、行政機関がその料金を徴収するように規則付ける権限を EU 加盟各国に認めている。この時、文書の提供および再利用の許可から得られる総収益は、情報の収集、作成、複製および頒布のコストを超えてはならず、同時に、適切な投資収益を備えなければならない。

更に、PSI の再利用許諾に際して課すべき条件、および関連する課題への取組について、規制を設けるのは EU 加盟各国の役割である。関連する課題には次のものが含まれる：賠償責任、文書の適正な利用、同一性保持の保証、原著の明示。公共団体が文書の再利用を許諾する場合、その許諾条件は公正かつ透明なものとするべきである。この点について言えば、標準ライセンスをオンラインに掲示することも重要な役割を果たす可能性がある。ゆえに、EU 加盟各国は利用可能な標準ライセンスを提供するべきである。

PSI の再利用に関する指令は公共団体の活動の透明性向上に貢献しているが、しかし、この指令はそのような再利用に関する各国の規定を完全に国際調和できているとは言えない。幾つかの重要な課題について、とりわけ課金を司る原則について、EU 加盟国には大きな裁量を与えられている。汎ヨーロッパ圏にまたがる電子政府を実現するためにはこれら EU 加盟国間の差違を克服する必要があり、具体的な手段がソフト・ローあるいはハード・ローのどちらになるにせよ、それは EU 標準を課すことによるのみ可能となることかもしれない。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：重要

知的財産権の問題は電子政府サービスの提供に破滅的な影響を及ぼしうる。ゆえに、知的財産権のマネジメントに対して十分な注意を払うリーダーシップの在不在が強く

関わってくる。例えば、ドルドレヒト(オランダ)の自治体は政府の提供する情報の利用者に対して、知的財産権の侵害に関する警告を表示するようにしている。

財務上の阻害要因：重要

ICT システムの開発、導入、維持コストが高く付く場合がある。この点について、文書、データベースの利用やソフトウェアの利用許諾に対する知的財産権もまた、大きな役割を果たす場合がある。それゆえ、知的財産権は財務上の影響を有し、電子政府への深刻な障壁となりうる。このことを踏まえた重要な問いかけは「ソフトウェア利用許諾のコストは電子政府への投資にどのような影響を与えるのか?」「これらのコストはオープンソースソフトウェアの利用増大につながるのか?」というものである。

デジタルデバイドとアクセス手段選択：重要

電子政府のリソースは利用者の(例えば)社会的経済的差違に基づいて異なった形で利用される。社会的な観点からは、若い世代の消費者は年配の世代よりも知的財産権の問題に対する意識が低いと考えられ、インターネットからデジタル音楽や映画を(しばしば違法に)無料で手に入れられるという現実の影響を受けるかもしれない。ひいては、知的財産権に対する認識の度合いにも影響を与えることが懸念される。経済的な観点からは、知的財産権(著作権、データベース保護、肖像権など)によって保護された情報を伴う電子政府のリソースは、知財コストによって利用範囲が制限されるかもしれない。この点について言えば、デジタル権利マネジメントシステム(DRMS)の利用によって、著作権で保護された情報へのアクセスを制限できるかどうか検討してみることが有益である。更に、省庁は建築申請のアーカイブをデジタル化するに当たってこれを阻まれるかもしれない。これらのアーカイブは原作者の著作権によって保護されており、そのコンピュータへの移し替えが許諾を伴わない複製と見なされうるし、これらの情報をオンラインで配布することは著作権指令 2001/29/EC の下では許されないからである。これらは、こうした障害を回避するあるいは除去するための計画を導入しなかった場合に、知的財産権によって生じうる制限がこの領域における障壁となって影響を及ぼしうる事例である。

不十分な協調：重要

協調と国際調和は電子政府のネットワークとサービスを適切に構成するに当たって重要な課題である。データベース指令 96/9/EC の妥当性にはその評価において既に疑問符が付けられた。更に、PSI 指令 2003/98/EC は効果的な国際調和を実現できておらず、EU 加盟各国に対して過度の裁量を与えすぎているように思われる。電子署名に関する eSignature 指令 1999/93/EC について言えば、“指令の条項に対する、一貫してい

ⁱ Digital Rights Management System

て明確、実務的な再解釈が第一に求められている”と見られる。

職場と組織の硬直性：重要

オランダ建設許可局のように計画文書のアーカイブ化を行う省庁の例は、データベース保護とデータベース中の図面を対象とする建築士の著作権に対しどう対応すればよいのか、そのことについて不確実性が存在することを示している。ドルドレヒト(オランダ)の利用者がこれらの情報にアクセスする場合には、建築士による図面は著作権によって保護されている旨が警告される。しかし、類似する全てのプロジェクトにおいてこうした法的問題が通知されているわけではないと考えられる。行政のマネージャおよびスタッフにとって、これらの法的問題に取り組むことは行政上の重荷となりうる。それゆえ、政府の取り扱う情報を共有して適法に文書化するためには、これらのあるいはその他の法的問題について、関係者に周知徹底を図るべきである。労働法は就労環境の変革やスタッフの雇用における柔軟性を損なう可能性がある。よって、EU加盟各国の現行の雇用法の構造は、公共セクタ労働市場の再編成にとって阻害要因あるいは円滑化要因のどちらにもなりうる。そしてこのような労働市場の再編成は、高水準の ePublic サービスの提供と利用による全ての便益をするために必要なことかもしれないのである。

信頼の欠如：重要

電子政府の成功にとって信頼は重要な鍵である。例を挙げれば、市民は政府による監視や生活への介入といった「監視国家への恐れ」を抱くべきではなく、電子政府のサービスに安心して身を委ねられなければならない。知的財産権の観点から言えば、電子政府サービスの提供に際して政府は知的財産権を遵守しているのだと、そのように市民が前提できることが重要であると考えられる。行政は知的財産権の問題に対して、例えば賠償責任の問題を予防するといった形で、注意を払わなければならないだろう。そうすることによって信頼も増すのである。電子政府サービスの中で提供される情報や文書は勿論ながら、その他の知的財産権も遵守するべきである。

不十分な技術的設計：重要

電子政府サービスは大抵は著作権によって保護された特定の特殊あるいは一般ソフトウェアを用いて開発されることになるであろう。ソフトウェアに対する排他的な権利が利用許諾、あるいは極めて不利な契約条件で行使される場合を考慮した時、必然的に他の著作物に依存することになるため、困難が生じることになる。一方では、標準的なソフトウェアの利用は電子政府ネットワークおよびサービスの標準化に対して明らかに寄与しうる。他方では、標準的なソフトウェアの利用は技術的な(相互運用上の)あるいは財務的な面で重大な影響を持ちうるであろう。よって、電子政府サービス

におけるオープンソースソフトウェアの利用が検討に値する。なぜならば、例えばオープンソースソフトウェアのライセンスは利用料を求めないからである。この点について言えば、オープンソース運動が相互運用性に対して及ぼす影響を論じるべきである。具体的には、利用料を求めないことを第三者に対してまで要求することが、相互運用要件に対応するための他の参加者の動機を削ぐ形で、相互運用性を制限する結果につながらないだろうか？あるいは、電子政府アプリケーションを構成する個々のソフトウェアコンポーネントには複雑に細分化され重なり合った知的財産権および著作権が絡んでいるが、その問題を取り除くことで相互運用性の確保を円滑化できると言えるだろうか？

4. 賠償責任

概要

電子政府の理想型を想定するならば、その時、電子政府の概念には次に示す 4 つのプロセスが伴っていると考えられる。

- インフォメーション：情報の配信
- コミュニケーション：行政機関と市民・企業間のコミュニケーション
- トランザクション：これらの関係者間での取引・手続き
- インタラクション&パーティシペーション：相互作用と参加

これらのどのプロセスにおいても、プロセスが機能を停止した場合あるいは処理される情報が不正確であった場合に生じる損害について責任を切り分けておく必要がある。これが賠償責任法の取り扱うところである。即ち、“刑事罰あるいは私的弁済の強制を伴う、他者あるいは社会に対する法的責任”である。

電子政府のプロセスにおける賠償責任の分割は一般的な不法行為法ⁱと契約を基盤として取り込まなければならない。これらの概念は一般的な契約法によって司られている。契約上の関係には誰もが自身の行動に対して責任を有するという一般原則が伴うが、例外を認める幾つかのメカニズムを契約法では提供している。法的に制限された範囲内においてはあるものの、特定の賠償責任に対する限定やあるいは免除がありえる。社会において政府が果たす特殊な役割を踏まえると、賠償責任の限定や免除の要件は極めて厳密に解釈しなければならないと言える。賠償責任の限定と免除について触れる際には、賠償責任の追及が制約されるというリスクがそこに伴うことも明示しなければならない。

ⁱ 訳注：不法行為法(tort law)はアングロ・サクソン法(判例法)に見られる概念であり、他者に損害を与える行為(=不法行為)にまつわる賠償責任を論じる法である。

通常であれば、電子政府サービスの関係者は次のようなものである：政府；電子政府とその利用者に関わりのある製品あるいはサービスを提供する民間企業。しかし、電子政府サービスに直接の関係は持たないにも関わらず、これらのサービスに対して決定的な影響を及ぼす第三のグループが存在する。この点について例を挙げれば、電子政府サービスや政府によって提供される情報の毀損を意図するハッカーあるいは悪意ある当事者が該当するだろうし、他にもコンピュータウイルスによる技術的悪影響を挙げられる。これらの第三者は政府に対して重大なリスクを生じさせるものである。そして、このようなリスクをどのようにしてどの程度までコントロールすることができ、賠償責任を限定あるいは免除に持ち込むことができるだろうか、という疑問が生じることになる。賠償責任をこれらの第三者に負わせることはしばしば困難である。なぜなら、これらの第三者は補足不可能な場合が多々あるからである。

問題の構造

電子的コミュニケーションにおいては、あらゆるシナリオが賠償責任に関する疑問に結び付く。例えば、メッセージやサービスがその受領者に対して届くのに著しく遅延することもあれば、全く届かないことも、時には間違った相手に対して届いてしまうこともありうる。その内容に不正確さが伴うこともあるだろうし、あるいは著作権やプライバシーの侵害が伴うこともありうる。これらの例をひもとけば、電子的でないコミュニケーションと電子的なコミュニケーションとは常に全く異質なものだとは言えないことが分かる。こうした問題は電子的でないコミュニケーションにおいても生じるのである。しかし電子的なコミュニケーションにおいては、機能が停止するリスクはより高いかもしれず、その効果は遙かに大きな被害につながるかもしれず、誰がその機能停止の原因であったのかを突き止めることも証明することも難しいかもしれない。これは例えば情報統合の結果として生じる可能性がある。ソースを確かめることが困難になったり、あるいは複数のソースの組み合わせが情報を不正確なものにする可能性があるためである。他には、電子政府のプロセスに介入する悪意ある第三者の追跡可能性も問題となりうる。

電子政府への障壁が賠償責任の領域に存在するもう 1 つの理由は、契約上および契約外の賠償責任の取り扱いについて、法的アプローチが EU 加盟各国において異なっていることである。電子的コミュニケーションにおいてこのことはより一層重大である。なぜなら、コミュニケーションあるいはサービスの提供に当たって、電子的でないコミュニケーションよりも参加者の輪が大規模になるからである。単純な例は電子メールと郵便の比較である。郵便の場合であれば、政府、郵便事業者、そして受取人だけが関与する。政府からの電子メールを届ける場合には、アクセスプロバイダやサービスプロバイダの利用が必要になると見込まれよう。これは受取人の側でも同様である。このことを踏まえれば、政府、受取人の両者共に、電子メールの送受信に当たって利用するところのソフトウェア、ある

いはハードウェアまで含めて、それらの機能停止が電子的コミュニケーションに影響を及ぼすことを警告する必要がある。電子的コミュニケーションにおけるこの単純な例は、伝統的な手段を用いた場合に比べて契約上の関係がより複雑になるであろうことを示唆している。電子的サービスの提供においては、問題が更に複雑になるであろう。

やりとりされる情報の内容について言えば、電子的でないコミュニケーションとの差違はそれほど大きくはない。電子メールの場合と同様に、郵便物においても政府職員は容易にミスを生じうる。電子的なメッセージと伝統的な形態のメッセージの間で、第三者による改竄の難易度に差があるのかどうかという疑問は、セキュリティ保護施策の内容に大きく依存するため一般的傾向を容易に答えられるものではない。この点では認証と証明の議論が直接に関連する。既述したように、オンライン環境における情報の単純な統合は、処理対象となる情報の不正確さを増大させる。他方で、ICT においては不正確さの検知、発生の予防、あるいは訂正が容易である。この点について結論を得るには、電子的でないコミュニケーションとの比較において、どのような状況下で電子的な情報処理がより多くの不正確さを生じるのか、あるいはそもそも生じないのかについて実証的な研究を行う必要がある。公共セクタも民間セクタも含めた異なる組織からのコンテンツおよびサービスを結合・統合する能力の増大は、それらの内容の不正確さにもつながるものであり、不正行為者の可視性が欠如する恐れや、原因の究明の困難化、電子的環境における大規模な被害の発生の恐れにもつながってくる。この点についてもう 1 つの懸念は、プライバシーとデータ保護に結び付くものである。情報の結合・統合は、著しい権利侵害と損害賠償のリスクに結び付く場合がある。これらの状況は全て、電子的な手段によるコミュニケーションおよびサービスの提供、そして新しい電子的サービスの開発へと切り替えを進めるに当たって、消極姿勢の原因となりうる。この点についてはオランダの国立電子カルテ(National Electronic Patient)の事例¹²¹を挙げることができる。この事例では、ハッキングの発覚によって、記録されている情報に対するセキュリティ水準の不十分性が明らかとなり、システムの導入が延期されることとなった。病院側に想定される賠償責任のリスクが、受け入れ難いものとなったためである。汎ヨーロッパ圏に及ぶ電子政府に取り組むともなれば、損害賠償のリスクは一層高まる可能性がある。技術的な構造が複雑になるのに加え、法的な枠組みも統一されていないため、生じうる事態の予測と賠償責任のアセスメントが困難になるからである。

以上の議論から、電子政府の開発における重要な一部は法的リスクへの対処にあると結論できよう。この対処の内には、潜在的なリスクの特定と分析、これらのリスクに対してコントロール/モニタリング/対応する方法について計画を策定することが含まれる。損害賠償責任の不明瞭さは電子政府の開発に対する意欲を減退させうる。不明瞭さが伴いうるものの例としては、免責条項の有効性、契約の一般的文言と条件、著作権表記、登録商標の

表記、特にこれらの国際的な取り扱いが該当する。結論として、電子政府サービスの提供に伴う優位性が、リスクを上回るのかどうかをアセスメントすることは困難である。サービスによってリスクの程度が異なる以上、どのサービスについても、サービスをオンラインで提供し始める前にその法的リスクをアセスメントすべきである。日々変化し続ける技術の不安要因を考慮に入れれば、このアセスメントは日常的なメンテナンス業務の一環となるべきであろう。

EUにおける取組との関連

契約上および契約外の賠償責任の取り扱いについて、EUには統合された一般法というものは存在しない。不法行為法の国際調和、契約および欧州民法典にも及ぶ国際調和の試みが、幾つかのプロジェクトにおいて取り組まれてはいる。今のところ、これらのプロジェクトのいずれも、法的拘束力を持つ規制には結実していない。しかし、だからと言ってEUには賠償責任の問題について国際調和されたルールが全く存在していないということではない。幾つかのEU指令は、特定の領域あるいは特定の関係者の賠償責任について触れている。eCommerce指令2000/31/ECには中間サービスプロバイダの賠償責任についての条項があり、製造物賠償責任について論じた指令も存在する。eSignature指令1999/93/ECでは国家賠償責任について触れているが、最低限の賠償責任のレベルについては要件を定めていない。そして不平等契約に関する指令93/13/EEC¹²²では、損害賠償責任を免れようとする契約上の文言の有効性を制限している。更に、EU指令が適用された幾つかの法的領域においては、法を犯した時にどのような状況で誰がその賠償責任を負うことになるのかについての条項が存在している。例えばデータベース保護とプライバシーに関して例を挙げることができる。これらの規制によって特定の法的関係は幾らか明確になるものの、賠償責任に考慮して国際調和された法的枠組みが構成されているとまでは言えない。これらのEU指令によってなされた国際調和は、EU指令自身の条項に対する解釈ほどに曖昧ではなく、各国における国内法への反映ほどの差違を生じてもないが、依然として曖昧さも差違も含んでいる。

よって、EUレベルでの法的枠組みなしには、電子政府における賠償責任はEU加盟各国の国内法によってその大部分を規制されることになる。ヨーロッパ圏での民法の国際調和に関して実施された研究^{123 124}によれば、EU内において、賠償責任法の法的差異の存在することが明らかになった。判例法を採用している諸国(例：イギリス)と大陸法を採用している諸国(例：フランス、ドイツ)の間だけに限らず、契約上および契約外の賠償責任について多くの差違が存在している。契約上および契約外の賠償責任の取り扱いが異なる民法体系の存在はまた、法的ルールの大きな多様性を映し出している。ヨーロッパ圏での民法の関する研究においては、この差違をEUレベルでの立法によって解決できるだろうか、とい

ⁱ 訳注：他はアイルランドのみ。

う問いに肯定的に回答している。この研究の結論を引けば、賠償責任の体系に見られる差違は汎ヨーロッパ市場への障壁である。同様に、これらの差違は電子政府の開発に対する動機付けを減退させようと言えよう。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：重要

電子政府システムおよびサービスの設計、導入、利用のあらゆる側面において、賠償責任を重要課題として特定し優先付けるには、リーダーシップが重要な役割を果たす。こうしたリスクマネジメントの重要性を看過する振る舞いは、起こりうるリーダーシップの失敗に密接につながっている。リーダーシップはまた、費用便益分析の結果をどう取り扱うかについても重要な役割を果たす。リスクを取ることが正当であると考えられるのかどうか、あるいは増大したリスクを理由としてプロジェクトを廃棄するのか、これらはなさねばならない重要な意思決定であり、その判断においてはリーダーシップが極めて重要な要因となっている。

財務上の阻害要因：極めて重要

費用便益分析は電子政府開発の最初のステップである。それゆえ、潜在的にネガティブな分析結果が示されたならば、推進に向けての致命的な障害となりうる。これらの問題には法改正によっても対応できるが、大抵の場合には特に技術と組織の両面におけるセキュリティ施策によって、あるいはセキュリティ施策と法改正の連携によって対応できる。賠償責任、財務上の阻害要因、信頼の欠如という 3 つの障壁カテゴリの間には、強い結びつきがある。この結びつきは、電子政府に伴うリスクにまつわる不確実性、とりわけ、法的なものに基づいている。EU におけるこの不確実性の原因は、賠償責任を取り扱う EU レベルでの一般的な法的枠組みが存在していないことにある程度まで求められる。電子政府プロジェクトの失敗、あるいは電子政府のプロセスの内部・外部で機能停止によって生じた損失の補償は、重い財務上の負担をもたらすのである。他の障壁カテゴリ、例えば不十分な技術的設計もまた財務上の問題に寄与する。従って、費用便益分析の考慮対象に含める必要がある。

デジタルデバイドとアクセス手段選択：重要でない

賠償責任リスクへの懸念が元になって、電子政府サービスの利用あるいは電子政府サービスへの移行を利用者が拒絶する可能性がある。しかし、ある集団が電子的サービスにアクセスする手段を持たない場合があるというデジタルデバイドの問題に、賠償責任は大きな影響を持つものではない。むしろ、電子的なサービスには近寄るまいという判断は、信頼の欠如の方により強く結び付いている。他方で、もし幾つもの集団において賠償責任リスクへの恐怖心があまりに強いともなれば、それだけ多くの

人々が電子政府サービスを利用しないことを選択することになり、重大な障害が生じることもある。

不十分な協調：重要

EU レベルでの法制に対する解釈と導入について、協調が不十分であったりそもそも欠如しているとなれば、このことは賠償責任にまつわる大きな障壁となる。組織改革の観点から捉えた場合にも、協調の乏しさは賠償責任のアセスメントに大きく関わる場合がある。そのようなアセスメントのためには、異なる科学的専門分野から招いた専門家同士の協調が必要であり、更には、幾つかの異なるレベルの政府組織の関与を必要とするからである。不十分な協調は技術だけに関わる問題ではなく、関連するリスクアセスメントの複雑化や、賠償責任リスクの増大にも関わっている。例えば、幾つかの電子政府サービスに見られる汎ヨーロッパ的な性格は、法的責任の設定を複雑化させうるし、あるいはそれらの責任のアセスメントを複雑化させうる。EU には賠償責任を論じる統一された法的枠組みが存在しないため、国境を越えた活動に適用される権限者と法の特定制が難しい場合がある。よって、各国の賠償責任の法の差違やこの領域における国際調和の欠如に起因する本質的な懸念、不確実性、あるいは不安を、電子政府について論じる際には考慮すべきである。

職場と組織の硬直性：重要

賠償責任のリスクに対する恐怖心は職場と組織の柔軟性に対して大きな影響を及ぼしうる。既に述べたように、幾つかの状況においてはこのような恐怖が、コミュニケーションおよびサービス提供を電子的でない手段から電子的な手段へと切り替えること、同様に、新しい電子政府サービスを開発することへの消極姿勢の理由となる。費用便益分析の結果が職場と組織のプロセスおよび構造に影響を及ぼすものと受け止められ、とりわけ、こうした関連諸問題に対するマネジメント上の効果的なリーダーシップが欠けていると、電子政府の立ち上げに対するこの消極姿勢につながる恐れがある。抗弁や補償を求める市民の行動を考慮すると、電子政府を統轄する公務員は、少なくとも善管注意義務違反について十分な補償のあることを請け負うべきである。

信頼の欠如：極めて重要

信頼の欠如は電子的サービスにとって鍵となる障壁の一つとしてしばしば取り上げられる。この点について言えば、政府に対する信頼だけでなく、サービス実現のために政府によって利用される技術への信頼も大いに重要である。賠償責任は、需要側と供給側の双方において、信頼の醸成に関わりのある要因の一つである。法的に保証を与えることは、コスト削減および効率と合わせて、電子政府内の業務の現場から理解を得る一助となろう。

賠償責任が財務上の阻害要因あるいは信頼の欠如につながるか否かは、電子政府イニシアティブを取り巻く状況に強く依存する。例えば、信頼の問題はある種の電子政府サービスの利用を単に法的に義務づけることで回避できる場合がある。しかし、社会的あるいは人口構成上の側面から言ってこれが望ましくない場合、政府による義務づけに基づくのではなしに、電子政府は何かしら市民の希望によって推進されるものでなければならないだろう。他方で、電子政府があろうとなかろうと電子政府に関心のある人々の立場に困難を生じるというものではないという時、そのようなサービスの導入に対する需要側から政府への圧力も生じることがないだろう。この点では、職場と組織の硬直性に対する関連があるかもしれない。賠償責任に関する法的な保証は信頼の改善を助け、ひいては電子政府への障壁を緩和する一助とできる。法改正はこの領域における不確実性を減らすのに役立つが、しかし、個々の電子政府イニシアティブにとって前提条件というわけではない。

財務上の阻害要因と信頼の欠如という、2つの障壁の間にある結び付きが強固なものとして表面化するのには、サービスの利用あるいは提供に伴う、過度の財務リスクが信頼の醸成をくじく場合である。実務レベルでは、サービスの提供中断や提供の不適切さが信頼の水準を決定する重要な要素である。需要と供給の間にある賠償責任の配分もまた信頼に影響を及ぼす。供給側から示される免責規定は、供給されるサービスの信頼性に問題があるとの認識を需要側に惹起しうる。他方で、供給側がサービス提供に十分な自信を持ち、全ての賠償責任を受け入れると言うならば、需要側での安心は著しく高まるであろう。

賠償責任に関するリスクの有無、システムが機能することに対する信頼、システムの扱いやすさといった課題に比べれば、業務の効率化という宣伝は電子政府に対する市民の動機付けにそれほど関わらない。健全な法的枠組みを提供し、賠償責任を電子政府の利用者に配分するに当たっても政府の裁量範囲を制限すれば、信頼をある程度まで高められるであろう。しかし、責任に対する許容能力を醸成する助言や教育を提供することの方が、市民にとってより大きな重要性を持ちうる。Chatillon(2002)¹²⁵では、電子政府に対する市民の信頼を得るためには、市民の不満に短時間に十分な補償をもって対応することが必要であると強調している。コスト効率と時間効率の観点からだけでなく、ネットワークコンピューティングに生じるトラブル理解に必要な専門技能の観点から言っても、法廷での係争処理はこの目的に適していないと彼は述べている。

不十分な技術的設計：重要

電子政府を支える全ヨーロッパ的インフラストラクチャを整備するために用いられ

る、そして電子政府サービスを提供するために用いられる、製品およびソフトウェアにまつわる賠償責任の配分は、電子政府の開発に当たって費用便益分析の考慮対象とすべき要素の一つである。この点については、EUにより課せられた技術標準あるいは解消しなければならないその他の(技術的)非互換にEU加盟各国が従わない場合に、ペナルティとして求められうる賠償責任を取り上げることができる。

5. プライバシーおよびデータ保護

概要

プライバシーと個人情報の保護ヨーロッパ人権条約(個人、家族の生活、家庭)の第8条他に基づく基本的人権である。今やこれらの権利はEUおよびEU加盟各国のレベルで法システムの中に幅広く取り入れられており、2000年12月7日にニースで採択されたEU基本権憲章¹²⁶の第7条と8条にも示されている。

データ保護は個人情報の保護に関連する。個人情報とは、個人を特定する情報、あるいは個人の特定の結び付く情報を指す(個人情報によって特定される個人を「データの対象者」と言う)。

データ保護のルールは原則として個人情報の利用を禁じてはいないが、データ処理の許諾条件となるところの法的枠組みを定めている。この枠組みは、データ処理に際して幾つかの要件を満たすことと、データの対象者に特別の権利を認めることから構成される。この種のルールによって示される主要な原則は次のようなものである：データ収集の際に提示した利用目的を遵守すること、妥当性(データ処理の便益とデータの対象者の便益の間のバランス)、透明性。

問題の構造

電子政府に関連する幾つかの活動を個人情報保護のルールが妨げたり制限したりする場合がある。この意味で言って、データ保護法制は電子政府にとって確かに障壁となる場合がある。このような活動には、個人についての情報の処理(なお、例えばイタリアなど、幾つかの国ではこの対象として法人も含まれる)、あるいは他の行政機関その他へのデータ転送が含まれる。

データ保護のルールは、個人情報の書かれた公文書へのアクセス、そのような文書の異なる主体間—組織間、国家間—での共有、再利用に対して影響するため、このような法制の潜在的影響は電子政府の全ての分野に及ぶ。それゆえ、情報サービス産業あるいは個人情報を取り扱う情報製品の開発を妨げる可能性がある。例えば、個人情報の処理目的と処理方法を決定した最初の責任者に対して、賠償責任が求められうるのである。

EUにおける取組との関連

EU レベルでの個人情報保護は EU 条約の第 6 条および EC 条約の第 286 条といった基本的な法的枠組みに由来しており、EU 加盟各国による具体化状況に対しては、各国の国内法に反映された次の 2 つの EU 指令を主な基盤として国際調和が図られている。

- 個人情報保護指令 95/46/EC¹²⁷。この指令の狙いは、EU における個人情報の高度な保護と自由な移動の確立である。このために、指令では EU 加盟各国におけるデータ保護法のあるべき一般的な枠組みを示し、かつ、各国が指令に適切に対応するようコントロールおよびモニタリングを行う幾つもの“保護機関”（国家監査委員会、データ保護 29 条部会、支援委員会など）を設立した。
- データ保護指令 97/66/EC¹²⁸、通信セクタにおけるデータ保護について。その後この EU 指令は、2002 年 7 月 12 日の ePrivacy 指令 2002/58/EC および 2006 年 3 月 15 日の欧州議会による公共電子データ保存指令 2006/24/EC¹²⁹に置き換えられた。

欧州議会による EU 規則 45/2001¹³⁰も存在する。この規則では次のような一般原則に取り組んでいる：欧州共同体の機関および組織における個人情報の公正で適法な取り扱い；そのようなデータの利用における妥当性と互換性；特に取り扱いに注意を要するデータのカテゴリ；データの対象者に対して提示すべき情報；データの対象者の権利とその監督、執行、補償。この規則に基づいて欧州データ保護監督官(EDPS¹³¹)が設けられた。欧州データ保護監督官は EU レベルで設置された機関および組織であり、独立した監督権限を有する。

このような EU レベルでの国際調和の取組にも関わらず、データ保護に関わる EU 指令を国内法に反映する EU 加盟各国レベルの取組には重大な非対称性が依然として存在している。特に大きな懸念の一つは、法人に関するデータをデータ保護の対象に含めるのか否かということである。場合によっては、このようなデータのある EU 加盟国から別の EU 加盟国へと伝送することが妨げられることになる。

更に、データ保護に関わる EU レベルでの法制は電子政府の開発にも幾らかの制約をもたらした：個人情報へのアクセス、利用、その他の処理は明記された用途のみに著しく制限されており、それらの目的と一致する範囲でのみ追加の処理が可能になる。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：重要

共通の“データ保護の文化”あるいは共有されたガイドラインが存在していないに

も関わらず、あまりに幅広くあまりに多くの関係者(例：国家監査委員会、データ保護担当官)があらゆる階層(国際レベル、EU レベル、EU 加盟国レベル、地方レベル、更には地域レベル)に存在する現状は、「悪い統治」の要因となる恐れがある。なぜなら、異なった当事者による異なった解釈および活動は、異なる空間におけるサービスのあり方と利害関係者に、抜き差しがたく破滅的な緊張をもたらさうからである。EU 加盟各国の国内法の枠組み、行政機関の内部手続き、そして国内の司法によって与えられる解釈の間に差違が生じていることもまた問題である。これらの差違はデータ保護にまつわる法的保証を相対的に減じる可能性がある。国境を越えて個人情報をやりとりする時、しかも何が許されどう手続きを踏むべきなのかについて明確な形式上の取り決めを与える中核的リーダーシップが存在しない時に、これらの問題は特に関わりの深いものとなる傾向がある。(例えばインターネットのように)際限なく広がるより大きなネットワーク上を多くのデータが流れるようになると、プライバシーとデータ保護に関連する潜在的なリスクの多くが増大し、これらの問題の重要性も増す傾向がある。

財務上の阻害要因：重要

データ保護のルールを遵守することによって電子政府プロジェクトの実現に掛かるコストが増大することがある(例：収集した個人情報は当初目的以外の目的のためには利用できないため、個人情報を用途別に収集しなければならない；この種のデータの保存に適した保管方法、即ち、データの対象者がこれらのデータにアクセスできるようにするための追加的なコストもまた必要になる—これはデータの対象者が行使できる権利であり、収集されたデータを参照、訂正、削除などできる)。更に、取り扱いに注意を要するデータ(例：健康情報、民族的出自など)を扱うには、効果的なセキュリティと、これらの情報にアクセスする公務員を対象とする良質な認証と証明のシステム(例：EU 加盟各国では個人識別番号(PIN)のような識別子の利用について注意深くこれを評価しなければならない。評価の際には、データ保護とプライバシーに関する問題を考慮しなければならない。この中には、行政の効率化と経済的コストの低下のような便益が含まれる。)を整備する必要があり、より高いコストを必要とする。

デジタルデバインドとアクセス手段選択：重要

誰がそのデータにアクセスしてよいのか(そして誰がそのデータを所有しているのか)を明らかにするために、データへのアクセスは規制の対象となっている。このことは電子政府を拡大するに当たって潜在的に致命的な障害である。なぜなら行政機関は、“その責務と法的義務を完全に満たすのに必要される”場合で、かつ、データの収集目的に対して“十分に関わりがありかつ過剰でない”目的の下でのみ、それらのデータにアクセスすることが許されるからである(ePrivacy 指令 2002/58/EC, 第 6 条)。更

には、市民の情報へのアクセスを共有する場合、当該の市民に対してそのことを通知しなければならない(個人情報保護指令 95/46/EC, 第 10-11 条)。この問題は EU 加盟各国の国内ガイドラインあるいは一連の EU における「行動規範(code of conduct)」の取り扱い対象となるべきであり、その中では次のような側面における保証を模索するべきである：全ての組織階層における利用者の同等性、個人情報処理の透明性、行政機関の間での効果的な相互運用。

もう 1 つの課題はデータの共有の問題にまつわるものである：幾つかの EU 加盟国ではオンライン行政サービスへのアクセス窓口を一本化している。アクセス窓口の一本化を進めるには、市民や企業と直接にはやりとりをしない行政内部の情報システム再編成が求められることがあるが、その場合にもデータ保護要件が遵守されるべきである。個人情報保護指令 95/46/EC に定められた全ての法的条件が尊重されるよう保証するためには、データ処理のあらゆるステップにおいて、これまで以上に、行政機関が透明性の原則を守らなければならないのである。更には、ICT の利用拡大によって幾つかの行政府では個人識別番号のような識別子の利用により傾きつつあるが、このような識別子は、とりわけ、その識別子の指す個人についての異なる複数のファイル(通常であれば許可を経ないアクセスあるいは第三者への配布が制限されるべきものである)を結び付けるために用いられると、個人のプライバシーを大きく侵害する恐れが伴う。

一意な識別子を用いるのか、複数の番号システムを併用するのか(例：スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー)、あるいは行政上の幾つかの領域で用途ごとに固有の個人識別子を用いるのか(例：オーストリア、キプロス、フランス、ドイツ、アイルランド)、これらについても EU 加盟国間には差違が存在している。統一された、あるいは少なくとも国際調和を図った、この領域における EU レベルでの法的枠組みを整備するには、こうした差違が障害となりうる。とりわけ、ICT システムの実装が異なっている場合にこのことが当てはまる。

不十分な協調：極めて重要

行政機関の間あるいは国家間でのデータ共有には問題がある：例えば、幾つかの EU 加盟国ではオンライン行政サービスへのアクセス窓口を一本化した上で、新機軸のサービスを採用している。このようなサービスとしては、「ライフイベント」(例：出生あるいは転職)の取り扱い、企業運営上の出来事(例：スタッフの雇用あるいは事業免許の取得)があり、これらの実現のためには複数の異なる行政機関からそれぞれの有する情報を集める必要がある。個人情報の交換、収集、共有のための手段として「相互運用性」がキーワード化するやいなや、データ保護法制にまつわる懸念が自然と持ち上が

ることになる。なぜなら、相互運用の形態が違えば保護のための措置もその条件も異なるからである。事実、相互運用によって形成される大規模な ICT システムは、個々のシステムにおけるデータ処理の当初目的を遙かに超える新しい目的の追求を可能にするため、そのような相互運用に際しては、現行システムが個人情報保護に対して持つ影響を徹底して分析しなおす必要が自動的に生じる。この文脈では、システムの相互運用はデータ保護の原理原則を厳格に守る形で実装されなければならない。特に、「目的制限の原則」と、(実施されるデータ処理活動およびその変更に関する)データの対象者に情報を提供する義務、という 2 つを遵守しなければならない。

職場と組織の硬直性：極めて重要

異なる組織階層からのアクセスに対するデータ保護規制によって、特定の利害関係者による情報へのアクセスが禁じられる場合がある(例：データ収集時の目的とは互換性のないデータ共有あるいはデータ処理に対する禁則のため；あるいは対象者の私的な情報へのアクセスに対する制限のため)。電子政府の開発と共に、伝統的な行政の「サイロ型モデル」は、機能単位がデジタルネットワークによって結合された「ネットワーク型モデル」の統治形態に移行した。これにより行政は、組織を超え、政治的地理的境界を越えて、内外と迅速かつ効率的にコミュニケーションをとることが可能となった。技術的イノベーションの観点から言えば、それ自身は肯定的に評価できる発展と言えるが、それによって「監視国家」防止策としての伝統的な保証が取り除かれてしまう可能性に対して、注意を払い、かつ、十分に考慮しなければならない。更に、行政機関によってデータ処理される個人情報の量、それらの情報が取り扱いに注意を要するという性質、そしてその収集に強制的な面が伴うという性格を踏まえれば、行政機関によるデータ処理を考える際には、技術上の効率性だけではない価値こそが重要な優先事項として吟味されなければならない。

信頼の欠如：極めて重要

電子政府サービスに対する信頼、そのセキュリティおよびプライバシー保護施策、そしてコントロールに対する安心が欠如していると、「監視国家」に対する本能的な恐怖、あるいはデータベース上の個人情報が入り込みに二次利用されることへの懸念を引き起こし、電子政府サービスの一部あるいは全部の利用に利害関係者を尻込みさせる。電子政府に対するその他の潜在的な障害の中には、特定の個人情報処理メカニズムにおける透明性の欠如や、個人情報を含むデータが国境を越えてやりとりされる時に、どの国を経由させるのが適切なのか、といったことに対する不安が含まれる。電子媒体を通じて行政機関へと引き渡されるデータの、セキュリティと量に関するもう 1 つの主要な懸念は次のようなものである。技術的な問題に起因して、それらのデータが不当な人物によってアクセスされる、不当な人物に引き渡される、あるいは失われ

る可能性である。そして、取り扱いにより慎重を要するデータほど、その懸念が大きい。

言及しておくべき重要な課題は、例えば、幾つかの国では既に社会保障を当初の目的として個人識別番号を発行済みであり、これらを速やかに万能の標準番号あるいは標準識別子とすることが可能であるにも関わらず、そこには個人の懸念するところとなるデータ保護の保証が備わるわけではないということである。自動データ処理の組み合わせによって、個人識別番号が行政の力を増すことは疑いのないところである。例えば、一意な識別子を用いてファイル同士を結び付けることで、情報処理の環の中からデータの対象者を閉め出したままで、行政機関は様々に異なったファイル中の個人情報情報を照合できるようになる。更には、個人識別番号は公共セクタでの利用だけに限定されるものではなく、民間セクタでも利用される。行政の力という言い方で個人識別番号のアセスメントを行うような姿勢は、個人の自由とコントロールに関する疑問を引き起こすものである。なぜなら、当人の一生を通じて一貫するかもしれない識別番号が存在するともなれば、市民の匿名性は低下するからである。このような識別子によって、権力が市民の所在や移動その他を追跡することはより容易になり(従って「個人のプロファイリング」のようなプライバシー上の特定のリスクが高まる)、当人の知らないところで異なる個人情報ファイルを編成することも、そしてこの(「セキュリティと機密上の問題」に関わる)蓄積された情報に基づいて何らかの決定を下すことも容易になってしまう。個人識別番号は個人情報の範疇に含まれる(個人情報保護指令 95/46/EC, 第 2 条(a))のものであり、この EU 指令を理由として、(その適切な活用に向けて)行政は幾つかの法的障害に取り組まねばならないことが示唆されているのである。しかしながら、法的な最低限の保証を提供し、かつ、ファイル間の結合について透明性を提供することで利用者間に信頼を増すのであれば、このような義務はまた円滑化要因として捉えることもできる。

不十分な技術的設計：極めて重要

データ保護法制によって、保存されたデータに対するアクセスに問題を生じる場合がある。と言うのは、電子政府の実現に際して EU 加盟国は、市民や企業に対して同じデータを繰り返し提出してもらわなくても済むようにしようと行政機能を編成する傾向があるからである。このような取組は、関心のある組織間での情報共有を含意する。異なる組織によって収集されたデータを全て集めた共通の共有データベースを新しく作る(例：ベルギー社会保障クロスロード銀行¹³²)代わりに、最初にデータを収集した行政機関にそのデータに対する責任を与え、他の組織からのアクセスをそこで管理することには、技術的ソリューションとして明らかな優位性がある。この場合には、データ保護の観点からは効果的な相互運用性が正しい答えを与えるものと言えよう。

最後に、データの対象者は、適切である時に、個人情報の取得、訂正、削除、あるいは個人情報保護指令 95/46/EC の条項に従わない処理(特に処理の不当性がデータの不完全性あるいは不正確性に起因する場合)の対象となっているデータ処理を差し止める権利を与えられている。情報システムの管理とデータ処理を行う組織は、あるデータについて訂正が要求された時、接続している他の組織であり、かつ、以前の不正確なデータにアクセスした(例：国境を越えた徴税活動)ことのある全ての組織に対して、訂正通知することを保証しなければならない。

6. 行政の透明性

概要

行政の透明性は PSI の公共における利用可能性と民主主義プロセス(例：公開ミーティングあるいは公開フォーラムの実施)の透明性に関わっている。行政の透明性にまつわる情報公開法制は電子政府サービスの開発において重大な役割を果たす。行政が自ら進んで情報を公にしていかなければならない「能動的な透明性」の義務を踏まえれば、このことはより一層明らかである。大抵の場合、情報公開法は EU 加盟各国の国内法として(時には地域立法の形で)導入されているが、結果として EU 加盟国間の著しい差違をもたらしている。このことに付随する問題は、例えばこの規制の例外となるものについての差違である。これも個別の例を挙げれば、特定の公的文書に対する(公衆からの)アクセスを行政機関が拒否できる場合の規定(例：データ保護のルールとの間に不整合が生じる場合や、国家安全保障上の機密に関わる場合)などである。これらの例外規定を擦り合わせるのは、EU レベルでの明確化が依然として必要とされている。目下のところ、EU レベルでこの問題について一補完性の原則に従い一講じられている国際調和は、自然環境に関する公文書と、公共調達の透明性に関するもののみである。

問題の構造

行政の透明性は eService および eDemocracy に相当する。透明性は電子政府の表象であり、透明性に対する障壁は電子政府に対する障壁に他ならない。それゆえ、次のような要素の中に障壁を見いだすことができる：

- 情報公開法に見られる透明性の適用除外となるもののリスト
- 膨大な量の情報に対する市民側の認知の欠如。
- メタデータが不十分であることに起因する情報探索の困難さ。情報を求める市民を正しい方向へと導く、地図としての役割をメタデータは担う。
- 適切な技術的手段に対するアクセスの欠如。
- 電子的媒体を利用する個々人のスキルの欠如。

伝統的な情報公開法は主に「受動的な透明性」に焦点を置いたものであり、PSI の積極的な公開に対してはほんのわずかしき踏み込んでいない。各国の情報公開法制のこのような性質それ自身は障壁ではない。しかしこのような法律は、インターネットを通じた情報サービスの展開へのインセンティブとしては限界がある。

透明性はまた、各国の有する情報を(外部において)処理するためのアクセスを含意する。このようなアクセスは、ひいては汎ヨーロッパ圏に対する電子政府サービスの提示にもつながってくる。この文脈では、PSI へのアクセスが許諾されておりそれゆえ透明性が確保されているような領域においても、全ヨーロッパでの透明性に対する、そして汎ヨーロッパ圏を対象にした情報サービスに対する、幾つかの障壁が残り続ける可能性がある(例：言語の多様性や受信したデータの再利用に対する制限)。

EU における取組との関連

PSI へのアクセスに関して EU に見られる特異性は、この件について EU レベルで整備された国際調和の体系が存在しないことである。しかしながら、大部分の EU 加盟国における体制は欧州理事会の勧告 R(81)19¹³³ に基づいている。従って、この種のアクセスに関する体系は各国間で全く違っているというわけでもない。

EU 加盟各国はそれぞれの行政上の規制および実務に合わせて情報公開法を編成している。どの EU 加盟国も伝統的に、何世紀にもわたって何らかの形で行政上の機密を有してきた。公開性の向上に向けた幾つもの重要な闘争を経て、EU 加盟国は着々と情報公開法を採用するに至り、行政機関が有する情報にアクセスする権利についての法令を導入しているが、これらの法制はまた、いずれもアクセス権の保証に対して幾らかの例外を設けている。

現状では、情報公開に関わる EU の法的体系は、次に示す情報および事項のカテゴリに対してのみ適用されている：

- 環境情報に対するアクセスの自由
- 公共調達の情報に対するアクセス
- 公共セクタに属する情報の再利用

環境情報の領域について国際調和の必要性が生じたのは、1998 年 6 月 25 日に欧州共同体によって署名されたオース条約¹³⁴と、2 つの EU 指令¹³⁵ ¹³⁶を採択した結果である。この

ⁱ 訳注：原文では Resolution R(81)19 と記載されているが、Recommendation R(81)19 の誤記と判断した。

領域では、情報公開要求に伴う、時間、条件、制限および課金に対するルールが既に定められており、また同様に、どの情報を公開すべきか(「能動的な公開」)についての原則と、そして司法へのアクセスと環境情報の質に関する原則も定められている。

公共調達分野について言えば、EU レベルの法制パッケージは公共事業に関する公共調達指令 2004/17/EC と、公共契約に関する公共調達指令 2004/18/EC に基づいている。公共事業に関する公共調達指令 2004/17/EC では、水利、エネルギー、輸送、郵便サービスセクターを運営する行政機関による調達について、その調達手続きの国際調和を図っている。公共契約に関する公共調達指令 2004/18/EC では、公共業務、配給、公共サービスの発注契約に関して手続きの国際調和を取り扱っている。

PSI の再利用に関する疑問は PSI 指令 2003/98/EC で取り上げられている。

EC 条約の第 255 条でもまた、EU の機関(欧州議会、欧州理事会、欧州委員会)の有する文書へのアクセス権が、全てのヨーロッパ市民および EU 加盟国に在住する全ての人々の基本的権利として保証されている。この権利は EU 基本権憲章(第 42 条)にも述べられている。

EU はまた 2001 年 5 月 30 日に EC 規則 1049/2001¹³⁷を採択してもいる。この規則は欧州議会、欧州理事会、欧州委員会の文書に対する公共アクセスを取り扱ったものであり、文書類に対するアクセス権、この権利に対して認められた例外の一覧を詳細に示している。そして、能動的な公開の義務という、大変に興味深い事柄についても述べている。2005 年、欧州委員会は欧州透明性イニシアティブ¹³⁸の立ち上げを決定した。公開性の更なる向上を求めるポリシーに従い、この中には EC 規則 1049/2001 の見直しが含まれている。これに合わせて既に協議が始まっており、この協議の結果に基づいて委員会は、EC 規則 1049/2001 に対する改正勧告案を 2007 年 10 月までに提出する見込みであるⁱ。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：重要

行政機関の有する情報へのアクセスに問題があるという状況、あるいは参照可能な情報がないという事態は、政治上およびマネジメント上のリーダーシップの失敗に結び付けることができる。加えて、法的な義務を正確にあるいは完全に遵守することができていない場合、このこともまた行政の透明性を削ぐ。

どの EU 加盟国でも、情報公開法が存在していることを市民および企業が認識して

ⁱ 実際に改正案が提出されたのは 2008 年 3 月に入ってからのものであり、2009 年 3 月 16 日に可決された模様である。調査に間に合わなかったため詳細は不明であるが、EC 規則 1049/2001 はいわゆる情報公開法に相当するものであり、その適用範囲の拡大と明確化を中心とした改正と思われる。

いないという状況が一般的に見られ、結果として、こうした認識の欠如が文書へのアクセス権を行使する妨げとなっている。リーダーシップの失敗は他にも次のような結果をもたらさう：情報の公開あるいは更新の締め切りまでに設けられた期間が不十分なものになる；公開すべき情報として選ばれたものの内容が満足できないものとなる；定められたポリシーが著しく高い情報アクセス料を求めるという形で障害になり、情報公開要求を阻んでしまう。

財務上の阻害要因：重要

紙での配布に比べ、情報のデジタル配布は遙かに低いコストで実現できる。PSI の配布を物理的出版からデジタル配布に切り替えるのは、行政が一般に好むところの変化である。しかし、財務上の阻害要因となりうる新しいコストの発生(これは多くの場合に毎年の運営予算に計上されることになる)を勘定に入れておかなければならない。新しいコストの中で主部を占めるのは人的コストである。この人的コストは、新しい情報サービスの準備、活用、それらのサービスへの情報の入力・供給に必要となる時間に基づいて決まってくる。

デジタルデバイドとアクセス手段選択：極めて重要

PSI の透明性に関して主に懸念される事柄の 1 つは、利用者間に見られる知識とスキルのデジタルデバイドである。これらのリテラシーは電子的ネットワークへの一般的なアクセスを可能にするものであり、特に、膨大な量のオンライン情報の中から目当ての情報を探し出すのに必要な能力である。情報の山をかき分けていく手助けとなる取り扱いの容易なメタデータの欠如と、適切な範囲で各国語に翻訳して情報を提供する取組の欠如は、依然としてこの領域における障壁となっている。

その他の障壁は、公共セクタに属する文書へのアクセス認証に際して人々に課せられる制限の存在である：例えば、アクセス権が市民権を有する人々に対してだけの特典となっている(スペイン)；公式文書へのアクセス権を得るためには「関心事項」を事前に説明することが求められる(イタリア、スロヴェニア)；課せられる制限の内容が事前に分かる範囲が「要求された情報の一部カテゴリ」に限定される(ラトヴィア、ベルギー)。

更には、電子的フォーマットにおけるアクセスが完全に公開される事態を、全ての EU 加盟国が予見していたわけではなかった：幾つかの加盟国ではこの新しい形態でのアクセスを可能にする法改正を行ったが、他の加盟国では依然として主に紙をベースとしたアクセス体系を維持している。

不十分な協調：重要

環境情報を除いて PSI へのアクセスについて EU レベルで体系化された国際調和が欠如していることは、行政の透明性に関する EU 全体の法的な見晴らしが統一されてはいないことを示唆している。しかしながら、勧告 R(81)19 に示された原則が多くの EU 加盟国においてモデルとして利用されているように、幾つかの国際調和は存在している。幾つかの EU 加盟国(オーストリア、ベルギー、ドイツ)に見られる連邦制がアクセスポリシーの非対称性を強める事例に見られるように、構造的な障壁が困難に拍車を掛けることも指摘できる。EU 加盟国間あるいは異なる行政レベル間で特に差違の見出される 2 つの領域は、能動的な(電子的)透明性に関する義務と、アクセスに対する制限である：最近になって採択されたかあるいは改正された情報公開法制(エストニア、スロバキア、EC 規則 1049/2001、ベルギーのフラミッシュ地方)の事例では(インターネットのような)電子的ネットワークを通じて情報を利用可能にすることが要件とされているが、この点について各国の法律には依然として明らかな差違が見られる。更に、PSI へのアクセスに関する例外規定について言えば、法律上の、歴史上の、かつまたあるいは政治的な理由にさえ起因して、EU 加盟国の間には依然として差違が存在している。

職場と組織の硬直性：重要

多くの EU 加盟国では情報公開の伝統を欠いており、この欠如に起因して正当化できない情報の囲い込みにつながるものがあまりに多い。また、EU 加盟各国の国内法において「能動的な透明性」の法的義務づけの状況にも、不十分さと多様性が存在している。また、行政の透明性と PSI の自発的な頒布を達成するためには、政府組織内部の文化を変える必要もある。伝統的な組織文化を効果的に変革するためのイニシアティブを練り込み、手厚く支援することによって、この目標は達成される見込みが高い。加えて、紙の出版から Web サイトを通じたデジタル配布へと移行する取組は、公務員の訓練不足や意欲不足から生じる硬直性によっても妨げられうる。この種の困難に取り組む上で、マネジメントにおける優れたリーダーシップの発揮が決定的な重要性を持つことになるであろう。

信頼の欠如：重要

行政の透明性は政府の活動に対する信頼の基礎条件である、と今日では見なされており、このことは電子政府サービスにおいて特に顕著となる。即ち、政府の情報に対する市民および民間セクタからのアクセスは、信頼の構築に極めて大きな役割を果たすのである。幾つかの EU 加盟国においては、行政透明性の伝統的な欠如が信頼構築に向けた固有の障害となる。更に、透明性だけでなく、認証と証明の手段のようなセキュリティ上の問題にも信頼は深く結び付いている。その他の障壁はアクセス権に対

する(国益あるいは第三者の利益保護のための)様々な法定例外の中に見いだされよう。とは言え、情報の開示には保護されている特定の利益を損なう可能性が潜むのであって、どのようなアクセスが許され、あるいは限定され、拒否されるのかについて、このような例外規定を注意深く検討する必要がある(つまり、これは公開による公共の利益と、特定の機密を保つことによる利益との間に生じる、ある種の便益の対立への取組の一種である)。

不十分な技術的設計：重要

例えば、オンライン公開情報にアクセスする際に、障害を持つ人々が困難を生ずるという問題が、幾度も繰り返されている。このことから分かるように、PSI のデジタル配布は必ずしも常に最適な形に設計されているわけではない。より一般的には、膨大な公開情報の中から、目当ての情報にたどり着く道を見付けるのがしばしば難しい。オンライン情報へのアクセスには難しさが伴うものなのである。一般公衆とのやりとりの経験が積み重なるのに合わせ、幾つかの状況において改めてそのことが明らかになってきた。このような状況に対し、メタデータは利用者が情報を特定し探し出す助けとなる。メタデータの発行ガイドを策定することによって、情報へのアクセシビリティは大いに向上するであろう。しかし、その種のメタデータを発行する法的義務は、未だに幾つかの EU 加盟国の法令および EC 規則 1049/2001 にしか存在していない。これは明らかに、この分野において残り続けている障壁である。

7. PSI の再利用

概要

行政機関は様々な事柄について詳細な情報を収集している：市民、営利企業、土地利用、公共の意思決定、運送手段、食糧、気候、保健衛生、社会のその他セクタの大部分。これら公共のデータのコレクションは、様々な公共サービスから集めた情報で構成されている。このコレクションはますます電子的なデータベースとして利用できるようになってきており、究極には、データベース間で相互に情報が行き交うようにもなるだろう。技術的には、相互運用性を確立することでこのようなデータベース間での情報交換が可能になる。技術的に可能であるとは言っても、幾つかの観点から望ましくない場合もあれば、あるいは違法となる場合もある。PSI には高い価値が備わっているが、その価値は電子的な環境においてより一層素晴らしいものとなる。それゆえ、特定の情報については唯一の情報源でもあるようなこの種のデータに対して、民間セクタには強い関心が存在しており、他方で、公共セクタにもこれらのデータの再利用に対する関心が存在している。

PSI 指令 2003/98/EC において、「再利用」という言葉は次のように定義されている：公共業務を目的として生成され、行政機関が保有する文書の、商用か非商用かを問わず、自

然人あるいは法人による当初目的外での利用。行政機関の間での文書のやりとりが当初の公共業務目的のみを純粹に追求するものである場合には、ここに言う再利用には当たらない。

問題の構造

ある種の電子政府サービスには、行政によって収集あるいは作成された情報の再利用が伴う。この再利用は公共セクタ自身だけでなく関心を持つ民間セクタによって担われる場合がある。PSI 指令 2003/98/EC は幾つもの関連課題に取り組むことで電子政府を支えてもいるが、PSI の再利用可能性にまつわる障害と、汎ヨーロッパ圏にまたがる PSI 市場の創設にまつわる障害について言えば、その全てを除去できてはいない。

次に示すのは、ヨーロッパの現状を鑑みた際に、PSI の再利用に関連して潜在的な障害となる主要なキー領域である：

- PSI 指令 2003/98/EC では PSI の再利用を許すべきか否かについての裁量を EU 加盟国およびその行政機関に委ねている。それゆえ、市民および企業によって PSI の再利用が可能になる保証は必ずしもない。
- PSI 指令 2003/98/EC では再利用システムの基盤を EU 加盟各国の情報アクセスの体系に置くものとしている。このため、再利用制度の具体的な導入形態は EU 加盟国間において一時には単一の国家内の異なる統治レベルに応じてさえ一異なっている。
- データ保護のルールおよび、あるいは知的財産権が課す条件によって、ある種の文書の再利用が妨げられるかもしれない。その上、ある種の文書については PSI 指令 2003/98/EC の対象範囲から除外されている(例：公共放送、教育、文化に関わる機関(この中には美術館・博物館が含まれる)に関する文書)。
- PSI を行政機関自身が活用してもよいのかどうか判断する際には、公共セクタに対して適用される競争法が考慮されなければならない。
- 再利用の効果に対する技術的事項の重要性(例：共通標準あるいは共通フォーマットの欠如；EU 加盟国の公共文書に対するアクセス方法の説明における不十分さ；そのような文書類の保存に関する共通ガイドラインの不在)。
- 複数の言語により情報を届けなければならないことに伴う困難。
- 公共文書の再利用に伴う課金についての明確な国際調和の欠如。

EU における取組との関連

欧州委員会は 1989 年に「公共セクタ・民間セクタ間でのシナジーの洗練に向けたガイドライン」(拘束力を持つものではない)を発行することで PSI の再利用に向けた第一のステップを踏み出した。このガイドラインはヨーロッパの情報市場における民間セクタの地位を

強化し、公共セクタの役割を原データの提供に限定することを狙ったものであった。1998年には、第二のステップがグリーンペーパーとして結実した¹³⁹。その後、EU 指令案が発行され、最終的には2003年11月17日付けのPSI 指令 2003/98/EC にまとまった。現在では、ePSIplus 特命ネットワークが PSI 指令 2003/98/EC の導入を支援しており、2008年にはプロジェクトの期末を迎えて見直しを実施する予定となっている。また ePSIplus では、ヨーロッパを横断しての PSI 再利用について、鍵となる実務情報を得ることのできるワンストップ・ショップを提供している。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：重要

PSI 指令 2003/98/EC は再利用を義務づけるものではないため、PSI の再利用を許すか否かの決定は EU 加盟各国のポリシーに依存している。PSI 再利用に関する全体ポリシーが当該の EU 加盟国内には存在しない場合、再利用の可能性は、行政官庁あるいは公共組織の中であって、その決定権限を有する人々のイニシアティブと意思のみを頼ることになる。

財務上の阻害要因：非常に重要

PSI 指令 2003/98/EC に従えば、PSI 再利用に対して徴収金額を設定する際には、コストを意識し、かつ、妥当な投資収益を備えなければならない(第6条)。しかし、PSI 再利用に伴う料金の中に行政機関は収集および生成のコストも含めてよい、とする政治的判断こそが、課金の面倒が生じるいつもながらの原因なのである。公共と民間の利益の間に競合が存在するような領域では特にこのことが言える。更には、公共文書の再利用に対する料金の決定方法について、そして EU 加盟国間での一貫性の基盤を形成できるように公共文書を発行する方法について、PSI 指令 2003/98/EC はあまりに曖昧である。

デジタルデバイドとアクセス手段選択：重要

PSI の再利用は透明性の欠如によって足を引っ張られる場合がある。一つには何が再利用できるのかについての透明性であり、もう一つは、再利用が他の社会的主体に対して便益あるいは損失を与えうる可能性という、政治的課題にまつわる透明性である。同様に、PSI に関する課金もデジタルデバイドを深める恐れがある。PSI 指令 2003/98/EC の第6条には国際調和のためのガイドラインとして十分な明瞭性が備わっていないのである。容易に再利用可能な形で情報を提示するためには、潜在的な幅広い利用者からアクセスしやすいフォーマットで文書類を提供する必要がある。PSI 指令 2003/98/EC の第5条では「適切かつ可能であれば」電子的フォーマットによって配布せよという原則を示しているものの、電子的フォーマットによる文書の作成、あるいは電子的フォーマットへの変換、電子的フォーマットによる引用など、これらについ

て何ら義務を設けてはおらず、このことが取組をちぐはぐにしてしまう可能性がある。これに関連する潜在的な障壁は、PSI の保存に関する共通原則および共通ガイドラインの欠如である。このことが特定の技術的環境からのアクセスにおいて障壁となる可能性がある。最後に、EU 加盟国の多様性を踏まえれば、他国で利用されている言語で公共文書を利用可能にする必要性、即ち、他国の市民・法人あるいは行政機関が理解することのできる言語によって、それらの公共文書を利用可能にする必要性が、ヨーロッパにおける電子政府の開発にとって大きな障害となりうる。

不十分な協調：非常に重要

PSI 指令 2003/98/EC は、再利用を許すべきか否かについての EU 加盟各国における原則判断には影響を持たない。このため、PSI 再利用に関する規制のあり方を国際調和させる道具としては、PSI 指令 2003/98/EC の能力は著しく制約されている。規制の詳細は EU 加盟国およびその行政機関に委ねられており、EU でのこうした再利用について全体的な保証は何もない。電子政府サービスあるいは製品の開発に際して PSI 再利用にまつわる疑問点に取り組む時には、国家、地方、あるいは地域といった、特定の領域を規制するその他のルールもまた考慮に入れなければならないかもしれない。更に言えば PSI 指令 2003/98/EC は、知的財産権に対する EU 加盟各国の国内法体系の差違や、あるいはそうした権利が特定の政府文書に存在しない場合に生じる問題を解決していない。同様に、データ保護の法体系は電子的な公共文書の再利用に対しても効力を持つため、PSI 指令 2003/98/EC が個人情報処理に当たっての個人の保護に優先することはできない。このような障壁は、重要な他の便益を守ることへの配慮によって是正される(即ち、データの対象者が自身に関わるデータをコントロールすることの利益)。公共セクタのように高度に細分化されている領域では、情報の入手方法を特定することの難しさもまた問題である。即ち EU 加盟各国において、情報が利用可能なかどうか、情報が再利用可能である時その再利用許諾条件はどのようなものなのか、といった情報の特定である。こうした困難は、国境を越えた PSI およびその再利用体系にアクセスする意義を低下させる。

職場と組織の硬直性：重要

PSI 指令 2003/98/EC の採択によって状況の変化は始まっているものの、PSI を再利用する文化の欠如が複数の EU 加盟国に根強い。第三者が知的財産権を有しているためといった理由で、PSI 指令 2003/98/EC の適用対象外となっている公共文書も幾つか存在している。加えて、PSI 指令 2003/98/EC の第 1 条(2)(a)の規定によって、「行政機関によって担われているが公共業務の範囲外に当たる活動の一部をなす」文書類もまた PSI 指令 2003/98/EC の適用除外となっている。PSI 指令 2003/98/EC の適用に際しては、何が「公共業務」で何がそうでないのかを見極めることが大変に重要である。

その上、PSIの再利用に関連して、公共の利益と民間のそれとの間にある競合に配慮することが重要である。電子的な形態においては付加価値付きのデータと生のデータの差が小さいため、しばしば行政機関はPSIを活用することで自ら収入を得ようとする傾向があり、しかも公正競争のルールは必ずしもこのような動きを妨げるものではないのである。PSI指令2003/98/ECの第2条(4)に含まれる「当該の文書の作成を伴った公共業務の当初目的の範囲を超える商用あるいは非商用目的」という規定の意味が明確ではないため、再利用の法体系がいつ適用されるのかを判断することは容易ではない。

信頼の欠如：重要

民間セクタは一般的に、強力な行政機関全体に対して「対等に」差し向かえる相手など存在しない、という印象を抱いている。と言うのも、行政機関は何が「公共業務」に含まれるのか否かを一方的に決めることができるし、それを再利用の対象から完全に外すこともできるからである。PSI指令2003/98/ECの第4条(4)に“あらゆる否定的な決定には、申立人によるその決定への異議申し立てがあった場合に講ずることとなる、補償の手段についての言及を含めなければならない”との規定があるとは言え、実務上の異議申し立て手続きを簡素化するための透明性が明らかに欠如している。この現実を覆すためには何の取組もなされていない、と民間の利害関係者は受け止めている。更には、EU加盟各国のレベルでも一般的なガイドラインはしばしば存在しておらず、特にPSIの再利用がもたらす経済的機会に対する認識が欠如している。イギリスの公共情報局(OPSI¹⁴⁰)は、PSI指令2003/98/ECの要件を満たすサービス再編成の好例である：公共情報局は情報政策の根幹にある「独立」機関であり、標準を設定すると共に、PSI再利用の拡大と奨励のベストプラクティスをまとめた実務的な枠組みを提供している。公共情報局はまた、PSI所有者が行う取引活動の規制官としても重要な役割を有しており、PSI再利用に関する規制の下で、PSI所有者に対して投げられた不服の調査権限を有している。

不十分な技術的設計：重要

文書フォーマットの取り扱い次第で再利用性に問題の生じることがある。同時に、受け入れ難いほどに高い行政および財務上の重荷を公共サービス側で背負ってまで、既存の古い文書類をフォーマット変換するべきではない。他にも、少なくとも技術的な面で広いアクセシビリティを実現するために、技術的なオープン標準に準拠する必要がある。

8. 行政、市民、ICT 企業間の相互関係

概要

電子政府に関わるあらゆるイニシアティブの成功を支える主要な条件の 1 つは、全ての関係者の間に効果的なコミュニケーションを保証することである。他方で市民の視点からすれば、公権力との関係において、ICT の利用が予期せざる新しい障害を引き起こす可能性がある。それゆえ、市民による電子的な公共サービスへのアクセスが常に改善され続けることを保証する必要がある。一方、eService の推進に対してあまりに消極的な方針を政府が採用する可能性がある。その場合、民間企業によって提供されている一般的な活動—銀行振り込み、旅行チケットの販売、情報への一般的なアクセス—に匹敵する(利便性の高い)サービスが電子政府に含まれなくなってしまい、利用者にとって ICT の利用がアドバンテージだとは受け止められなくなる恐れがある。

この領域ではその他の幾つかの疑問も、特に、行政機関と ICT 企業の間に関わるものも考慮に入れなければならない。電子政府の領域における多くの活動には技術関連リソース—ハードウェア、ソフトウェア、および専門家—に対する大きな投資が必要とされ、それゆえ、ICT 企業との協働が不可欠である。なぜなら、大部分の行政機関にはこれらの要求に応える適切な手段が備わっていないからである。その上で、公共の利益を守るという優先順位を設定する必要がある場合には、公権力による最終的な決定権を確保することが重要である。この要件は、ePublic サービスのための技術標準の策定時に特に大きな影響を持つ。

問題の構造

オンラインサービスを行政とのあらゆる関わりの中で利用できるという一般的な権利が与えられなければ、市民は電子政府に対する信頼を失い、それゆえ新たな電子政府サービスへの需要減退を招き、ひいてはその整備を阻害しうる。例えば市民に対して、当該の省庁によってそれまでも明示的に利用が認められていた範囲の、ごく狭いアプリケーションだけに利用を制限して電子サービスを提供することがよくある(例：行政へのコンタクトのため、申請書の返却のため、行政上の決定に関する情報あるいは通知を得るため)。結果として市民は、ICT を通じてアクセス可能な公共サービスが、彼らの生活にとって最も価値のあるものとなっていないと気付くことにもなりかねない。ある状況下においては(例：コストが掛かりすぎる)公共サービスを複数のチャネル経由でアクセスできるようにすることは現実的ではないかもしれず、その場合には ICT が行政に対する唯一のコンタクト手段となるように強制することが必要になるかもしれない。しかしこのような決定は、それが差別的な結果をもたらすことがなく、かつ、それを必要とする誰に対してもその公共サービスへのアクセスが開かれていることを確かめた場合にのみ許される。

ICT 企業との関係について言えば、法律上の視点から言って何らかの障壁となり得る、幾つかの潜在的なリスクがある。例えば、ICT の利用と設計についての決定が、特定の企業あるいは技術(例：特定のオペレーティングシステムあるいは Web ブラウザ)に偏重しないようにすることが決定的に重要である。なぜなら、そのような決定は EU レベルそして公共契約に関する各国の規制において保証されているところの、自由競争の保証に関するルールに反しうるからである。電子政府ソリューションを実際に稼働させるに当たって、信任された第三者の参加が必要になる場合、その第三者によって提供されるサービスについても技術的中立性が成立しなければならない。さもなくば、このような制限を正当化する技術的な理由がない場合に、市民は特定の商業製品あるいはサービスのみを利用しなければならないよう仕向けられてしまうことになる。

EU における取組との関連

ICT の利用はより優れそしてより効率的な行政に必ずしも帰結するものではない。しかしながら、報告書「EU 電子政府一次の 10 年：ビジョンと重点課題¹⁴¹」に示されたように、近代的で民主的な行政機関の確立に向けた不可欠の挑戦を成し遂げる上で、技術的な近代化は他に類を見ない機会を提供する。電子政府に見られるこれらの新しい原理原則と、その他の数多くの関連イニシアティブによって、市民に焦点を当てた政府、というアプローチを更に深く追求することがより一層必要になる。2003 年の「Capgemini eEurope eGovernment」報告書¹⁴²が警告するように、政府の利益を主とするサービスではなく、市民がその納税の対価として価値を受け取ることのできるサービスをこそ開発しなければならない。他方で、eEuropa アドバイザリーグループに対する欧州委員会の CoBra 勧告¹⁴³に示されたように、利用者中心の哲学は、法と慣習の変革によって支えられなければならない。

IPTS¹⁴⁴の報告書「EU 電子政府一次の 10 年：ビジョンと重点課題」によれば、電子政府はより利用者中心型となるだけでなく、よりネットワーク化されなければならない。電子政府サービスの設計と導入には益々多くの関係者が関わるようになっていく。公共、民間、社会事業家、仲介組織といった多様性に加え、それらの存在は、EU レベル、国家レベル、地方、地域にもまたがる。結果として、ここには政治的な分散化傾向が明確に見出される。こうした状況において、協調とコラボレーションを強化するための真剣な努力が必要とされている。このような構図が生じる理由の中で最も切迫しているのは、相互運用性に関わるものである。相互運用性は技術と組織の両面に関わるものだからである。電子政府サービスの汎ヨーロッパ圏における相互運用性に関する欧州委員会の連絡文書¹⁴⁵では、より効率的な相互のやりとりを支援すべくプロセスを単純化しようとして、この領域における EU 加盟各国のプログラムが深刻な法的障害に直面していることを示した。更には、汎ヨーロッパ圏での電子政府サービスに向けた IDABC 欧州相互運用性フレームワーク¹⁴⁶

に説明されているように、この目標を達成するに当たっては、特に EU レベルで、EU 加盟各国の国内法および行政システムの多様性が、極めて関連の深い更なる障壁となる可能性を示唆している。

電子政府サービスの導入に当たっては、このプロセスに伴う技術的な難しさのゆえに、行政と ICT 企業の間には緊密な協調が求められる。しかしながら、このコラボレーションは今まさに喫緊と課題となっているところの幾つかの重要な法的要件を遵守しなければならない。中でもとりわけ、自由なサービス提供という要件に関するものが重要である。この要件は、EU および EU 加盟各国の公共調達に対する規制が定める一般的範囲として、EU 協定において課されている。これらの要件によって状況次第で生じる影響の例として、電子署名サービスを電子個人証明カードに結び付けた場合を取り上げることができる。このような電子署名サービスの提供を決定した EU 加盟国では、公共あるいは民間の証明サービスプロバイダによって提供される、その他のデジタル証明書を代替選択肢として利用できるよう保証しなければならないのである。さもなくば、eSignature 指令 1999/93/EC の第 4 条 2 に対する違反となる。

障壁カテゴリとの関係

リーダーシップの失敗：極めて需要

相互運用性の問題、必要となる法改正の推進といった重要課題に電子政府プロジェクトが取り組む時、とりわけ国権が主導的役割を担うべき場合に、その支援としてのリーダーシップは特に重要な要素である。このようなリーダーシップは市民および企業のニーズを満たすためには不可欠である。相互運用性に関わるところでは、公共調達に対する国内規制に、技術的中立性に関する条項が特には含まれていないのが通例である。特定の銘柄に対する名指しを避けるよう公共の権力に対して明確に義務づけられている時、利用者の有するソフトウェアに関わらず電子政府サービスを利用可能なものとするためには、間接的な禁止指定が必要となる場合がある。しかしながら、電子政府サービスによって利用されるソフトウェアは行政によって設計されることが多く、先に述べたような不明確な義務づけは、電子政府サービスに関して言えば適当と言えない。従って、より効果的な法的手段が採用されるべきである。

財務上の阻害要因：重要

複数のチャンネルを有するシステムの導入に掛かるコスト、様々に異なった障害を有する人々向けに電子政府サービスを利用できるようにするために掛かるコストは、共に一般的に高く付くものであり、しばしば財務上の主要な阻害要因となる。電子政府の内に含まれる包括的参加の理念はこれらの不平等に取り組む上で必要とされるものであり、行政機関に対してコンタクトを取るに当たって、市民および企業にはその手

段(例：オンライン、対面、郵便、電子メール、電話)を選ぶ権利が備わっているとの認識に基づいている。官民協業の観点からは、伝統的なソフトウェア契約の特異性と制限を特に踏まえると、公共調達に関する規制の硬直性が明らかに最も深く関わりのある不都合の一つである。特定の地域(例：僻地)における電子政府の導入、あるいは近代的な技術(例：無線ネットワーク)を通じたネットワークアクセスの確立に対して、公正競争に関する規制が障害となる場合がある。と言うのは、これらのイニシアティブを推進するのに必要な、経験もあるいは資金も行政機関が有していない一方で、民間のパートナーに対して(普通の公正競争の範囲では)収益を上げられる期待を与えるものでもないからである。

デジタルデバインドとアクセス手段選択：重要

これらの障壁は 2 つの主要な領域に関わりがある。第一に、電子政府サービスが主として行政内部の問題を解決するためのものとして設計されてしまい、市民、企業およびその他の利害関係者のニーズに第一に応えることよりも優先した結果、こうした利用者らが使い勝手の面で不都合を被る恐れが高くなるということがある。第二に、電子的な公共サービスの利用を強制した結果、特定の集団あるいは個人からこれらのサービスにアクセスする権利を妨げてしまった時、憲法上あるいは法律上の問題となることがある。デジタルデバインドと、利用者によってなされるアクセス手段の選択の両面において、新たな課題が持ち上がってもいる。なぜなら、新世代の **e-rights** は、公共のコミュニケーションネットワーク、公共情報、および **ePublic** サービスに対するアクセスといったものをカバーするのに対して、このような権利に法律上の明確な配慮が常にあるとは限らないからである。同様に、「よい」行政に対する権利、および、既に行政機関の手にある文書類を再度提出しなくともよい権利、これらも **e-rights** の範疇である。

不十分な協調：極めて重要

ネットワーク化された **ePublic** サービスの導入、および、行政機関の間あるいは更に他の利害関係者との間でのより一般的な情報交換に不可欠な要因の中で、協調は最たるものの 1 つである。分散型のモデルはネットワーク化された統治のプロセスを支援する形態であるが、行政機関が分散型モデルに基づいている場合、不十分な協調は障壁として特に関わりの深いものとなる。なぜなら、ネットワーク化された環境において、効果的な協調は質の高い公共サービスを提供するための必須要件となるからである。それゆえ、ネットワーク型の統治への移行における協調の欠如は、相互運用性に関わる主要な法的問題の 1 つである。

職場と組織の硬直性：重要

職場と組織にまつわる障害および制約という課題は、サービスの最終利用者であるところの市民、企業その他のニーズよりも、電子政府サービスの内部に焦点を当てたものである。それゆえこの領域における硬直性は、行政の近代化に必要とされる変革および適応の推進に際して生じる、追加的な困難と見なしうる。

信頼の欠如：極めて重要

電子的手段による行政へのアクセスは市民の権利であるという認識が広がりを持たない場合、電子政府サービスに対する信頼の欠如を引き起こしかねない。とりわけ、民間企業により提供される電子的サービスと比較されてしまうと、この傾向が強まる。他方で、一般に言って電子政府サービスの推進は、市民が公共の窓口でコンタクトをとる方法を制限することによって達成されるものではない。特に、官民の関係がこじれ、あるいは全く成立しないものになってしまった場合にはなおさらである。このような制限は電子政府サービスに対する市民および企業の安心感を著しく損ねる恐れがある。

不十分な技術的設計：重要でない

ユーザーインターフェース、相互運用性の非互換、技術的信頼性といった、これらの領域における技術的設計の貧しさは、電子政府サービスの使い勝手に重大な欠陥をもたらす場合がある。それゆえ、ひいては行政、市民および ICT 企業のような、その他の関係者との関係にも重大な影響を及ぼしうる。しかし、電子政府ソフトウェアの技術的設計を改善するために幾つかの法的条項を採用することはできるかもしれないが、サービスおよびアプリケーションの多様性を踏まえると、Web サイトでの明確なアクセシビリティ設計を法で定めるような例外を除けば、それらの内容をあまりに厳密にすることはできない。

2.5. 組織面への解決アプローチ

1. リーダーシップの失敗

政治およびマネジメント上のリーダーシップにおいて鍵となる1つの障壁は、電子政府への関心の度合いが度々変化することであり、この波が電子政府の推進を継ぎ接ぎだらけで断続的なものになっている。電子政府の実現には、トップ層からの政治的支持を含め、推進役の存在が必要である。これらの推進役は政府の全ての階層へと広がる1つのネットワークの中で一体となるべきである。

ソリューション：電子政府推進役のネットワークを作る

- 政府省庁や様々な機関にそれぞれ一人以上の CIO 職を配置すること。これは米国連邦政府や多くの民間企業においては長らく一般的となっている取組である。行政機関の隅々をつらぬくこれら電子政府推進役のネットワークが、電子政府イニシアティブを推進し下支えすべきである。
- 電子政府を牽引する具体的な電子政府イニシアティブの間に効果的なコミュニケーションを確立すること。異なる行政単位に属しているためにこれまでは隔てられていた、IT スペシャリスト同士のネットワーキングを円滑にすることを含む。
- 電子政府の開発を成功させつつ推進するために、表彰その他のインセンティブを通じて、電子政府の推進役に注目を集め動機付けを行うこと。

欧州委員会は EU 加盟国に対し、電子政府開発に当たってはあらゆる階層の行政機関に CIO 職を設置するよう勧告するガイダンスを発行すべきである。あらゆる階層の全ての行政機関は、適切なところに CIO 職を設置し、その活動を支援すべきである。

2. 財務上の阻害要因

電子政府開発の速度と範囲に対して財務上の阻害要因は大きな影響を与える。それらの阻害要因の中には、電子政府システムの明確かつ短期的な開発コスト一しばしば明らかに高いものでもある一を埋め合わせるために、具体的な長期的便益を計算することの難しさが含まれている。

ソリューション：電子政府の全コストと同様に便益を算定する

- 電子政府実現のコストと便益について包括的な全体像を練り上げること。この中には開発やイノベーションを見送った場合のリスクやコストを含む。
- 内部的なコスト削減効果と同様に、強化されたサービスによって市民および産業界が得ることのできる利得を考慮に入れること。

- Web サイトと電子的サービスの「資産価値」を算定すること。この時、政府の情報に関する次の変化の便益を考慮に入れること。即ち、情報が容易に利用可能で、分かりやすく視覚化されていて、アクセシビリティを備え、操作可能となることに伴う、具体的な公衆の便益を考慮に入れること(例：当該の情報資源から産み出される収入を考慮する、当該の Web サイトを運営しなかった時の業務運営がどれぐらいのコストになるかを考慮する)。

委員会は、公共セクタにおける Web サイトの資産価値をコストと便益の間での現実的なバランスを取りつつ算定する手法について、その調査研究を立ち上げるべきである。このような取組は、インパクトと便益に基づく電子政府の効果測定 of 枠組みの中で、欧州委員会による既存の調査研究を補完すべきである。あらゆる階層の全ての政府機関は自ら資産価値算定手法を編み出し、実行すべきである。

3. デジタルデバイドとアクセス手段選択

社会や経済の側面における差異を背景として、電子政府にまつわるリソースの利用形態は、個人、集団、組織によって大いに異なるものとなりうる(あるいは利用者を見誤って、誰も使うことのない ePublic サービスが生まれる、という結果にもつながりうる)。インターネットにアクセスできるかどうかといったような単純な指標では、こうした状況の切り分けは行えない。このことをあらゆる階層の政府組織は認識しなければならない。むしろ、電子政府の利用ニーズの大きな多様性に基づいて、市民はセグメントに切り分けられることになる。これらのセグメントは、裕福さ、年齢、性別、障害の程度、言語、文化、地理的所在、事業の規模やその他の要因によって切り分けられるものである。

ソリューション：利用者群を個別に見定めて幅広く電子政府の利用を刺激する

- 電子政府サービスの利用者を特定の集団に切り分け、それぞれに固有の方法で取り扱うこと。
- 電子政府の情報およびサービスが、ポピュラーな検索エンジンの検索結果に、最上位に近い位置で表示されるようにすること。
- 最も熱心で高いスキルを備えたインターネット利用者層を対象に、可能な限り多くの政府活動をオンライン化すること。
- ePublic サービスは民間セクタにおける e コマースや e バンキングと同じ便益をもたらすということを、オンラインで行政府とやりとりすることの便益に納得していないその他の利用者に示すこと。
- 異なる利用者セグメントの需要を満たすために、オンラインとオフラインの複数のチャネルを提供すること。この中には適切な仲介者による支援を含む(例：高齢者や身体

障害者など特定のグループを対象に活動する NGO、電話による一般的なコールセンター)。

委員会は「市民を一人残らず包摂する」というスローガンを実現すべく、2008年に予定されている EU イニシアティブ eInclusion の中で、この種のセグメント切り分けを支援するための指針を編み出すべきである。あらゆる階層の全ての行政機関は、自身の手掛ける全ての電子政府イニシアティブの中で、利用者を明確化した ePublic サービスの開発・広報キャンペーン・複数チャネルのサポートを検討すべきである。

4. 不十分な協調

インターネットおよびインターネットに関連した ICT の数々は伝統的な境界線を越えて、人、情報、サービスそして技術の間のコミュニケーションと連携、ネットワーク化に、効率的で新しい幾つもの道筋を切り開いた。政府機関の Web サイトは公共サービスへの窓口となり、ここから、異なる組織単位の間で共有される広範な情報とサービスへと、利用者を結び付けてゆくことが可能になったのである。しかしながら、電子政府サービスの提供形態と業務方法のネットワーク化が、伝統的な政府の管轄や省庁間その他の境界を越えて進展するには、法、規制、行政制度のばらつきが障害となりうる。

ソリューション：断片化した組織活動をまたいでアクセスを円滑化する

- 市民のオンラインでの行動パターンに一致するよう、とりわけ検索にまつわる行動パターンに注視して、「Web 上の政府」に向けた戦略を構築すること。省庁は外部の検索エンジン向けにサイトを最適化すると共に、効果的な内部検索エンジンの開発に対するリソース投入にコミットすべきである。
- 政府の Web サイトを、特にポータルサイトにおいて、容易にナビゲーション可能なものに仕上げる。サイト階層の深さのような鍵となる指標の最適化や、徹底したユーザビリティテストを行う。
- ある種の連携サービスに必要となる情報共有に対して、これを補助する適切な法的支援を行うこと(例：後述する法的ソリューションの記述の中に含まれる、知的財産権、プライバシーとデータ保護、PSI の再利用に関する部分を参照)。

委員会は電子政府の総合検索戦略ⁱとツールの双方を最適化する手法についてベストプラクティス調査を支援すべきである。あらゆる階層の全ての行政機関は、効果的で連携のとれたアクセス戦略とツールの設計、開発、運用に当たり、ベストプラクティスと専門家の

ⁱ No Citizen Left Behind

ⁱⁱ 訳注：原文では'enterprise search' strategy と表記されている。

アドバイスを利用すべきである。委員会と EU 加盟国および諸地域は、ePublic サービスの更なる共有と連携を、各種の法令が不要に制約しないようにすべきである。

5. 職場と組織の硬直性

効果的な電子政府を実現する上で、組織や業務プロセスに再設計が必要となる場合がある。行政のマネージャやスタッフの間でイノベーションに対する抵抗が生じると、こうした業務再設計が足を引っ張られ、骨抜きにされ、あるいは阻止されもする。新しい電子的メディアが導く変革に挑戦できるように、政府組織は身のこなしが軽くなければならない。潜在的な抵抗の中には、オフライン窓口での業務の学習に組織的・個人的に相当程度(訳注：時間と労力を)投じたマネージャやスタッフからのそれが含まれる。インターネットと関連する ICT の利用の拡大は、これまで技術とは無関係と見なされていた領域も含め、政府のあらゆる階層における変革を必要としている。eLiterate な労働力は、電子政府の便益を最大化し、公共セクタの効率性と有効性を現実のものにする上で必須不可欠である。

ソリューション：eリテラシーを備えた労働力を奨励し支援する

- ベストプラクティスから得られるアドバイスと経験を利用しつつ、組織的変革をマネジメントするためのシステムチックなプログラムを開発すること。
- スタッフとマネージャに対し、技術的イノベーションを自身の業務のあらゆる側面に導入するよう奨励すること。適切であれば、電子政府への文化的抵抗を乗り越えるべくインターネットの可能性に「親しむ(play)」ための場を提供することもこの中に含まれる。
- 前段で報告した CIO のネットワークを利用し、IT のトレーニングとプロ意識の醸成を推進する。

委員会は、eLiterate な労働力を育成する戦略の開発について、加盟国の助けとなるガイドダンスを発行すべきである(例：全てのスタッフとマネージャが適切に訓練され、最新のアプリケーションに対して制限なくアクセスできるようにすること)。あらゆる階層の全ての行政機関は eLiterate な労働力の形成と支援にコミットすべきである。

6. 信頼の欠如

電子政府に固有かつ鍵となる懸念の 1 つは、「信頼をめぐる緊張関係」である。効果的なサービス提供のために個人情報収集を行う必要性と、情報がネットワーク化されたデータベースに一度収集された後に生じる、データ検閲やその他不適切な利用に対する恐れとの間にこの緊張がある。オンライン利用率はまた、政府への信頼感にまつわる一般的なトレンドの影響も受ける。電子政府利用者に対するオンラインでの認証と証明の手続きは、

サービス利用に必要な信頼の水準を定義する手掛かりである。可能であれば、「低い信頼(性でもよい)」という選択肢を電子政府の利用者に提供し、認証に関する要求を最低限の範囲に留める必要がある。

ソリューション：提供される電子政府サービスごとに信頼度のレベルを調整する

- 最も慎重を期する公共セクタの活動(例：パスポートや運転免許証の取得)にまつわる認証と証明の手続きにおいてのみ、高度な「最強度の」手続きを考慮すること。
- 可能であれば、政府側と利用者側のニーズに一致する限りにおいて、認証と証明に関する要求レベルを低くする道を模索すること(例：機密性のない公共情報に対する単発のアクセス要求)。
- 認証要求に伴うやりとりに対して現実的な方法でアセスメントを行うこと。例えば、詐欺行為を目的として誰かが他人の税金や罰金を支払うことはまずありえない。
- 信頼性確保に関する最新技術の進展を利用すること。初期段階の認証には低レベルの認証を許容し、リスクの高いシチュエーションに対してはリアルタイムの補正を加えながら高レベルの認証システムを利用するなど、想定されるアプリケーションのそれぞれに合わせて適切な信頼の水準を提供する。

委員会はヨーロッパ全域で、信頼への要求最小化に役立つ既存のイニシアティブについて、その経験の円滑な共有を進めるべきである。また、より高度でスマートな認証・証明システムの開発と適切なアプリケーションに関し、研究を推進すべきである。**あらゆる階層の全ての行政機関は、特定の ePublic サービスを取り上げ、そのアクセス認証と証明の手続きを対象に、戦略を立てた上で適切な信頼の水準を適用すべきである。**

7. 不十分な技術的設計

不十分な設計と不十分な技術的相互運用性に起因して、電子政府のシステムとサービスが機能しなかったり、あるいはパフォーマンスが悪かったりすることがある。しかもこのようなことは頻繁に起きている。この種の重要な障害が生じるのは、電子政府の技術的設計が、民間市場や一般社会でのインターネットのイノベーションに遅れをとっているためである。

ソリューション：電子政府の利用者自身がもたらす創造性を利用する

- インターネットのイノベーションを通じて社会にあまねく広がる技術とスタイルに、電子政府が追随し続けるようにすること。市民も産業界も共に、オンラインでの高品質な利用経験をベンチマークとして捉えるだろうからである。

- 電子政府のサービス、コンテンツデザイン、制作に対して、市民とその他の「顧客」を巻き込むこと。適切であれば、次に述べるような最近の「Web 2.0」に類似の機能を取り入れることを提示してもよい：
 - ▶ ソーシャルネットワーキング(例：Facebook や MySpace)：個人、グループ、あるいは更に大きなコミュニティとの間で、即時でオンラインのコミュニケーション、インタラクション、活動および情報共有が行える。
 - ▶ 利用者生成型コンテンツ(例：Wikipedia、YouTube、その他意見表明型のサイト)：サービスにまつわる情報を利用者自身の手で作れたり、インターネット経由でマルチメディアコンテンツを広めることができる。
 - ▶ マッシュアップ：複数のコンテンツを組み合わせることで1つの Web サイトやアプリケーションにまとめることで、統合された利用経験を可能にする。
- 政府は Web サイトのデザインに民間企業と同水準のリソースを投入すべきである。

欧州委員会は、Web2.0 のようなものも含め、幅広いインターネット利用のトレンドをどの程度まで電子政府に取り入れることができるか、また、取り入れるべきなのかについて、そのアセスメントを支援すべきである。そして、現行のベンチマーク活動がこうしたイノベーションに対してどのように刺激や奨励となるのかについても、そのアセスメントを支援すべきである。**あらゆる階層の全ての行政機関**は、ポピュラーで最先端のインターネット利用のあり方を追いつける体系的な努力を払うべきである。更に、自身の手掛ける電子政府サービスに対して、最良にして最適なイノベーションを取り入れる新しい方法を模索すべきである。

2.6. 法制面への解決アプローチ

1. 行政法

行政法には行政機関に対する大幅な権限の付与が伴う。これには関連する公的保証の確立が伴う(例：厳格な形式および手続き規則の遵守)。これらの保証を破ると、当該の行政行為が無効化される場合もある。行政法は多くの EU 加盟国において厳格な責任規定の体系として存在していることから分かるように、過失を前提とした個人間の関係を取り扱う規制(訳注：民法)とは異なっている。行政法は大部分の EU 加盟国において適用されているが、アングロ・サクソン法に基づく行政体系の影響を受けている国(例：イギリス)ではそれほど徹底されてはいない。こうした国は主に判例法(訳注：慣習法)によって統治されている。行政法の性質に由来する電子政府実現への潜在的障壁は、行政活動における電子的なメディアの利用に考慮して、行政法の定める規制を適応させることで克服できる。その結果、電子政府に対する信頼を増す手助けともなる。

ソリューション1：効果的な ePublic サービスを支援するために行政上の形式的規制を適応させる

ICT によって可能となる行政活動に結び付けてよりシンプルで柔軟な規制のあり方を導入することは、いよいよ有益さを増している。なぜならば、多くの公共サービスおよび行政活動は電子的メディアを通じることで、より効果的・効率的に実施できるようになるからである。

欧州委員会は、公式の情報の中で、電子的メディアによって切り開かれた様々な機会に光を当て、このような改正を行う必要の重要性を強調すべきである。こうした改正は制度の保証する内容を減じるようなものであるべきではなく、電子的メディアに適応することのみを狙いとすべきである。さもなくば、伝統的な行政上の負担が軽減されないばかりか、市民も行政機関も共に、ICT のもたらす潜在的な便益の全てを得ることはないであろう。便益とは、市民が自身の権利をより適切な形で行使し、市民の活動の効果が高まり、負担コストも更に節減されるといったことである。

委員会および EU 加盟国は、自身の手掛ける行政サービスに関して次の取り組みを進めるべきである：

- 取組対象となる行政権限の中に含まれる、あらゆる行政手続の完全なカタログを作成すること。
- 産業界と市民が必要とする既存のあらゆる手続きと文書を分析すること。この分析は、ICT に基づく ePublic サービスに固有の、特別な性質に合わせた変更が必要となる全ての手続きと文書の再設計を狙いとするものである。

- 形骸化し縮小しつつある伝統的アプローチに結び付いた、形式的手続きを完全に除去すること。代わりに、行政とのオンラインデータ交換において市民が必要とする行政文書に置き換える。
- 結果として、行政側が既に保持している文書を改めて提出しなくてもよいという、市民の権利を認識すること。
- 電子政府手続きの更なる展開の決定に当たっては、上記のような勧告を満たすための取組が先行することを国家レベルでの法的要求として導入すること。

ソリューション 2：電子政府に固有の要求を満たすために情報通信技術への一般的規制を見直す

行政法を採用している諸国では、民事上の場合とは異なった法体系により行政機関が統治されている。このため、行政機関の義務を明確化するには、EU および EU 加盟国のレベルで見直しを行う必要がある。これらの課題は、公的領域においてどのルールが適用されるべきかについての曖昧さや、公共と民間の背景が密接に絡み合った状況下で何らかの食い違いがあった時に、そこに生じうる曖昧さにつながっている(例：責任の所在の規定のような重要な領域や、小規模な行政機関や資力に乏しい行政機関のために大きな行政機関が ePublic サービスをホスティングする場合の賠償責任のあり方など)。

EU レベルで、可能であれば、ICT に関連する EU 指令は幾つかの特別な公共セクタについての言及を取り入れるべきである。このような公共セクタでは、必要に応じて行政機関の持つ特定の要求に EU 指令の示す基本原則を適応させるよう、EU 指令において EU 加盟国に対し勧告し、同時にあるいはまた権限を付与すべきである。

EU 加盟国は、情報通信技術の利用に関わる EU 指令を国内法令に反映するに当たり、行政機関の活動を規制する法的な枠組みの特異性を考慮に入れるべきである。この時には、行政とその活動にまつわる原則と特異性に合わせて、EU 指令の示す基本原則を適応させなければならない。

2. 認証と証明

電子政府における認証とは、典型的には、誰かあるいは何かが(訳注：サービス利用等の)権限を有することを立証するあるいは確認する行為である。認証には、特定の関連情報を証明し検査するあらゆるプロセスが含まれる。証明は、ある個人が確かにその当人であることを立証するあるいは確認する行為である。この領域においては、関連サービスおよびアプリケーションを連携が十分にとれていない状態で開発したり適用したりすることや、電子政府に対する信頼が余りに低いことが主要な障壁となっている。

ソリューション1：認証と証明の取組における EU 加盟各国の連携を改善する

行政分野での電子的記録およびアーカイブの管理と認証において EU 加盟国間での連携を強めることは、EU 域内での電子政府の相互運用性を大きく高める上で鍵となるステップである。この領域では eSignature サービスとそのアプリケーションの開発が主要な役割を果たしている。

EU レベルでのソリューションは、とりわけ国境を越えた利用において、このような連携を改善することを狙いとするべきである。勧告には次のものが含まれる：

- 公共セクタから eSignature を受ける際に必要な追加的要求事項(eSignature 指令 1999/93/EC の第 3 条 7 項参照)を最小限に保つこと。
- eSignature に関する各国の標準化イニシアティブについて欧州標準化委員会(CEN)に報告するよう EU 加盟国に義務付け、eSignature の相互運用性と国境を越えた利用を推進すること。
- 公共セクタにおける eSignature の利用に際しては所定の標準に従うべきであることを法的に明記すること。EU 加盟各国の国内標準化イニシアティブに対して欧州標準化委員会による十分な統括を行うことを前提として、ここで言う標準は何らかの国家標準であってよい。各国の国内標準化イニシアティブに基づいて欧州標準化委員会は公共セクタにおける eSignature の欧州標準を開発するイニシアティブを進めてもよい。EU はまた、この点において加盟国同士が協調するよう要求してもよい。
- 欧州標準化委員会によって認可された標準については、加盟国それぞれに対して他国で開発された eSignature 標準を相互承認するよう要求すること。この点での法改正は eSignature 指令 1999/93/EC を改正することによって達成しうる。
- 公共調達関連の指令やインボイス指令 2001/115/EC¹⁴⁷のような、他の法的な EU イニシアティブにおいて eSignature の国境を越えた利用が確実に増進されるよう手当てすること。

ソリューション2：電子政府に対する信頼を構築する

政府に対する信頼には様々な要因が影響を与える。これらの要因は同時にまた、電子政府に対する信頼にも関わっている。電子政府における認証と証明に関して言えばプライバシーに関する問題が決定的に重要であるが、更にその他の課題として、技術の不確実性や、政府のサービスをインターネット経由で提供するにあたって、関係するサービスプロバイダや人員に対する不安がある。電子政府実現に向けた法律上の戦略は、幾つもの重要な領域において改善を模索することで、電子政府に対する信頼を強化するよう精力を傾けるべきである。

ⁱ 訳注：recognize

EU、EU加盟各国、各地方のレベルにおいて、上記の達成に向けて次のように的を絞った取組が必要となる：

- プライバシー、セキュリティ、身元証明についての市民の不安と、電子政府サービスを利用する上で個人情報を提供する義務との間にある「信頼の緊張関係」をより効果的に管理すること。
- 信頼を高めるための合意事項、ガイドライン、枠組みを設けること。
- 市民にインターネット利用の経験ができるようにし、結果として、信頼することを学ばせること。
- 信頼を高めるためにプライバシー保護技術(PET)を利用すること。
- 持続可能な ICT システムを設計し、構築し、運用し、そして発展させること。
- 個人情報の利用に関わる新しい電子情報システムおよび情報収集を対象に、プライバシー影響評価(PIA)を実施するよう省庁に義務付けること。
- 適切なプライバシー保護施策が確実に実践されるよう取り組むと共に、その性質について周知徹底すること(例：Web サイト上に「プライバシー警告」を表示し、その中で実際の取組内容を説明する)。

3. 知的財産権

頒布される情報も、電子政府を支える ICT も、どちらも共に著作権や商標、特許といった知的財産権の対象となる。電子政府イニシアティブを推進する行政機関が仮にその知的財産の権利者ではない場合、関連する情報や ICT が適切に利用可能となるようにライセンスを手配しなければならない。従って、知的財産権を統制する法的枠組みにおいても、ePublic サービスを提供しようと望む政府、利用者、そして権利者の間で、要求のバランスを取らなければならない。潜在的なコストと信頼形成の上での障害に対処することが、このようなバランスを生み出す上で必須不可欠である。

ソリューション1：保護された知的財産の利用に伴う潜在的な高コストを(関係者間で)調整する

電子政府サービスが保護された知的財産に依存する時、ePublic サービスのイノベーションを不当に阻害することなくかつ正当な補償をバランスの取れた形で権利者に与えつつ、利用者へのコストについての懸念を処理しなければならない。特に、電子政府サービスに必須不可欠のサードパーティ製品の利用を考慮する時、知的財産権関連法の国際調和を図ることによってこの目的を補助しうる。

EU レベルで、次のような規定の導入によって国際調和を奨励すべきである：

- 著作権の国際調和のために、著作権指令 2001/29/EC の第 5 条(3e)項にいう、著作権者の排他的権利に対する例外規定を各国の著作権法に導入することを、全ての EU 加盟国において(現行のような任意規定よりもむしろ)義務とすること。この例外規定は、とりわけ、「行政、立法、司法上の手続きの適正なパフォーマンスを確保する」上で、電子政府にとって最も重要なものである。この例外規定は電子政府のために知的財産を利用することを可能とするが、著作物の利用に見合う正当な補償を権利者に支払う義務を否定するものではない。現状では、幾つかの加盟国においてこの例外規定は運用されていないかまたは著しく制限されており、他の加盟国においては適用条件に異同がある。
- 上記のソリューションはデータベース上の著作物に対する権利にも適用可能である。その際、データベース指令 96/9/EC の現在進められている見直しとその結果に基づきつつ、同指令によるデータベースの法的保護を下敷きとしてよい。

ソリューション 2: プロプライエタリ製品の代わりにオープンソースソフトウェアへの信頼を築く

電子政府が「プロプライエタリソフトウェア」に依存していると、改変を加えるに当たって困難を生じたりコストが高く付いたりといった重荷を生じる場合がある。手を加えなければならないソースコードに対する権利を権利者が占有しているためである。利用時に改変できるソースコードと共に提供される「オープンソース」ソフトウェアであれば、このような障害を回避することができる。しかし、このようなアプローチにもリスクはある(例: 知的所有権を主張する企業が法的な係争を起こした場合、最終的にはオープンソースソフトウェアを利用している電子政府サービスを破壊しかねない)。

EU および加盟国は、電子政府におけるソフトウェアの選定にあたり、行政の現場が次に示す事柄を考慮に入れるように奨励すべきである。こうすることで、オープンソースソフトウェアに「外部」のコードが紛れ込むリスクを受け入れ可能なレベルにまで抑制できる—但し根絶とまではいかない—ことを念頭に置かれたい。

- 第三者により開発されたオープンソースソフトウェアを政府組織において利用する場合には、可能であれば、当該のソフトウェアがサードパーティー各社の権利を侵害しないことをソフトウェア提供元に保証させ、政府にとっての免責条項を交渉すべきである。少なくとも政府組織は、サードパーティー各社のソフトウェアがオープンソースのプログラムコードに混入しないように、ソフトウェアの提供元が防止策を講じて

ⁱ 訳注: 2005 年 12 月時点での評価レポートを指すと思われる。本項の他頁にも記載のある通り、このレポートの中では指令の撤廃を含む改善の選択肢を提案した。その後、関係各国へのアンケート調査が行われ「データベースに固有の権限」という概念を調整すべきとの回答が多勢を占めたが、本項執筆時点ではそれ以上の動きはない模様である。

いることを確かめるべきである。例えば、EU パブリックライセンス¹⁴⁸第 6 条にはライセンス提供者が他者の権利を侵害しないことを保証するよう要求する条項が含まれている。それでも、数多くの様々なオープンソースライセンスが存在し、1つのプロジェクトにおいて複数の異なるライセンスが利用される場合もあるので、厳格なチェックは必要である。

- 自主開発したオープンソースソフトウェアを組織内で利用する場合には次を守るべきである：
 - オープンソースコードの中にどのようなコードの包含が許され、あるいは許されないのかについて、全てのプログラマーに対して明確に指示すること。
 - 被雇用者によって記述されたコードの権利が政府に対して確実に移転されるか、あるいは少なくとも確実に利用許諾されるように、必要に応じて処置すること(これは雇用契約中に被雇用者の(訳注：知的財産にまつわる)権利が明記されている場合に限定される問題である。コンピュータプログラム指令 91/250/EC¹⁴⁹の第 2 条(3)項を参照されたい)。
 - オープンソースプログラム中に権利侵害コードが含まれるとの通知に対して速やかに対応する手順を採用すること。

4. 賠償責任

電子政府関連の活動によって損害を生じた時、被害者(市民、産業界および政府)は不法行為者(例：政府の省庁や、情報通信技術サービスおよび設備の提供者)の責任を追及することで自身の損失を補償するよう求めるかもしれない。電子政府への被害者からの信頼を損ねないためにも、このような補償が可能でなければならない。同時に、法は不法行為者に対して過度に安易に責任を求めるものであってならない。信頼とコストのバランスを見定めることが、ここでも電子政府実現への重大な障壁となる。

ソリューション 1：電子政府に対する信頼を損ねないように賠償責任を設定する

損害に伴う賠償責任のコスト配分が利害関係者から不適切に感じられるようでは、電子政府に対する信頼も損なわれかねない。適切なバランスを見出すためには EU レベルでの介入が必要である(例：EU 加盟国間での既存の法令間の不一致を克服するための介入—電子政府の活動はますます一国以上の国家を巻き込んだものになりつつあるからである)。

EU 加盟国は、委員会による勧告の下、電子政府の重要な利害関係者に対し、下記の取組を実施するために適切な体制を構築するよう奨励すること：

- 経済的に現実的なレベルまで損害のリスクを低減できるように電子政府のインフラストラクチャとサービスを設計すること。

- 残存したリスクの分析を行うこと。
- 可能であれば、それらのリスクについて影響のある利害関係者に警告を行うこと。
- トラブル発生時に効果的な方法で対処可能でかつ簡単に利用可能な、クレーム処理のメカニズムを構築すること。この時、損害に対して責任を負う立場にあると考えられる利害関係者によって、組織内でクレーム対応を行うこと。
- 経済的に現実的な方法では抑止できない種類の、かつ、特定の標準的なトラブルに対しては、体系化されたクレーム処理のプロセスを設計すること。このようなトラブルに対しては、簡便で統一された報告の手続きを定める。
- クレーム処理のメカニズムでは満足の行く解決に至らずトラブルが係争に及んだ場合に備え、調停のような裁判外紛争処理(ADR¹⁵⁰)の選択肢を用意しておくこと。
- 物理的に招集をせずとも結果が得られる場合に合わせ、オンライン形態でのADR(ODR)を利用可能にすること。

ソリューション2：損害賠償に伴うコストへの恐れと現実を克服する

現実のものであれ想定上のものであれ、損害に伴う賠償責任の潜在的な高コストは新しい電子政府活動に対しておぞましい影響を及ぼしうる。全EUおよびEU加盟国が直面することになる賠償責任の問題は似通っている。地方や国のサービスが汎ヨーロッパ圏への広がりを強めつつある現状では殊更である。

EU加盟国は、委員会による勧告の下、下記の狙いを実現する体制の整備を電子政府関係者に対して奨励すべきである：

- 経済的に現実的なレベルまで損害のリスクを可能な限り低減できるよう、電子政府のインフラストラクチャとサービスを設計すること。
- サービスやインフラストラクチャがどのような目的に対して利用可能であるいは利用可能でないかを説明した正確な情報を提供すること。これにより、サービスやインフラストラクチャの利用法に関するコストのかかる議論が避けられると同時に、EU加盟国間での関連法規の違いに起因する賠償責任の限度を明確にすることができる。
- 電子政府サービスへの参画に当たっては、影響のある利害関係者の代表らの中で議論を行い、関係者間の相互関係をつかさどる固有の損害賠償ルールについて先立って同意すること。このことは、制定法や判例法で利用可能なルール以上に、特定の電子政府活動に合わせて、個別のルール作りを行うことへの合意が必要であることを意味している。これらのルールは公開された枠組み契約の中で規定されるべきである。

5. プライバシーおよびデータ保護

プライバシーおよびデータ保護は大部分の電子政府サービスにとって基盤となる課題である。従って、個人情報を保護するための規定が幾つかの活動を妨げるかあるいは制限する形で原則扱いされてしまうと、幅広く重大な影響を及ぼしうる。一方、個人情報を保護する権利を守ることで、個人情報の自由な流通を円滑にし、電子政府のアプリケーション開発を支援することもできる。個人情報保護指令 95/46/EC の施行に関する EU 加盟国間での各種の相違という障壁を克服し、プライバシー保護のための適切なツールを導入することで、このような支援を更に補強することができる。

ソリューション 1：個人情報保護指令の施行に関する (EU 加盟国間の) 相違を克服する

EU 加盟各国での個人情報保護指令 95/46/EC の施行方法には依然として根深い差違が残っており、国際協調の不足はこの法的領域における潜在的で最も重大な障壁の 1 つとなっている。下記に述べる取組はより効果的な国際調和を推進するであろう。

- **欧州委員会**は、EU 加盟国が EU 指令に準拠していない場合にこれを欧州裁判所に提訴し、効果的な指令の適用を促進する取組を追求すべきである(同指令の適用を改善する作業プログラムのフォローアップについては 2007 年 3 月の連絡文書¹⁵¹を参照)。
- **データ保護 29 条部会**¹⁵²は電子政府に関する作業文書を改訂し、データ保護(例: RFID、PIN など)にまつわる新しい固有の課題を明確化すべきである。この改訂は、具体的で国際調和の取れた「欧州共通ガイドライン」を作成する一助となろう。このガイドは、自国の電子政府計画を施行するに当たって、政府への助言のために(訳注: データ保護に関する)各国の監督委員会代表者によって参照されるべきものである。
- **EU 加盟各国**は、個人情報保護指令 95/46/EC の第 18 条(2)項に定めるように、該当する個々の行政機関におけるデータ保護担当者の任命を義務付けるべきである。これは行政機関内で関連諸問題に対する自覚を促すと共に、電子政府の利用者に対する明確な「対話の窓口」を設けるものとなろう。また個人情報保護指令 95/46/EC に定めるように、各国は国レベルでの法的な枠組みを整備し、その中で、データ保護の取組をモニターする実効性ある独立と権限を監督委員会に認めるべきである。
- **あらゆる階層の全ての利害関係者**は、データ保護の権利と義務に対する自覚を市民および企業に促すよう貢献すべきである。このことは、強力な教育的要素を備えた、意識向上型の政策を推進することによる。このように幅広く意識を高める上で、監督委員会はより一層の財務的支援を受けるべきである。

ソリューション 2：プライバシー保護に利用されるツールの価値を吟味する

プライバシー保護に影響のある電子政府関連の手法は、市民のデータを守るニーズと行政効率への要請という両面から導入が必要とされている。この中には個人識別番号(PIN)お

よびプライバシー拡張技術(PET)が含まれる。個人情報への正当と認められていないアクセスを抑制するために、所定の時間が経過するとデータを匿名化したり、データを暗号化するツールを提供したり、といったものである。

全ての利害関係者はこうした技術の利用について、市民、管理者、データ利用・編集者、その他の関係者にとっての便益とリスクについて共通理解を形成すべきである。例えば、個人識別番号(PIN)は異なるファイルに分散している個人情報へのアクセスを単純化することで行政の持つ能力を増強するものであるが、その便益とリスクに対する共通理解があれば、個人情報保護指令 95/46/EC の解釈幅に起因する障壁を回避する助けとなりうる。このことは、こうした識別情報の利用条件を決定する権利を EU 加盟各国に対して委譲する意味合いを持つ。この分野での国民の関心の高さを考慮すると、この取組の最低限の端緒となるのは、EU レベルで、データ保護 29 条部会の関連する作業文書と提言を、この問題についての「欧州ガイドライン」にまとめることであろう。

6. 行政の透明性

諸々の情報公開法は行政の透明性を向上させるための第一の法的手段である。これらの法令には、「受動的(市民からの要求に基づく公開)」な条項と「能動的(政府により自発的に行われる公開)」な条項という、主要な 2 種の透明性に関する条項が含まれている。能動的な透明性を深める政策は、市民および企業からの電子政府に対する信頼を大いに高めうる。加えて、EU 域内における連携の強化は、このようなアプローチの実現をより効果的なものにできる。

ソリューション 1：能動的な透明性に対する好意的見解の醸成を促す

EU レベルで、EU 加盟各国がより能動的な透明性政策を導入するよう奨励すべきである。このような政策は情報公開の責務を行政機関が自ら肯定的に受容することを意味し、電子的媒体を通じた情報公開もその一環として含まれる。この課題に関して EU 加盟国間に存在する著しい相違については、情報公開法の「欧州モデル」を策定することにより効果的に対処できる。このような取組は、EU レベルおよび EU 加盟各国レベルの双方で、能動的な透明性に関するより深いコンセンサスを形成し、より効果的な政策連携に向けた動きを支援することになる。

欧州委員会には透明性に関して何らかの規制を設けたり法を定めたりする権限はない—これらは原則として EU 加盟国の有する権限である—が、ヨーロッパ法の枠組みの外から、非公式な国際調和を推し進めることは可能である。このような連携は、委員会による現在の欧州透明性イニシアティブやその他の主要な成果、例えば EC 規則 1049/2001 に含まれる「文書へのアクセス」規定のようなものを基盤として実現できる。

「公共セクタでのイニシアティブにおける(広範な)透明性」の実現に向けた重要な第一歩は、EU加盟各国で取り組まれた能動的な情報公開の試みに関して、情報共有の機会を増やすことであろう。この中には、能動的な透明性の実現に向けたイニシアティブに、既に取り組んでいる他国の経験に学ぶことが含まれる。このような機会の増進は、他国の経験を相互に学ぶ一助となりうる。この種の情報の共有は、EU加盟国における効果的な透明性政策を刺激すると共に、関連諸問題への対処について、より深い共通認識の形成へとつながりうる。

ソリューション2：ヨーロッパレベルでの法的な情報公開原則の欠如に取り組む

伝統的に、透明性の問題に関する第一の責任はEU加盟各国にある。結果として、公共調達および環境に関する情報のような特例を除き、EUレベルでの一般的な情報公開法というものは存在していない。このことは、行政透明性に関する一般的指令をヨーロッパ法の枠組み内に設けることは現実的ではない、ということの意味している。

欧州委員会は、この代替として、EU加盟各国における最先端の情報公開のあり方について、その詳細な研究をEUレベルで行うことで、ヨーロッパ域内での連携改善に向け、有望な道を切り開くことができる。このような取組は、情報公開法制定に向けての共通アプローチに関し、委員会が初版のガイドラインを策定する支援ともなろう。また同様に、受動的な透明性や関連する他の課題(例：情報取得のためのコストの国内格差、電子フォーマットへのアクセス、「メタデータ」概観ガイドの欠如)も含め、ある程度まで、EU加盟国間の法的国際調和を深める一助となりうる。

委員会はEU加盟国と共に、自らの手掛ける取組の基礎として、この調査研究を利用すべきである。例えば、その効果を評価するために、既存の能動的な透明性に関する情報公開法について、それらをモニターする部会の設立が推奨される。また、加盟各国において成功裏に情報公開法を制定し施行するため、および、力強い情報公開の文化を醸成するため、これらに必要となる、能力的、文化的、組織的な改善を、関連のトレーニングプログラムやその他のイニシアティブを通じて支援すべきである。

7. PSIの再利用

多くの電子政府サービスがPSIの再利用に依存している。PSI指令2003/98/ECはこのような情報の再利用を次のように規定している：当該の文書を作成した当初目的以外での、商用または非商用目的での、公共セクタにおける文書の利用。しかしPSI指令2003/98/ECは、公共情報の望ましい再利用や、汎ヨーロッパ圏にわたる公共情報市場の設立に関し、障害の全てを取り除くものではない。鍵となる2つの取り残された障壁は、再利用に関す

る費用徴収面に見られる EU 加盟国間の非対称性と、再利用が義務的な原則とはなっていないことである。

ソリューション 1 : PSI 再利用に伴う費用徴収の EU 加盟国間での非対称性を取り除く

PSI 指令 2003/98/EC によれば、文書を提供することおよび再利用を許可することから得られる利益は「収集、生成、再生成、頒布のコストを超えてはならず、適切な投資収益を伴うものでなければならない(第 6 条)」。しかし、この指令では同時に、EU 加盟各国に対して「再生成と頒布の限界費用を越えない範囲で」政府が文書類を有償公開することを奨励している(備考 14)。この内容は「委員会の情報の再利用に関する決定¹⁵³」として採択された欧州委員会自身のソリューションにも見られる(第 7 条)。

EU レベルで、この問題に関する明確な指針を示すように PSI 指令 2003/98/EC を改訂すべきである。幾つかの国では PSI 指令 2003/98/EC に基づいた法が制定されているが、気象データのような社会的に重要な分野で、民間企業によるアクセスコストを急速に増大させる結果をもたらしており(例：フィンランド)、公共セクタの権限が不適切に利用される一面を成している。改訂に際しては、EU をまたがっての PSI 再利用を強く支援する内容を備えた、次のような条項を設けるべきである：

- 徴収すべきコストの決定手段や条件を明確化するために、ePSIplus ネットワークを通じて、全ての利害関係者を巻き込んだ全ヨーロッパに及ぶ議論を進めること。特に、「適切な投資収益」という表現の意味を定義すること。
- 公共セクタと民間セクタの間に格差やアンフェアな競争が生じることを避けるため、商用・非商用目的での再利用の間にある、コストの違いを考慮に入れること。
- EU 加盟各国において、PSI 再利用に配慮した透明性向上の政策を施行すること。この時、PSI 指令 2003/98/EC の条項を尊重し、中でも次の事柄に配慮すること：所定のフォーマットが利用できること；透明性；差別をしないこと；公正な取引の実現。

ソリューション 2 : 再利用を義務的原則とする

PSI 指令 2003/98/EC では、PSI 再利用の許諾判断を EU 加盟各国とその行政機関に委ねている。

EU レベルで、まずは見直しを試みる機会である。即ち、再利用を全 EU 加盟国における義務的原則とするよう、PSI 指令 2003/98/EC を改正すべきか否かを占うに当たり、EU 加盟各国がどの程度近付いているかについての見直しである。この改正には、特定の公共サービスの経済的持続可能性のような、国益の保護に関連する規制や例外が含まれることになるだろう。

EU 加盟各国において、次の取組によりこの目標は達成される：

- EU 加盟国による積極的な取組の必要性について、ePSIplus ネットワークによる勧告を行うこと。PSI の枠組みを全体として実現し遵守するため、行政機関がコストに配慮しつつ公共セクタを支援するよう求めること(ePSIplus ネットワークは、2008 年の見直しまでの間、PSI 指令 2003/98/EC 施行の改善を支援するものである)。
- EU 加盟国のそれぞれにおいて、PSI に関する独立した国立組織を設立すること(例：イギリスの OPSI)。この組織の取組は、PSI 専門家部会でその役割と権能を補強することにより、EU レベルで調整できる。この取組は次の事項の助けとなるべきである：再利用者による信頼不足を克服する；PSI の再利用によって可能になる新しい商業的機会について、行政機関の優れた実践事例に関する情報交換と自覚を促進する；PSI を有する国家組織への明確なガイダンスの提供(例：知的財産権、データ保護、技術的障壁のような領域)。

8. 行政、市民、ICT 企業間の相互関係

電子政府関連のイニシアティブの主要な成功条件の 1 つは、全ての関係者間に効果的なコミュニケーションを保証することである。政府と市民の間に不可欠な関係の強化を、ICT の利用を通じて効果的に支援するには、電子政府に関する政策および取組が、市民の関心に深く根差したものとなっていなければならない。このためには、市民生活の改善に利用できる様々なオンラインサービスへ適切にアクセスできるよう取り組むに当たって、認識上の問題と具体的な問題とに起因する幾つもの障壁を取り除く法的ソリューションが必要である。

ソリューション 1: 市民が電子メディア経由で行政サービスを利用する権利 eRight を確立する

汎ヨーロッパ圏サービスの実現に向けては、加盟各国のレベルでの障害が障壁となる。これらの克服を助けるには、EU レベルで定められた自由と権利に関する既存概念を拡張する必要がある。とりわけ、移動と居住の権利がこの対象となる。

EU レベルで、全ての利害関係者を交えた議論を通じて、これらの権利と自由に関する新しい EU 指令を検討すべきである。この時、域内市場におけるサービスについてのサービス指令 2006/123/EC のモデルに倣うべきであり、このために次の条項を含むべきである：

- 電子的手段で提供される公共サービスのアクセシビリティ。関連する ePublic サービスへのアクセスについては、全ての手続きと形式的要求を、EU 市民であれば遠隔で電子的に完了できると保証するよう、EU 加盟国は明瞭かつ直接に義務付けるべきである。

- 手続きの単純化。EU 加盟国は ePublic サービスへのアクセスに関し、その手続きと形式的要求を吟味し、適当である範囲においてこれを簡略化しなければならない。
- 情報に対する権利。自国で営業する全ての情報プロバイダについて、どのような情報が必要になるのかを特定すること。この中には次のものが含まれる：責任ある関係部署および関連する組織の連絡先詳細；公的な帳簿やデータベースに対するアクセスの手段と条件；係争の発生時に適用できる救済手段。
- 行政文書間の国際調和。必要となる文書に等価であると見なされるような(各国間で)国際調和済みの書式を、委員会により承認できるようにする。この時、証明書やその他、所定の要件を満たしていることを証明するのに必要な文書類について、EU 加盟各国に対し、他国からのあらゆるその種の文書を受け入れるよう要求することになる。
- EU 加盟国間での更なる協調。電子証明の利用も含め、とりわけ、各種照会のための ICT に基づくデータ交換を円滑にするよう、協調を改善すること奨励する。これらのプロセスは、データ保護に関する要求を完全に満たすものでなければならない。

ソリューション 2: 公共サービスの提供とアクセスにおいて複数チャネルの提供を支援する

EU 域内の多くの人々に影響を与えているデジタルデバイドを乗り越え、電子政府に向かう流れの中でどの市民も取り残されないようにしなければならない。そのためには、公共サービスへのアクセス手段として、電子的なものと同传统的なもの、両方のチャネルの提供が保証されるべきである。しかし、この分野において強力に国際調和を進める権限は、EU レベルでは備わっていない。

従って EU 加盟各国は、電子政府の持つ包容力を最大限に高める最終的な責務を負っている。しかしながら一方で、依然として委員会、行政と市民の間関係をつかさどる法的な枠組み作りを EU 加盟国で吟味するに当たり、助言を与える方法について道を探ることができる。ここに言う法的な枠組みの中には、次のような条項が含まれるべきである：

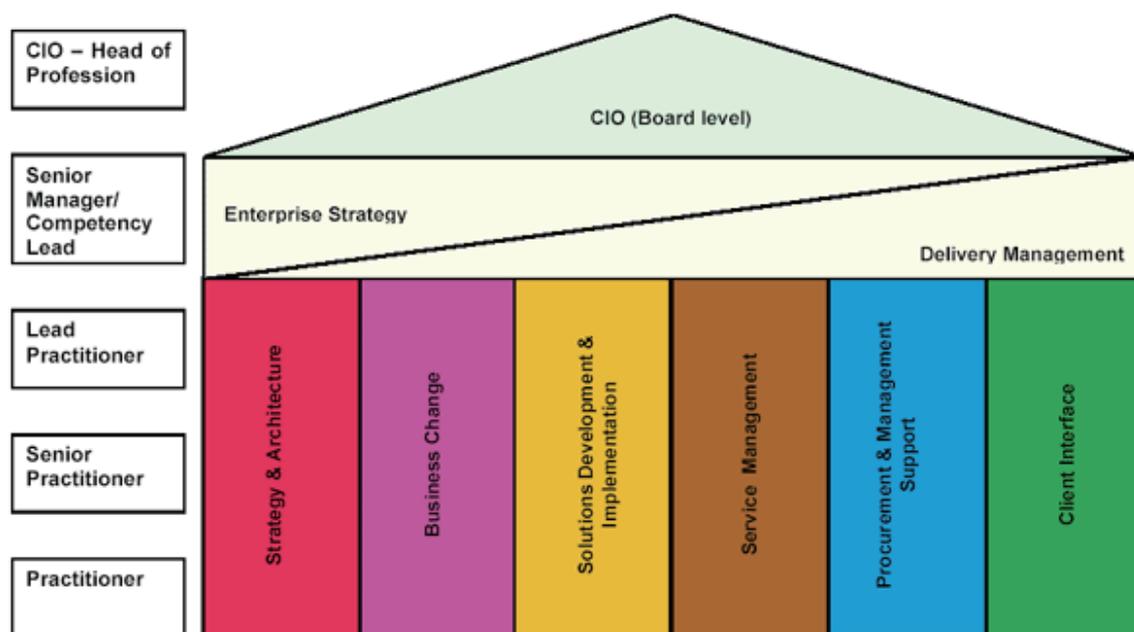
- 公共サービスの利用にあたり、社会的・経済的困難を抱えた人々に対して、その性質に応じて、オンラインおよびオフラインにわたる複数の適切なチャネル選択肢を提供することの要件化。この中では、ePublic サービスへの市民によるアクセスを助けることのできる、仲介組織や代理人らの潜在的で貴重な役割を強調すべきである。
- 公共サービスのチャネル幅を広げることの必要性。公共事業に関する公共調達指令 2004/17/EC (条項 34 および付録 XXI) および公共契約に関する公共調達指令 2004/18/EC (条項 23 および付録 VI) に定められているように、契約文書への技術仕様書の添付義務を行政側から課し、その法令遵守を強化することで実現する。ここでの技術仕様書には、例えば障害を持つ市民のためのものを含む。

- ePublic サービスの構築における利害関係者の幅広い関与。この中には次のものを含む：社会的仲介組織、民間セクタ関係者、NGO、公務員およびその他公共サービス団体。

(参考) 英国政府の政府 IT プロフェッショナルスキル

Barriers 報告で明らかにされた障壁を克服するには、法制面の整備や組織文化の改革など、政府として制度的社会的に取り組まなければならない課題が多いが、同時に政府の IT 専門家のスキルの向上も欠かせない。そこで EU 全体ではないが、参考までに英国政府が示している政府の IT プロフェッショナルスキル¹⁵⁴を紹介する。

英国政府の IT プロフェッショナルの担当をしている CIO 協議会事務局¹⁵⁵が示しているコンピテンシーの枠組みは以下のとおりである。



これは、英国の Skills Framework for the Information Age (SFIA)¹⁵⁶の version 4.0¹⁵⁷をもとにした上図の基層コンピテンシー（赤色から緑色のコアコンピテンシー）がおかれ、その上に政府のシニアレベルの二種のコンピテンシーがおかれていて、以上で計 8 つのコンピテンシーが必要とされている。なお、基層、上層という用語は英語にはなく理解しやすいように筆者が名付けたものである。

<基層コンピテンシー:SFIA ver4.0と同じ>	<上層コンピテンシー:組織固有>
<ul style="list-style-type: none"> * Strategy and Architecture * Business Change * Solution Development and Implementation * Service Management * Procurement and Management Support * Client Interface 	<ul style="list-style-type: none"> * Enterprise Strategy * Delivery Management

そして以上の上に屋根の部分として、CIO をボードメンバーとして位置付け、組織全体の IT 戦略を立て実行する責任者としている。

CIO は、基層コンピテンシーと上層コンピテンシーの統括をするシニアマネジメント層を束ねることが求められている。

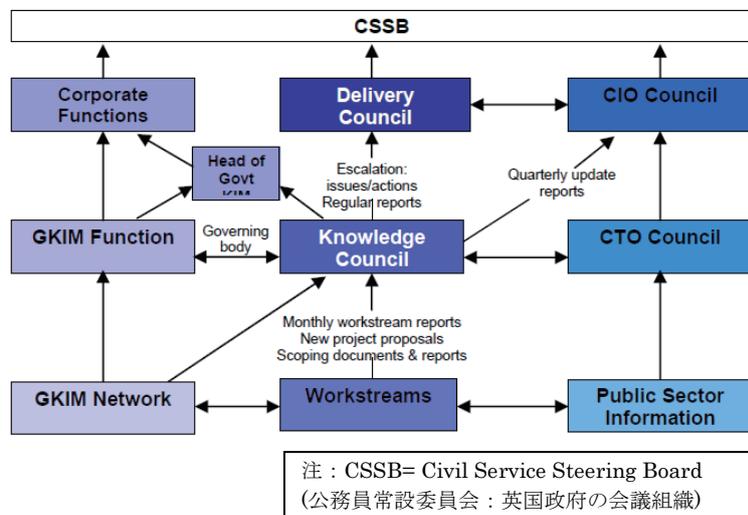
基層コンピテンシーは、民間と政府で共通であるが、上層コンピテンシーは、政府固有（民間においても必要なコンピテンシーなのでそれぞれの組織固有といってもよい。）に必要なものである。組織の固有の目的を深く理解し、そのための戦略を立て、サービスを提供していく能力である。上層は基層から分離しているコンピテンシーではなく、基層の各種のコンピテンシーの組合せの上に、リーダーシップや総合力が加わって醸成されていくものであろう。英国政府のウェブサイトでは、上層部の解説がないので、研究所の知見を基にした理解を示しておく。今後、日本でも検討の余地があろう。

* **Enterprise Strategy** は、その組織の目的、ミッション、戦略とリンクさせて情報システムの価値を検討し具体化する能力である。

* **Delivery Management** は、情報システムのパフォーマンスに関連がある。与えられた予算で、期限内に、首尾よく予定通りのシステムを構築するだけでなく、それを如何にパフォーマンスよく仕上げるかの総合力と理解したい。

なお、政府の IT プロフェッショナルとしては、以上に加えて隣接の知識・情報マネジメントのコンピテンシーも欲しいところである。このため、上記の基層に **Knowledge and Information Management(KIM)**を加えたい。これには、知識・情報の組織的な蓄積、管理、共有と個人情報の保護、セキュリティ確保が対象となる。そして上層のコンピテンシーでは、**Delivery Management**の対象としてKIMも含めたい。

ちなみに、英国政府では、2007年から全政府レベルのKIM協議会¹⁵⁸が設立されていて、この協議会はCIO協議会やデリバリ協議会とも連携し、政府の副CIOが議長である¹⁵⁹。



第3章 2008年度「仮想政府」セミナー (2009年2月9日結果報告)

概要

EU 委員会がオックスフォード大学などに委託して行った電子政府の障壁分析を糸口に、基調講演者のこれまでの研究成果も踏まえて、広く先進諸国の電子政府の抱える課題、障壁を模索し、デジタル時代にふさわしい電子政府を探るセミナーを東京大学公共政策大学院と(社)行政情報システム研究所の共催で行った。

題名：電子政府の障壁－EU委員会報告書をめぐって

共催：東京大学公共政策大学院と(社)行政情報システム研究所

後援：東京大学政策ビジョン研究センター

日時：2009年2月9日 13:30—17:00

場所：東京大学本郷キャンパス 情報学環・福武ホール BF2 福武ラーニングシアター

参加者：約 200 人(政府関係者、企業、研究者、学生)

プログラム

13:30~13:35	開会挨拶	東京大学公共政策大学院長 金本良嗣
13:35~13:40		(社)行政情報システム研究所専務理事 高森國臣
13:50~14:50	基調講演	オックスフォード大学インターネット研究所教授 ヘレン・マーゲッツ
15:00~15:40	問題提起	東京大学公共政策大学院特任教授 奥村裕一
15:50~17:00	パネルディスカッション	(同上) ヘレン・マーゲッツ 内閣府 CIO 補佐官 座間敏如 (同上) 奥村裕一 東京大学大学院法学政治学研究科教授(司会) 城山英明
17:00~17:05	閉会挨拶	東京大学政策ビジョン研究センター長 森田朗

以下は要旨を掲載する。

1. 基調講演

演題「デジタル時代のガバナンス：電子政府の組織的文化的障壁を乗り越える」

オックスフォード大学インターネット研究所教授

ヘレン・マーゲッツ

講演は、ヘレン・マーゲッツ教授の関与した「EUの電子政府障壁調査」と”Digital Era Governance”の二つの調査をもとに行われた。前者は、本報告 1、2 章を参照されたい。また後者は、以下の著書に仕上げられている。

“Digital Era Governance: IT Corporations, the State, and E-Government”, Oxford University Press, 2006

講演内容

- 1 電子政府とは
- 2 デジタル時代の政府
- 3 英国の電子政府
- 4 電子政府の障壁とソリューション
- 5 デジタル時代のガバナンスと将来

1. 電子政府とは

- ここでは電子政府の定義を広くとり、政府がインターネットその他の情報技術を利用して、内部的に政府内のコミュニケーションをとり、市民との、企業との、ボランティア組織その他あらゆる組織との、あるいはほかの政府との相互作用をとることだけでなく、政府が用いてきた大規模情報システムも包含したものとする。
- しかし、インターネットの出現で国家と社会の関係の本格的変容が生じる可能性。
- 電子政府はまた大事業でもある。：英国では 102 百万 £ (2008－2013)の支出予想で、大多数の工業国の政府の IT 支出は GDP の 1 %以上を占める。

2. デジタル時代の政府

- 政府によってかなりのばらつきがあることが調査で判明した。

例 1：豪州

2000 年頃までは電子政府の世界的リーダーで、大きな機関－豪州国税庁、センターリンク、雇用関係－がリードした。その際に CIO の働きが大きく貢献した。しかしこのような核となる以外の機関では、状況は複雑で成功とはいえない。連結(ジョインドアップ)政策は散在で一過性で、契約のクラスター化政策は失敗しレガシーを残した。

例 2：カナダ

高レベルの政治的サポートがあり、しっかりした財政的なコミットと中央のイニシアティブがあり、(国と州の境界を跨いでの) 均一的なアプローチによる成功をおさめた。市民や企業からのフィードバックのユニークな追及をしている。かつ、政府は専門性を維持しているといえる。しかし将来の成功は「スーパープロジェクト (Secure Channel)」に依存し、その規模は 120 億カナダ\$であった。契約者の「巨大な」コンソーシアムに入札をし、業者間の調整と、開発の途中で多少の混乱があった。

例 3：米国

高レベルの政治的サポートと巨大な財政的コミットがある。FEA がシェアードサービスを推進し、いくつかの分野で大きな成功をおさめた。また、firstgov.gov(筆者：現在の USA.gov)という政府ポータルは遅れて開始し投資額は最小で成功している。この検索エンジンは国際的に評価されている。しかし米国の政治システムが理由で英国のような中央の調整力が欠如し、ウェブサイトが増殖している。また、大規模機関のレガシーシステムは問題として残り－コストは急増している。例えば、IRS (Internal Revenue Service) のシステム近代化には、イラクの戦後復興と同じ規模のコストがかかり、まだあまりプラスが出ていない。

例 4：オランダ

革新的で企業家精神あるアプローチを歓迎していて、高レベルの政治的サポートがある。一人の大臣が政府全体の情報システムに責任があり、ネットワーク文化が省庁間協力に役立つ環境にある。新法案の導入に際しては情報システムへの影響が求められ、興味深い。政府と企業、大学のよい関係とネットワークがある。(以上のような風土の結果と思われるが)、政府情報システムはよいパフォーマンスを示している。彼らは、専門知識を保持し、ベンダーとの契約はそれぞれ小さくで、アングロサクソン型の対立型ではなく、合意型であり見習うところがある。しかしオランダの制度は多元的で、大きな組織的ばらつきがあり、中央の調整も欠如している。

例 5：日本

政府の情報システムは高い信頼性がある。しかし政治的サポートと中央でのイニシアティブは遅れていた。自律性の強い各省が英国と同様に協業的イニシアティブに抵抗を示し、契約は寡占状態で、巨大な国内パワーが支配、政府部内にエキスパートが少ないといわれている。行政文化は英国同様にインターネットの革新にかなり対立的ではないかという印象。

3. 英国の電子政府

英国

1999 年以来の上層部の政治的支持、財政的コミットと資源投入(他の国の垂涎)があった。当初、内閣に E-Enovy という推進組織ができ、そこには 250 人のスタッフがいた(現在は縮小)。その盛り上がりにもかかわらず、しかし政府の情報システムは貧弱な成果(高い割合で大きな失敗が発生する状況)であり、ベンダーは高い寡占状態で 4、5 社で 80%を押さえ、政府に対して産業界の強い力がある。政府に専門家は少ない。インターネット革新に反する行政文化があり、電子政府は、期待を裏切る利用率となっている。

- 英国政府の情報システムの問題
 - 「政府+IT=大失敗」 例：.国民保険料負担庁(1999)、パスポート庁(2000)、移民局(2001)、犯罪記録局(2002)、裁判サービス(2003)、税控除(2004)、子供支援局(2005)、労働年金省(2006)、犯罪者管理システム(2007)、警察ポータル(2008)、健康への接続(継続中 127 億 £)

- 英国の電子政府戦略
 - 英国政府の open.gov.uk、ukonline.gov.uk, 現在 direct.gov.uk と続いてきたポータルは、電子政府戦略のかなめ
 - 各省のサイトは閉鎖し、内容をまとめて、市民向けの direct.gov.uk と企業向けの businesslink.gov.uk に集約中。英国電子政府の利用は低い。
 - インターネットを使う英国人口は 67%であるがそのうち、昨年で 46%が政府と電子的にやり取り。これに対して商品情報が 90%、オンライン購入が 79%、旅行予約が 77%、オンラインバンキングが 53%。

4. 電子政府の主な障壁とソリューション

－Barriers 報告などより－

(1)リーダーシップの失敗
開始・実行・促進期間中のリーダーシップの継続的支持が欠如している。
(1) リーダーシップ－ソリューション
電子政府の推進役のネットワーク作り(CIO s +) CIO が組織のレベルを越えて(専門家として)意見交換しあい、いいアイデアをサポートしあうようなネットワークで、オランダがよい例。
電子政府の推進役－モチベーションのある創造的な行政官－をサポート どのレベルからリーダーが出てきてもよい。インセンティブとして、オランダの月間ランキングや米国のイノベーション賞(ハマー賞)の例がある。
C I Oの役割を全ての適切な省・機関に設立。英国の経験では、「情報時代のチャンピオン」と呼称していた専任の C I O でなかった 2005 年までの時代は、技術に明るくなく責任も増えるだけのものでうまくいかなかった。2005 年に専任の米国流 C I O がおかれるようになって、ネットワーク化が進み、専門化も進んできた。
高評価を受け報いのある具体的で短期間のプロジェクトを通じて政治的関心とリーダーシップの優先度を高める。
(2)資金的制約
不適切な費用効果分析は将来の電子政府の革新に必要な投資を制約する。政府は電子政府の費用計算をよく誤るが、便益計算はさらに問題がある。英国政府の場合、なかなかこの費用便益分析をしようとしなかった。民間に比べて、政府は競争環境にないので、余計に費用便益計算をすべきである。何もしない場合でもコストが発生することも理解すべき。
(2)資金的制約－ソリューション
短期の費用に焦点を当てるより長期費用と同時に便益を見極める。
ウェブサイトなどの電子政府の「資産価値」を評価し、政府の情報を容易に利用でき、可視化され、アクセスでき、ナビゲートできる公共価値を含める。
電子政府の障壁を乗り越えるための法律の修正コストを分析する(法律の修正例: 情報公開法、データ保護、個人情報保護法)。これにより変更自体は資金的障害にならないことを明確化する。
(3)デジタルデバイドとアクセス手段選択
インターネットや I C Tのスキルやアクセスの不均衡が、電子政府の利用率を制限し寸断している。

利用者のさまざまなニーズや動機が無視も、利用率を制限している。
インターネット非利用者は大抵、必要ならインターネットを自分のために使ってくれる人や仲介者を知っている。
従って、インターネット利用者と非利用者との単純な「デジタルデバインド」はない。むしろ、電子政府への異なったニーズで区分された人々がいると理解すべきである。
(3)デジタルデバインドとアクセス手段の選択—ソリューション
電子政府ユーザーの効果的なグループ分けをすべきである。
電子政府の利用へのインセンティブ付与も必要である。
アクセスやアクセスできる施設が、特別のサービス向けに、広く利用可能なようにすべきである。例：チリの税務申告用インターネットカフェ)
市民の異なった要求を満足させられるように的を絞る。
特定の集団にふさわしい仲介者(インターネットへのアクセスを代行してくれる者：親族、知人、NPO など)を見定め仲介者のためのチャンネルを整備すべきである。

- デジタル時代の分化した市民
 - インターネット利用者
 - ◇ 彼らは検索で上位 10 の結果をみる
 - ◇ サイトを長くはナビゲートしない(6 クリック内)
 - ◇ 電子政府は可視化で競争にさらされている。実験では、政府関連の質問に対して非政府のソースから約半分が回答を得られる。
 - ◇ 人は行きたい所 - 繁華街であり役所ではない - に行きたがる。英国政府の政策に反して、市民に政府のサイト、とりわけポータルに向かわせることは困難である。
 - ◇ ヘルシーな(可視化され、アクセスでき、ナビゲートでき、競争的な)電子政府は、すべてのセグメントから見つけられるようにする戦略を取らなければならない。
 - 非インターネット利用者には、仲介者がカギとなる。

(4)不十分な調整
省、エージェンシー、政府の階層—それにシステム、ウェブサイト、プロジェクト、契約者—をまたいだ調整や協調の欠如が、ガバナンスや、行政、地理的境界を越える適切な電子政府のネットワークやサービスを制限。 障壁調査で最も大きな障壁であった。
(4)不十分な調整—ソリューション
市民のオンライン上の行動に沿った「雑然とした調整」を可能にする。(例：検索、マッシュアップなど)
短期的にはシステム間をリンクするミドルウェアで技術的にこの問題に対処。

政府の階層を越えた容易で効率的で信頼できるリンクと検索を可能にするウェブポータルと効果的なインターネットの検索エンジンを作成。これにより、市民の視点からは首尾一貫しているように見える政府を提示。

政府の組織間で公共セクターの情報の再利用や共有が許される環境を明確化する。

(5)職場と組織の硬直性

組織の境界を越え、あいまいにし、壊すのに電子的ネットワークを利用することへの内部的抵抗。(省庁のサイロ化。) 豪州や米国に比べて、英国や欧州では縦割りの壁が相対的に強いかもしれない。文化的柔軟性のなさ、官僚主義も問題。

文化的抵抗は、ヒエラルキー、形式主義、生真面目といった官僚的特質に由来。

行政官は伝統的な手続きや業務方法の学習に高い埋没費用投入。

(5)職場と組織の硬直性—ソリューション

デジタルに強い労働力を奨励しサポート。

業務プロセスの再設計がスタッフに負の影響を与えるような電子政府の施策に対して抵抗する理由を理解し解決。(例えば、民間企業との協調が政府部内での仕事の削減になるとき) 変化を円滑に進めるようなインセンティブ、例えば移行が終われば支給するボーナス、を用意。

電子政府は紙のデジタルへの置換えとは考えないこと。新技術がもたらす便益を受けられるように、行政手続を見直す。新しいやり方を歓迎するような組織の例として、豪州の Centrelink。

• 英国政府における文化的障壁

- 「旧式の」ウェブだけが使いやすい。ユーザビリティはそれが普及していない以上問題外。
- 「政府はクールなことはしない」 = 「退屈であって初めて有効に機能」
- 「わがサイトは若者を目標にせず」
- 部分的認証しかない情報があってはいけない - 過剰な・完全な生体認証が必要だ。
- 国家まがいのものは認めず—仲介者はいない、自分たちだけでやる；社会ネットワークには入らず。
- 利用者に役割はない、存在しなくていい、フィードバックもいない、参加する必要なし、声もいない。

(6)信頼の欠如

不適切なセキュリティやプライバシー保護対策への高まる不安、+一般的な政府不信が、電子政府への信頼や利用率を損なう。特に省庁間の個人情報の共有への抵抗。

他方で、信頼を気にするあまり縛りが強いアプリケーションは使われない。税のシステム

はあまりに高いセキュリティだが、必要なのだろうか。
(6)信頼の欠如—ソリューション
電子政府のサービスに応じて信頼のレベルを調整すべき。
政府だけでなく市民に対しての電子政府の持つ便益を実例で示す。—電子政府の施策の背景にある動機や期待される正の効果をオープンに正直に示す。
電子政府提供するサービスへの信頼を築きつつその利用を促すインセンティブを用意する、インセンティブには、時間とお金の節約、何かの「付加価値」たとえば情報提供の強化、迅速で容易な取引のプロセスなど。
市民にとってのオンラインリスクを減らし、責任を明確化する。
行政の透明性を強化するために電子政府を利用する。
市民の法的な「e-Rights」を整備する。例えば、情報へのアクセスや公務員や当局への電子的コンタクトなどを権利として認めている。
電子政府によるプロセスは、オフラインでのプロセスと同程度に高い法的なセキュリティレベルを確保し実例で示す。

(7)不十分な技術設計
情報システム間の互換性や電子政府へのインタフェースを原因とする相互接続性問題が深刻な運用上の障害となり得る。
長期にわたる広範なアウトソーシングで政府には、技術設計を監視する「内部の」専門知識やスキルを失っている。
英国では過去の失敗プロジェクトの悪い経験から、革新的発想に欠けリスクを避ける「宿命論者」的アプローチになっている。
(7)不十分な技術設計—ソリューション
技術エキスパートを「内部に」保持する。—プロジェクト、協力関係、契約をしっかりと監督する。
利用者からえられる創造性を活用する。(ガバメント 2. 0)
政府は民間と同様に、全員に利用される世界に向けての魅力のある「ウィンドウ」としてウェブサイトの公共価値を考えて、これを重視すべきである。—そして、政府機関は、(利用者テストを通じて)ユーザビリティと可視化テストを行うべきである。

5. デジタル時代のガバナンスと将来

- デジタル時代のガバナンス＝公共管理の新パラダイム？
 - 新公共管理(NPM)
 - ◇ 1980年代初頭から多くの政府で、民間のマネジメントが一般化できるものとの信念からそのテクニックを政府に適用。その三つの主要テーマは分割、競

争、インセンティブの付与。

☆ 情報技術の役割は小さかった。

NPM の三つの古いテーマは消え行く途上ではないか：
分割—大規模の官僚制をエージェント化を通じて分割、ごく小さい地方のエージェンシー、より多くの準政府エージェンシー、購入者と提供者の分離
競争—義務的競争による代替サプライヤーの導入、アウトソーシング、戦略的見直し、疑似市場、非制度化、資産売却、顧客とリンクした資金供給、規制緩和
インセンティブの付与 民営化、PFI や PPI、パフォーマンスに関連した給与、課金、公共セクターの配当、公共セクターの財産の値付け

一方、三つの新しいテーマが隆盛しつつある
再統合—断片化が逆転、連結化、政府主導の復活、中央での新処理、処理コストの圧縮、簡易化。
全体論—クライアントに焦点を当てた構造、端と端をつなぐ再設計、ワンストッププロセス、共同生産、共同創造、敏速な(アジャイル)政府。
デジタル化—電子的配送、集中型調達、新自動化、中抜き、市民の主体的行動、万民等権行政、開放(open-book)ガバナンス。

- デジタル時代のガバナンスの将来＝ウェブ 1.0 からウェブ 2.0 への移行？
 - ウェブ 1.0 はなぜコストがかかり過ぎるのか？
 - ☆ インターネットの変化は若者がリード、年配者は若者が今日していることを明日やる—例：FaceBook、ユーチューブ、 Flickr
 - ☆ テキストだけのコミュニケーション計画は 悲惨な過少投資になり得る—ストレージ、バンド幅、トレーニング、IT サポート等々。どんな計画も大変な間違いを犯すことに。
 - ☆ 人々は行きたい所に行く—彼らは元来繁華街にはいくが役所にはいかない。インターネット上では、興味のあるところに行く。企業は彼らを惹きつけるが、政府はそこで見えるか(よくか、似ているか)—あるいはどこにも見えないかだ。

デジタル時代のガバナンスのためのウェブ文化
万民等権政府—市民が自分ですのを助ける(例：即時で完全な税申告、健康管理)
共同生産—公共セクターはデザインの枠組みを設定、市民が提供を助け、ユーザー革新が始まる、、、これが次につながる。
共同創造：公共セクターは枠組み、能力、便宜だけを提供し、市民が自身のプロジェクト

をデザインし実行。

▶ ウェブ 2.0 が政府にとって持つ意味：技術面

- ◇ 豊かな情報と内容－ビデオ、画像、音声、ポッドキャスト、高輝度グラフィックス－単なるテキストベースではない
- ◇ マッシュアップ・ミックス情報－所有権がぼやけ、情報を開放
- ◇ 自動化された客観的な情報－「ゼロタッチ技術」へのリンク
- ◇ 検索が王様－中はまるで外と同じ：混雑したホームページはならず、確実に内部の検索が勝つ
- ◇ 非常に特化した「深い」検索－旧来の情報の非対称性を逆転

▶ ウェブ 2.0 が政府にとって持つ意味：社会面

- ◇ いつでもユーザーに情報、彼らがすることを感じることを再生する。
- ◇ 何がしか部分的に完成した生産物を創造する。部分的に認証された情報は次のことを可能にする、、、
- ◇ 共同生産－共同創造－ユーザーはフロントオフィスに入ってくる(そして時には自分です)。
- ◇ 顧客の強い区分けがソーシャルネットワーキングへのスペースを開く。
- ◇ 第三セクターと私企業の幅広い組織を巻き込む。
- ◇ <いくつかの先進例>

参考文献

- Studies by Patrick Dunleavy and Helen Margetts for UK National Audit Office including Government on the Web (1999) and Government on the Web 2 (2002) and Government on the Internet, 2007 see www.governmentontheweb.org
- Seven country study published as Digital-era Governance: IT Corporations, the State and eGovernment by Patrick Dunleavy and Helen Margetts (Oxford University Press, 2006)
- Multi-disciplinary (Economics, Computer Science, Political Science) study of Participation in Internet Mediated Interactions, (2003-6), see: www.governmentontheweb.org
- Oxford Internet Survey (OXIS) 2007, see: www.oii.ox.ac.uk/research/oxis/
- Breaking Barriers to eGovernment, European Commission Project led by OII at www.egovbarriers.org
- Book The Tools of Government in the Digital Age by Christopher Hood and Helen Margetts (Palgrave Macmillan, 2007)
- Experimental Research carried out in OxLab at Oxford Internet Institute and Said Business School, University of Oxford

II. 問題提起

東京大学公共政策大学院特任教授
奥村裕一

項目

1. 私の視点
2. IT のどのパワーを使うのか
3. 府省共通業務システムからみえる障壁
4. 日本電子政府の壁の壁
5. 行政パラダイム変革が先
6. 行政パラダイム変革実現に向けての課題
7. 当面の現実的な課題

1. 私の視点

- サービスを提供する行政の側から
- IT ユーザーの立場から
- 時には政府に要求し公共サービスを受ける一市民として

2. IT のどのパワーを使うのか

2.1 情報共有・コミュニケーション ここが一番欠けている
2.2 作業の自動化
2.3 大量の情報処理
2.4 時間・距離の克服
2.5 情報共有のパワーを利用して

- 社会にウェブ 2.0 の出現 Can から Do へ しかし
 - ウェブ 2.0 時代の行政-DEG が出現?
 - 行政も Can から Do へ?
- 「何ができる」から「何がしたい」か「する」かへ
 - それには個人、組織、政治、社会の意志がかかわる
- 行政サービスの現場で情報共有ニーズの掘り起こし：社会福祉、教育、青少年、高齢

者、消費者、中小企業

(補) 日本の電子政府小史 IT 基本法以降

- 2001 年 IT 基本法 政策枠組
- 2002 年 各省 CIO, CIO 連絡会議 体制
- 2003 年 業務システム最適化計画 政策
- 2003 年 CIO 補佐官 体制
- 2003 年 住基カード稼働開始
- 2004 年 e-Tax 稼働開始
- 2006 年 電子申請率目標設定 政策
- 2006 年 GPMO, 各省 PMO 体制
- 2007 年 分離調達指針 政策
- 2008 年 e ワンストップサービス 政策
- 2008 年 電子私書箱 政策

3. 府省共通システムからみえる障壁

- 業務改革が不十分(共通)
 - 人事・給与、官房業務、その他も不十分
 - 理由：業務改革の将来が明確に描けない
- ニーズのみえるところは稼働
 - 予算決算(レガシー脱却)、輸出入、インフラ系 次のフェーズでは業務改革へ
- みえないところは頓挫
 - 研修啓発、苦情相談
- しかし潜在的にはある なぜみえない
 - IT 人材のいるところは稼働
 - 予算決算、統計
 - ◇ 少ないところは頓挫
 - 人事・給与、官房業務

4. 日本電子政府の壁の壁

- 三者の無関心 国民、政治、行政

- 三種の電子政府への抵抗 情報漏洩(国民)、デジタル格差(政治)、業務改革 (行政)

5. 行政パラダイム変革が先

行政パラダイム変革とは行政サービスの方法論の根本的変更
行政パラダイム変革=インタフェース改革+内部業務改革
インタフェース改革=積極的情報公開(透明性・説明責任)+対話+サービス改革(カウンセラーに)
内部業務改革=縦の業務圧縮・標準化+横の業務統合+協業行政
これらは相互に関連

(補)協業行政 ～IT だけではない変化のドライバ～

- 各省(組織)が、行政分野の専門を分業として持ちつつ、管轄横断的に、協業してガバナンスをとっていく形態。縄張り争いからの脱却。
- 協業行政の背景：社会の課題の複雑化と縦割り行政のギャップ、国民(需要)中心の行政志向、ネットワーク環境の出現。

(参考) インタフェース改革の例

(参考) 内部業務改革の例

6. 行政パラダイム変革実現に向けての課題

- 今の電子政府推進体制は行革との関係が間接的、現行行革にパラダイム変革思想が薄い

6.1 行政パラダイム変革実現の環境
1. 行政パラダイム変革は十分な数のプロが必要 真のプロは所属組織重視でなく作り出すサービスの出来重視
2. 行政パラダイム変革のドライバは加点主義と結果主義 減点主義の弊害=間違っても認めない 過程主義の弊害
3. 行政パラダイム変革は超党派による政治の意思が不可欠 行政パラダイム変革での争いは社会を不安定に
6.2 行政 IT 関連プロたちの課題
1. 形式的な CIO から専任の CIO へ
2. 情報システム部門はプロマネ能力の獲得と IT 関連業務の科学的管理の体制整備
6.3 長期課題

- | |
|---|
| <p>1. マネジメント改革：協業行政体制の確立、サービス提供の改善と成果に回帰、プロジェクトマネジメント思想の確立</p> <p>2. 人事制度改革：組織のための人事から結果を出すための人事へ、プロフェッショナルリズムの確立、行政 IT プロのスキル：プロマネ、業務分析、キャリア・ノンキャリア関係を決別</p> |
|---|

7. 当面の現実的な課題

<p>例 1 電子私書箱</p> <p>投資の必要性 サプライサイドに立っていないか</p> <p>費用節約効果の算定根拠</p> <p>突き詰めれば本人確認問題</p>
<p>例 2 eGov サイトの内容の徹底的充実</p> <p>情報内容を豊かに魅力的に</p> <p>検索エンジンの改良</p> <p>各省のサイトを集約化</p> <p>地方自治体との連携</p>
<p>例 3 日本版 EA の再出発</p> <p>実のある業務改革(ToBe)</p> <p>職員をバックからフロントに(形式ではなく実質的に)</p> <p>共通項 行政効果の明確化と積極的情報公開を前提(開放行政の原点)</p> <p>共通項 体制整備(CIO の強化と IT 人員確保の長期計画)</p>

(補)本人確認問題 ID issue

- 住基ネットと電子私書箱の本人確認機能重複→文脈と本人確認機能が一体化。
- ここを分け、情報社会のインフラとしてのどこでも使える共通の本人確認機能を。
- オーストリアの例。
- あとはこれをどう使うかは、使いたい行政や社会の文脈で考える。

III. パネルディスカッション

オックスフォード大学インターネット研究所教授
ヘレン・マーゲッツ

内閣府 CIO 補佐官
座間敏如

東京大学公共政策大学院特任教授
奥村裕一

東京大学大学院法学政治学研究科教授(司会)
城山英明

以上の講演と問題提起を踏まえて、パネルディスカッションが東京大学法学政治学研究科 城山英明 教授の司会のもと行われた。論点は、次のとおりであった。

最初に、座間氏から関心事項が二点示された。

- (ア)日本では、利用者の利便性の(評価の)要素が仕様書にない。利用者をステークホルダーとして意識していかないと次のステップが見えないのではないか。
- (イ)国民の情報はい体誰のものだろうかを考える必要がある。

以下の項目ごとに、城山先生の采配で議論が進んだ。

①ウェブ 2.0 的なアプローチへの官民の取組と情報公開

- ・座間氏の紹介した **Netmum** は、政府のサイト **Direct.gov** より人気あり。また、オランダの環境問題サイトで政府の意図に反して国民がアクセスしない例の紹介。**NHS Choice**、**RateMyTeachers.com** の紹介。(ヘレン)
- ・民間で新しい試みが始まると政府と民間の協業状態になるがこれをどう考えるか。(城山)
- ・ウェブ 2.0 は、民主主義の新しい展開の要素もある。(ヘレン)
- ・ウェブ 2.0 時代の政府にとって、積極的情報公開の重要性を認識したい。(奥村)

②IT のコストベネフィット(とりわけ後者)のとらえ方

- ・IT を単なるツールとしてだけでなく、新しい公共の価値を生むものとしてベネフィットをとらえるべき。(ヘレン)

- ・プロジェクトマネジメントはステークホルダー、ユーザーを巻き込むものに拡大していく。(城山)
- ・ベネフィットとして、これまでにない新しい価値を見つける(政府にない情報、個人が持っている情報を集められる)。その価値を仮に推測であってもまず計測する。院内感染 Superbags の事例紹介。(ヘレン)
- ・情報提供として国税の情報サイト(日本ではガイダンス的信息が好まれる)はよく利用される。(座間)
- ・計測については申請手数だけでこだわらずページビューも重要。(座間)
- ・計測の難しさについてはオーナーが誰かによって変わることを指摘したい。国民はどんな情報を欲しがっているかが重要ではないか。(座間)
- ・市民にはトランザクションより政府が提供している情報の収集に関心。電子政府の評価、測定というのは、どの程度必要な情報を提供できるかということも評価の対象となる。(ヘレン)

③政府の IT 専門知識(人材)の必要性

- ・日本は、英国と違った意味で外部に専門知識を持ち続けたのではないか。(城山)
- ・政府部内での IT 人材育成の課題がある。(奥村)
- ・英国では、NPM に基づきほとんどすべてがアウトソーシングされ、その影響があり、給与問題もあったが、政府から IT 人材が離れていった。CIO はまたそれを取り戻す努力である。(ヘレン)
- ・カナダはそのようなプレッシャーがなかったし、米国は維持できた。オランダも維持できた。(〃)
- ・これらに反し英国は、大金を IT に支出する時期に、アウトソーシングを推進した。(〃)

④行政文化は変えられるか

- ・ルールの変更の難しさを感じる。変更の利便性がなかなか提示できない。帳票変更で開発費の 90%がとられる。現場の意見でこれを減らせない。利便性を説明するいい方法はないか。(座間)
- ・行政文化の変更は過小評価せず、チャレンジすべき。社会保障省の遅れた例を提示。職員にインターネット(の価値)などを e-literacy で教育すべき。
- ・行政の中にイノベーションを認める雰囲気醸成すべき。(奥村)

城山先生のまとめ：

- ・比較的共通の課題が各国にあることが判明した。
- ・他方で、カナダや豪州などバリエーションもあることで研究の視野が拡大した。

フロアとの質疑

① 法律的な課題について

英国と大陸ではさほど変わらない。むしろ大きな課題は、組織の問題であった。(ヘレン)

② 国民 ID のあり方について

ID を一本化する考えと複数の ID が依存し相互に認証しあう形の二通りあり得る。(座間)

③ ウェブ 2.0 のコストについて

これにより生まれる価値に着目して欲しい。コストは高くない。ただし、スキルセットは必要。ベンダーでいえば大規模より小規模のほうが強い。(ヘレン)

④ 労使関係の影響について

労使関係は英国でもよくないが、ウェブ 2.0 を導入しても組合が反対するとは思えない。(ヘレン)

以上でセミナーを終了。

DIGITAL-ERA GOVERNANCE: ORGANIZATIONAL AND CULTURAL SOLUTIONS FOR OVERCOMING BARRIERS TO E-GOVERNMENT

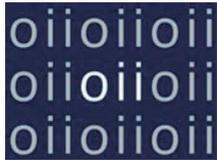
Professor Helen Margetts
Oxford Internet Institute
University of Oxford
(www.governmentontheweb.org
www.oii.ox.ac.uk)

9th February 2009

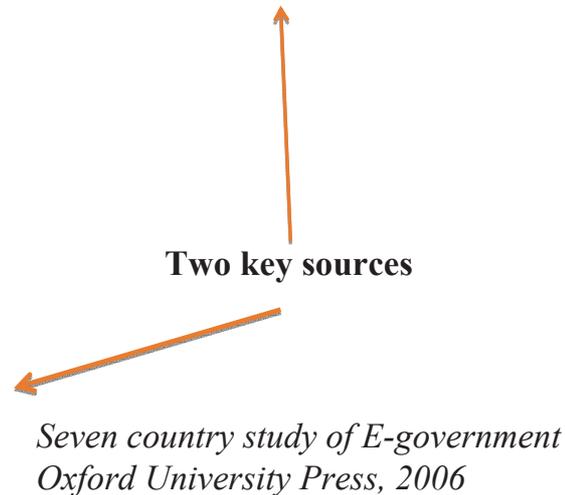
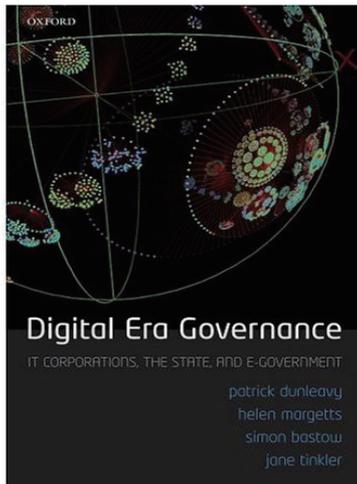


STRUCTURE OF TALK

- What is E-Government?
- Governments in the Digital Era
- E-Government in the UK
- Barriers to E-Government – and Solutions
- Digital-era Governance and the Future



EUROPEAN COMMISSION
SPONSORED PROJECT:
**BREAKING BARRIERS TO E-
GOVERNMENT IN EUROPE**
WWW.EGOVBARRIERS.ORG



WHAT IS E-GOVERNMENT?

- ‘The use of the Internet and information technologies by government - internally and in interactions with citizens (G2C), firms (G2B), voluntary organisations, and other governments and tiers of government (G2G)’

In contrast to earlier information technologies, the Internet and web-based technologies offer real possibility of transformation of state-societal relationships

- Big business: UK predicted to spend £102 billion 2008-2013 and government IT now > 1% of GDP of most industrialised states



GOVERNMENTS IN THE DIGITAL AGE

LARGE VARIATIONS ACROSS GOVERNMENTS IN TERMS OF BARRIERS AND SOLUTIONS

COUNTRY EXAMPLES I

AUSTRALIA E-GOVERNMENT

- World leader in e-government up to 2000s
- Big agencies lead the field - Australian Tax Office, Centrelink, Employment (with powerful CIOs)

BUT

- Beyond the core, more mixed picture
- Joined-up initiatives scattered and episodic
- Failed contract clustering initiative leaves a legacy

COUNTRY EXAMPLES 2

CANADA E-GOVERNMENT

- High levels of political support
- Sound financial commitment and central initiatives
- Across the board success: incremental approach
- Unique in pursuit of user feedback from citizens and business
- Excellent government: industry power ratio (government retains expertise)

BUT

- Future success reliant on ‘super-project’ (the Secure Channel) CA \$1.2 billion
- ...tendered to ‘inter-galactic’ consortium of contractors



COUNTRY EXAMPLES 3

USA E-GOVERNMENT

- High levels of political support
- Huge financial commitment
- Federal Enterprise Architecture: push towards shared services
- Major successes in some areas
- After late arrival and minimal investment, the portal firstgov.gov is successful – and internal search engine internationally recognised

BUT

- Lack of central co-ordination
- Proliferation of web sites (3,000 in DOD alone)
- Legacy systems in big agencies remain a problem – and a spiralling cost



COUNTRY EXAMPLES 4

NETHERLANDS E-GOVERNMENT

- Innovative and entrepreneurial approach
- High levels of political support
- Networked culture helps inter-agency co-operation
- Good performance of government IT systems
- Good government-industry relations and networks

BUT

- Big organisational variations
- Lack of central co-ordination

COUNTRY EXAMPLES 5

JAPAN E-GOVERNMENT

- Highly reliable government IT systems

BUT

- Political support and central initiatives came late
- Autonomous ministries resist collaborative initiatives
- High index of corporate: government power, dominated by huge domestic players, no in-house expertise
- Administrative culture highly adverse to Internet innovation

UK E-GOVERNMENT

- High levels of political support, financial commitment & central resources since 1999 (envied by other countries)

BUT

- Poor performance of government IT systems
- Highly oligopolistic contracting regime, high index of corporate power vis a vis central government
- Administrative culture adverse to Internet innovation
- Disappointing usage rates



PROBLEMS WITH UK GOVERNMENT IT

- 'Government + IT = disaster'.....
 - National Insurance Contributions Agency (1999), UK Passport agency (2000), Immigration & naturalisation directorate (2001), Criminal Records Bureau (2002), Courts' Service (2003), Tax Credits (2004), Child Support Agency (2005), Department of Work and Pensions (2006), National Offender Management System (2007), Police Portal (2008) Connecting for Health (ongoing, £12.7billion).....

"Great big IT projects, databases and the rest of it have a horrible habit of going wrong" Patricia Hewitt, trade secretary, BBC Question Time, October 2003



UK E-GOVERNMENT STRATEGY

- Successive portals - open.gov.uk, ukonline.gov.uk, now direct.gov.uk is key plank of E-Government strategy...
- Departmental sites being closed down, content centralised, resources dedicated to direct.gov.uk (citizen-facing) and businesslink.gov.uk (business facing)
- From 2005, emphasis away from 'e-government' to 'transformational government'

USAGE OF E-GOVERNMENT IN UK IS COMPARATIVELY LOW

- Of the 67% of population in UK who use the Internet (OXIS, 2007)...
-46% have interacted with government electronically in last year....
- in contrast with proportion who have sought product information (90%) or bought on-line (79%) or made travel reservations (77%) or look for health information (68%) or use online banking (53%)

COMPARATIVE E-GOVERNMENT USAGE ACROSS EUROPE

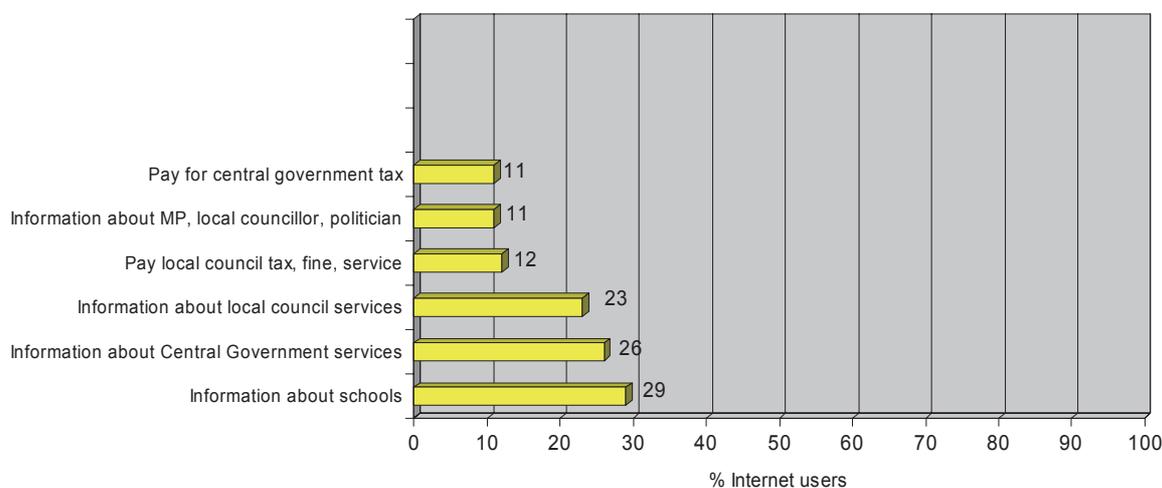
Proportion (%) of population using Internet for interaction with public authorities

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
Norway	:	43	37	46	52	55	55
Netherlands	12	15	:	41	46	49	48
Finland	31	39	43	45	40	43	46
Sweden	40	41	36	49	:	47	45
Denmark	35	39	42	:	39	58	41
France	:	:	:	:	24	37	41
Estonia	:	:	14	29	27	27	33
Germany	14	23	31	:	28	39	31
UK	6	19	20	22	:	33	26
Hungary	:	:	15	15	14	22	22

Source: EU Commission

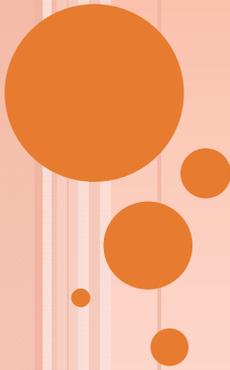


E-Government in the UK – most common use is information seeking



Source: Oxford Internet Survey (OxIS) 2007; N= 1,463 Current Internet users

BARRIERS TO E-GOVERNMENT – AND SOLUTIONS



*See www.egovbarriers.org,
website of **Breaking Barriers to eGovernment**
project for European Commission,
managed by Oxford Internet Institute*

(1) LEADERSHIP FAILURES

*Slow and patchy progress to E-Government can result from
lack of leadership during initiation, implementation, promotion
and ongoing support of E-Government projects*



(1) LEADERSHIP FAILURES - SOLUTIONS

- * Build network of E-Government champions (CIOs+)
- Support champions for E-Government – motivated and creative officials - at whatever level leadership emerges
- Establish a Chief Information Officer (CIO) role in all relevant departments and agencies
- Raise political interest and leadership priority in E-Government through concrete short-term projects with high esteem and pay-offs

CIOs IN THE UK

- 1999 initiative to create ‘information age champions’ – role added to existing role, weak levels of interest, motivation, responsibility – not successful
- 2005 ‘transformational government’ CIOs have high profile and seen as major role, eg. CIO of HMRC has budget of £1bn, 1,400 staff, managing £85 bn contract with Capgemini, paid £200K – more successful

(2) FINANCIAL INHIBITORS

Inappropriate cost/benefit analysis approaches can constrain or block flow of investment at levels necessary to support future E-Government innovation.

Government often fails to calculate the costs - but even more commonly the benefits - of E-Government initiatives.



(2) FINANCIAL INHIBITORS - SOLUTIONS

- * Identify long-term E-Government costs AND benefits rather than focusing on short-term costs
- Estimate the ‘asset value’ of websites and other E-Government services – as for websites and electronic services in private corporations – including the real **public value** of easily available, visible, accessible and navigable government information.
- Analyse costs of legal modifications that could overcome E-Government barriers (e.g. modifications to Freedom of Information Acts, Data Protection, Privacy laws) to ensure that change does not itself become a financial obstacle.



(3) DIGITAL DIVIDES AND CHOICES

Inequalities in skills and access to Internet and ICTs –can limit and fragment take-up of E-Government

Failure to address the different needs and motivations of E-Government users – who make different digital choices - can also limit take-up

Many non-Internet users know someone or an organization – intermediaries - who can use the Internet for them if they need it.

So, there is no simple ‘digital divide’ between those with and those without access - there is a segmented citizenry with distinctively different E-Government needs



(3) DIGITAL DIVIDES AND CHOICES - SOLUTIONS

- * Effective segmentation of E-Government users
- Incentivization of those with access to use E-Government
- Make sure that access and skills training are widely available, sometimes geared at specific services (eg. Internet tax cafes).
- Target E-Government to satisfy the requirements of citizens with different needs.
- Identify relevant intermediaries for particular groups and develop channels for intermediaries.



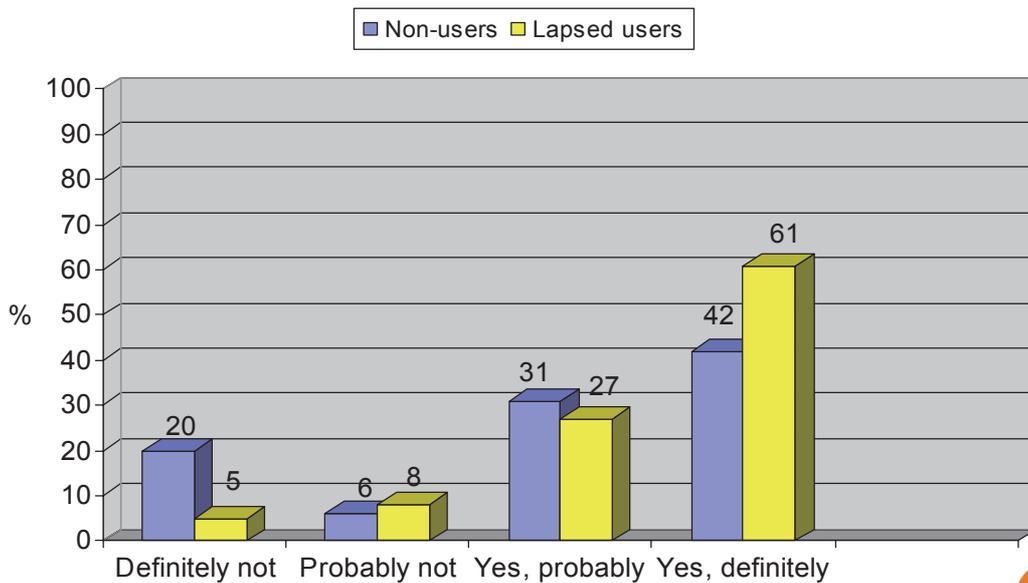
WHERE WOULD YOU GO FIRST TO FIND INFORMATION ON.....?

	% of citizens who would go to Internet first	
	2005	2007
	%	%
Plan a trip	46	54
Find the name of your MP	36	46
Find information on schools	27	40
Find information on your taxes	29	39

Source: Oxford Internet Survey, 2007

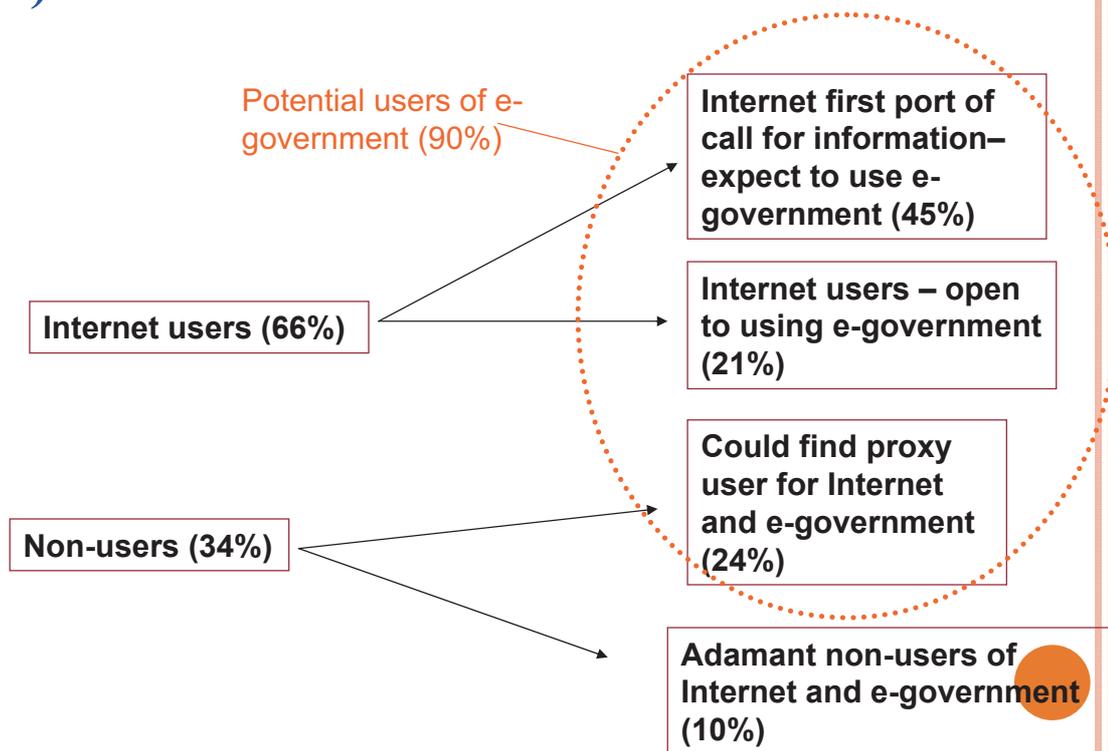


If you needed to use the Internet to send an email or something, do you know someone who could do this for you?



Source: Oxford Internet Survey (OxIS) 2007; N=773

DIGITAL DIVIDES IN E-GOVERNMENT USE (UK)



SEGMENTING CITIZENS IN THE DIGITAL AGE

(EVIDENCE FROM EXPERIMENTS IN OXLAB)

- Internet users
 - they search –
 - they look mainly at top 10 results
 - Don't spend long navigating a site (<6 clicks)
- E-government faces new competition for visibility: in our experiments around half of subjects answer government-related questions from non-governmental sources
- People go where they want to - high streets not governmental offices – difficult to direct citizens to governmental sites, especially portal – contrary to UK government policy
- 'Healthy' (visible, accessible, navigable, competitive) e-government has to employ strategies to make sure it is found – by all segments
- For non-internet users, intermediaries are key

(4) POOR CO-ORDINATION.

Lack of co-ordination across departments, agencies and tiers of government – and across systems, web sites, projects and contractors – can put a brake on establishing E-Government networks and services that cross governance, organizational and geographic boundaries

(4) POOR CO-ORDINATION - SOLUTIONS

- ‘Chaotic Co-ordination’ that matches citizens’ online behaviour (eg. search)
- Use short term technical fixes ‘middleware’ to link between systems
- Create web portals and effective internal search engines to allow easy, efficient and reliable link up and search across tiers of government - make uncoordinated government look coherent from a citizen’s perspective.
- Determine in what circumstances the re-use and sharing of public sector information across agencies should be allowed.

(5) WORKPLACE AND ORGANIZATIONAL INFLEXIBILITY

Internal resistance to using electronic networks to cross/blur/break down organizational boundaries (eg. Departmental siloes).

Cultural inflexibility arises from bureaucratic characteristics such as hierarchy, formality, solemnity

Officials have high sunk costs in learning traditional procedures and ways of working

ORGANIZATIONAL INFLEXIBILITY - SOLUTIONS

- * Encourage and Support an E-Literate Workforce
- Understand and address reasons for resistance to E-Government initiatives, such as negative impacts on staff when processes are redesigned (e.g. when co-operation with private parties leads to a loss of jobs within government).
- Offer incentives to facilitate change, such as a financial bonus when making the transition – or awards for innovation.
- Do not conceive of E-Government as a digital replacement for paper - administrative procedures should change to reap benefits of new technologies.

SOME CULTURAL BARRIERS IN UK GOVERNMENT

- Only 'old-fashioned' Web is easy to use – usability doesn't matter as long as it is not unfamiliar
- "Government doesn't do cool"
= "It's only working if it's boring"
- "Our site is not aimed at young people"
- No part-authenticated information – we need excessive/full biometric authentication
- No para-state involvement – no or few intermediaries, we stand alone; we don't integrate into society's networks
- Users have no role, no presence, no feedback, no participation, no voice

(6) LACK OF TRUST.

Heightened fears about inadequate security and privacy safeguards in electronic networks and a general distrust of government can undermine confidence and take up of E-Government.

(6) LACK OF TRUST - SOLUTIONS

- * Tailor trust levels to the specific E-Government service offered
- Demonstrate that E-Government has benefits for citizens as well as government – clarify motives and anticipated positive effects behind E-Government initiatives openly and honestly.
- Use incentives to encourage citizen use of E-Government, building trust in these services. Incentives include saving time and money, or getting some kind of ‘value added’, such as enhanced information provision or quicker and easier processing of transactions.
- Reduce online risks for citizens and clarify liability.
- Use E-Government to enhance public administration transparency.
- Develop effective legal ‘electronic rights’, e.g. relating to access to information and contact with civil servants and authorities.
- Ensure and demonstrate that E-Government processes provide a level of legal security as high as off-line processes.

(6) EXAMPLE – DIGITAL CITIZEN RIGHTS IN DENMARK

- ‘E-Days’ – giving every citizen the right to communicate with public bodies electronically
- Acknowledge rights associated with data sharing as necessary for structuring new E-Government programmes
- ‘Empowerment’ of citizens through data – eg. All Danish citizens can access their own health records (including history) via the Web
- Result: take-up is high and high levels of trust in e-government (although note that levels of trust in government in Denmark traditionally high)

(7) POOR TECHNICAL DESIGN

Interoperability issues caused by incompatibilities between ICT systems or difficult-to-use interfaces to E-Government services can discourage take-up

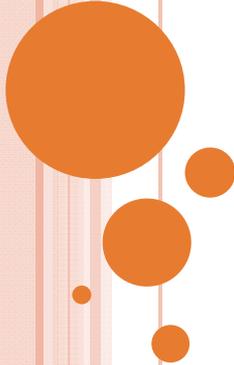
Widespread outsourcing over time means that governments lack 'in-house' expertise and skills to oversee technical design

Previous bad experiences with failed IT projects can lead to 'fatalist' approach to E-Government, with lack of innovation and risk aversion

(7) POOR TECHNICAL DESIGN – SOLUTIONS

- Retain some technical expertise 'in-house' – to oversee projects, partnerships and contracts eg. Netherlands
- Draw on user-generated creativity in E-Government applications (Government 2.0)
- Government must give as much priority as business to making its websites appealing and usable by all – and test their online presence for usability and visibility (through user testing)

DIGITAL-ERA GOVERNANCE: A NEW PARADIGM FOR PUBLIC MANAGEMENT?



Oxford Internet Institute
University of Oxford

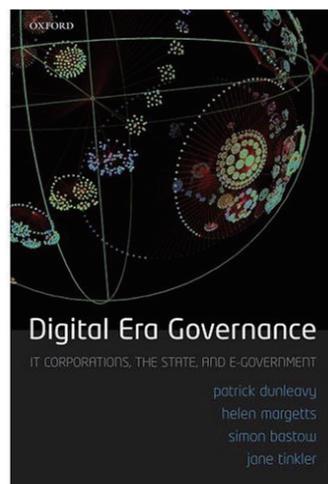


WHERE WE ARE NOW IN GOVERNMENT CHANGE

**NEW PUBLIC
MANAGEMENT (1981- 2001)
IS DEAD**

**DIGITAL-ERA
GOVERNANCE IS
PREDOMINANT
(PREDICTED NOW FOR 15-
20 YEARS)**

**TWO ALTERNATIVE
IMAGES OF
WHAT'S GOING ON NOW**



Oxford University Press, 2006

NEW PUBLIC MANAGEMENT

- Cohort of changes adopted (to varying extents) by many governments from early 1980s
- Private sector managerialist techniques applied to government – government as business
- Three key themes: Disaggregation, Competition and Incentivization
- Information technology played minor role

NEW PUBLIC MANAGEMENT

Three old themes are on their way out:

- **Disaggregation** – splitting up large bureaucracies via agencification, micro-local agencies, more quasi-government agencies, purchaser-provider separation
- **Competition** – introducing alternative suppliers via mandatory competition, outsourcing, strategic review, quasi-markets, deinstitutionalization, asset sales, consumer-tagged financing, deregulation
- **Incentivization** via privatization, PFIs and PPPs, performance-related pay, charging, public sector dividends, valuing public sector equity

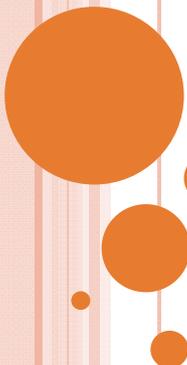
DIGITAL-ERA GOVERNANCE

Three key themes are flourishing:

- **Reintegration** – reversing fragmentation, joining up, re-governmentalization, new central processes, squeezing process costs, simplification
- **Holism** – client-focused structures, end-to-end redesign, one-stop processes, *co-production, co-creation*, agile (not fragile) government
- **Digitalization** – electronic delivery, centralized procurement, new automation, disintermediation, making citizens do more, isocratic administration, open-book governance



THE FUTURE OF DIGITAL-ERA GOVERNANCE? FROM WEB 1.0 TO WEB 2.0



WHY WEB 1.0 IN GOVERNMENT COULD HAVE SERIOUS COSTS

- Internet **change is lead by young people** – older people do tomorrow what young people are doing today – ie FaceBook, YouTube, Flickr etc
- Planning for text-only communication can lead to **disastrous under-investment** - in capacity for storage, bandwidth, training, IT support, etc.
- **People go where they want to go** – they traditionally go to high streets and not to government offices. ON the Internet they'll go where their interests and business take them – government is either there (looking good, looking similar)– or it's nowhere in sight

WEB CULTURE FOR DIGITAL-ERA GOVERNANCE

- **'Isocratic' government** – help citizens do it themselves (eg pay taxes on time and in full; or look after their health)
- **Co-production** – the public sector sets a design frame, citizens help deliver, and user innovation begins.... *leading to*
- **Co-creation:** the public sector provides a framework or capacity or facility only, and citizens design and implement their own projects

WHAT WEB 2.0 MEANS FOR GOVERNMENT: TECH THINGS

- **Rich information and content** – video, pictures, audio, podcasts, high-intensity graphics (like a video game) – *ie it's not just text-based*
- **Mash-up/mix information** – *blurring of ownership, freeing up information*
- Lots of **automated, objective information** – linking to 'zero touch' technology
- **Search is king** – inside as outside, get an internal search that really works
- Highly **specific 'deep' search** – reversing conventional information asymmetries



WHAT WEB 2.0 MEANS FOR GOVERNMENT: SOCIAL THINGS

- **Playing back information** to users, about what they do and how they feel - all the time
- Creating **some part-finished products** Part-authenticated information to leave space for...
- **Co-production – co-creation** – users enter (and often run for themselves) the front office
- **Strong customer segmentation opening space for social networking**
- **Involving a wide range of organizations**, 3rd sector and private firms



EXAMPLES OF THE POTENTIAL

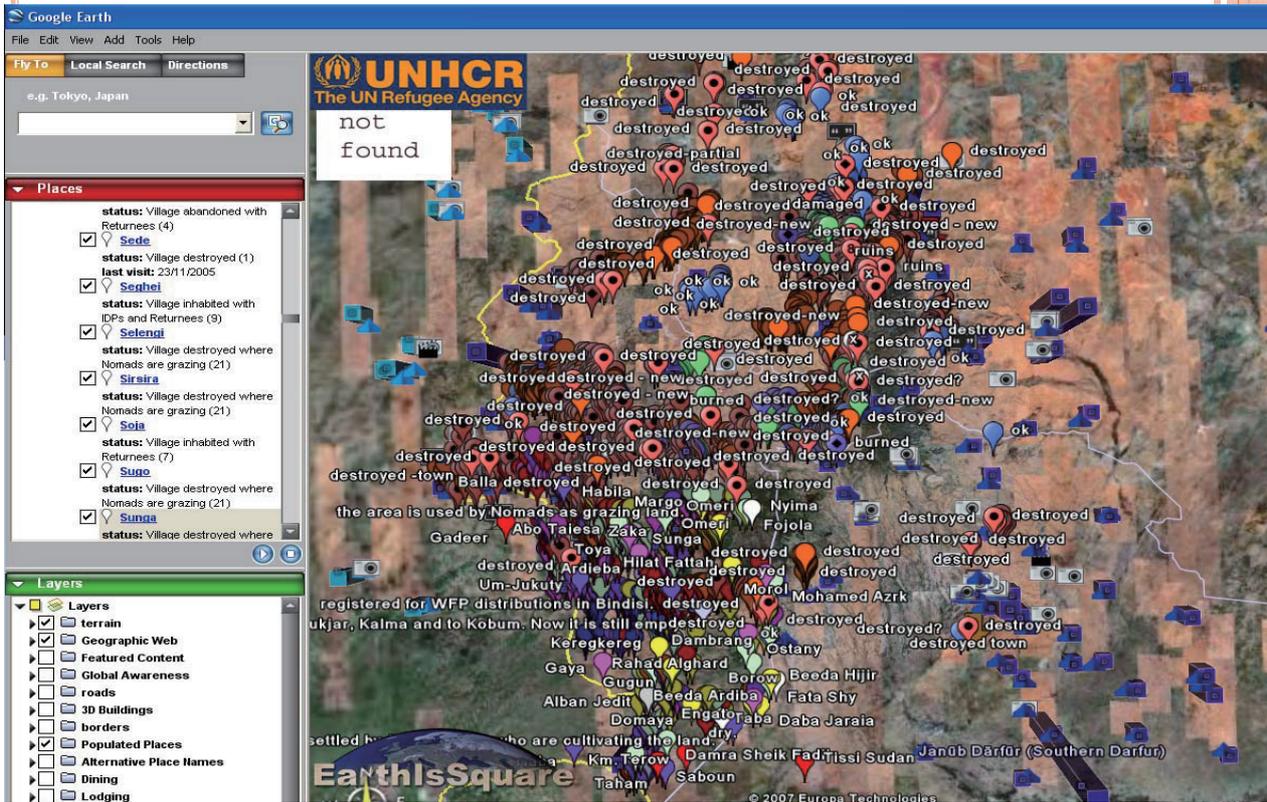
USER TESTIMONIALS WWW.PATIENTOPINION.ORG

The screenshot displays the Patient Opinion website. At the top, the logo reads "Patient Opinion" with the tagline "this is our NHS... let's make it better". A search bar is present with the placeholder text "Please enter search term" and a "Search" button. A navigation menu includes links for "Home", "Find opinions", "Find hospitals", "Your opinion", "About", "Help", and "Language Support".

The main content area features a section titled "What is this about?" which explains the site's purpose: enabling patients to share their experiences of health care and feed the experience back to the NHS. Below this is a "Latest Patient Opinions" section with five entries, each showing a quote, date, time, and location. The quotes are: "I recently had my first stay I...", "I am very grateful for the kin...", "I recently had to have an MRI...", "Hi, I have been a carer for my...", and "My wife recently gave birth a...".

On the right side, there are two interactive sections: "Your opinion" with a "Share your story" button, and "Compare hospitals" with a form to enter a postcode and service type, and a "Search" button. At the bottom, there are links for "Home", "Terms & Conditions", "Privacy", and "Accessibility Statement".

MASH-UP DAFUR CRISIS



JOB SEARCH 1.0

Part of the Department for Work and Pensions

Home > Customers

Customers

- ▶ Search for a job
- ▶ Disabled
- ▶ Help Looking for Work
- ▶ Help With Training
- ▶ New Deal
- ▶ Leaving Education
- ▶ Lone Parents
- ▶ Working Age Benefits
- ▶ Programmes and Services
- ▶ Self Employment
- ▶ Out Of Work
- ▶ Job Hunting Help
- ▶ Working Or Training In Europe
- ▶ Help for Disabled People
- ▶ Leaflets and Guides

Support for people of working age

For a new beginning with real opportunities Jobcentre Plus is the place to start.

Are you looking for work?

Jobcentre Plus can help you find the right kind of jobs: full time or part time, temporary or permanent. [Help looking for work - find out more.](#)

In some areas we offer a fully integrated work and benefit service. We offer:

- active help from personal advisers to find work to meet individual needs
- a more efficient and effective service for everyone who needs our help.

Jobcentre Plus will be introduced everywhere by 2006. If you live outside these areas your local Jobcentre or social security office, both of which are part of the Jobcentre Plus network, will be able to help.

Contact Jobcentre Plus

Do you want to [make a new claim to benefit?](#)

Jobcentre Plus deals with a number of [Working age benefits](#)

Are you an existing customer? [Find out more about us](#)



Useful Information

Apply for a job by telephone using [Jobseeker Direct](#)

Jobcentre Plus publications

Our service standards

Magazines

[Inspire \(950kb\)](#)

Get help with PDFs

NEWS ALERT

[Suspected hoaxes](#) [scammy emailing customers](#)

jobcentreplus

siteplus

HOME

Go to...

- ▶ Help
- ▶ About Us
- ▶ Site Search
- ▶ Site Map
- ▶ Useful Links

View...

- ▶ News
- ▶ Local Events
- ▶ Frequently Asked Questions
- ▶ Freedom of Information

Jobs...

Search for a job now

Contact...

Jobcentre Plus

Useful Contacts

- ▶ DWP
- ▶ Child Support Agency
- ▶ DRES
- ▶ Targeting Benefit Thieves
- ▶ The Pension Service
- ▶ Directgov

Cymraeg
Text Only
Disclaimer

EMPLOYMENT MOBILITY IN EUROPEAN UNION – ILLUSTRATING THE POTENTIAL

- 21% of EU citizens use on-line job search – 67% of unemployed – so huge potential
- EU-wide system (EURES) but dismal usage
- All member states must develop job search sites – tend to be Web 1.0 (exceptions eg. Finland)
- Very competitive private sector offerings (eg. Monster, Stepstone, Jobster 2.0) illustrate job search 2.0

WEB 2.0 FEATURES

The screenshot displays the Monster.co.uk website interface. At the top, there is a navigation bar with the Monster logo and links for 'My Monster', 'Find Jobs', 'Post My CV', and 'Career Advice'. A blue box on the right contains 'Employers' options: 'Post a Job', 'Search CVs', and 'Log in to Office HR'. Below the navigation bar, a banner features a woman in a lab coat with the text 'Take our virtual interview' and a 'Click here' button. To the right of the banner is a 'Discover everything Monster can do to help you.' section with a 'Sign up Today' button and a 'Log in' button. Below the banner is a 'Find the Right Job' section with a search bar for 'Keywords' and 'Location', and a 'Search Jobs' button. Further down, there is an 'Employer of the week' section for PLANTONICS, a 'Featured Employers' list including PA Consulting, Yell, Lidl, O2, Coca Cola, Alfred McAlpine, and DSGI, and a 'Webcasts' link. The 'The Latest News & Views' section includes an article titled 'Explaining the gaps in your CV' and another titled 'Working outdoors'. On the right side, there is a 'Give gamers an extra life.' advertisement and a 'Your opinion' poll asking 'How environmentally friendly is your workplace?' with two options: 'Very, we pride ourselves on being an environmentally friendly business' and 'A little, we do small'.

PARA-ORGANIZATION – USERS INTO FRONT OFFICE

WWW.ZUBKA.COM

Zubka. Talk to us Join now Sign in

Home What is Zubka? Search the job board

Join Zubka as a Referrer and get paid a substantial financial reward to introduce your friends and colleagues into new jobs. Take a look through the **Zubka Job Board** now and see what you could earn.

Hirers with vacancies You People you know

See how it works

Top reward this week:
General Manager - London
£12,000

Total rewards on offer:
£513,385

Not a Referrer?
Join now

Want to hire? [Click here](#)

Hire through Zubka
Become a Zubka Hirer and Zubka Referrers will personally recommend great prospective employees to you. Post your job vacancies on the Zubka Job Board to quickly find high quality candidates at a fraction of the cost of traditional recruitment.

Also on Zubka
Read about what's been happening recently at Zubka and share your views on our Blog. Find out what people are saying about us on and offline. If you run a not-for-profit organisation find out how Zubka could be great news for your fundraising team.

Our 4,876 referrers are everywhere...

84 countries

What people say
The benefits as both a referrer and hirer are significant.
Oleg Grimer,
Founder of Voices in Business.
[Read more...](#)

A great example of a winning web 2.0 business.
Robert Loch,
Founder of Internet People.
[Read more...](#)

Potential candidates can be sourced very fast.
Mark Dalby,
Founder of Web 2 Recruiting.
[Read more...](#)

We're one of Red Herring's top 100 European start-ups. [Read more about why we won this prestigious award.](#)

RED HERRING EUROPE 100 WINNER

About us Our partners Contact us Media relations In the press Terms of business Work for us Sitemap Help

© Zubka 2006 All rights reserved

PRESENTATION BASED ON RESEARCH:

- Studies by Patrick Dunleavy and Helen Margetts for UK National Audit Office including *Government on the Web* (1999) and *Government on the Web 2* (2002) and *Government on the Internet*, 2007 see www.governmentontheweb.org
- Seven country study published as *Digital-era Governance: IT Corporations, the State and eGovernment* by Patrick Dunleavy and Helen Margetts (Oxford University Press, 2006)
- Multi-disciplinary (Economics, Computer Science, Political Science) study of **Participation in Internet Mediated Interactions**, (2003-6), see: www.governmentontheweb.org
- **Oxford Internet Survey (OXIS)** 2007, see: www.oii.ox.ac.uk/research/oxis/
- **Breaking Barriers to eGovernment**, European Commission Project led by OII at www.egovbarriers.org
- Book *The Tools of Government in the Digital Age* by Christopher Hood and Helen Margetts (Palgrave Macmillan, 2007)
- Experimental Research carried out in **OxLab** at Oxford Internet Institute and Said Business School, University of Oxford

(参考) EU 体制の概要

1. EU と 3 つの柱

EU(European Union, 欧州連合)はマーストリヒト条約によって創設された国家連合体である。EU の目的はマーストリヒト条約第 2 条¹⁶⁰によって次のように規定されている(抜粋)。

1. 経済的・社会的一体化を通じて、経済および社会の発展、高度の雇用、バランスのとれた持続可能な発展を推進すること。
2. 共通外交および共通安全保障政策を通じて、(EU としての)国際的なアイデンティティを示すこと。
3. 個人の移動の自由、域境管理、難民、移民、犯罪予防と対策についての取組を通じ、自由、安全、そして正義ある世界としてのヨーロッパを育み堅持すること。

以上の目的に対応するものとして EU の基本とされているのが、3 つの柱と呼ばれる政策分野である。各分野には名前が付されており、次のような構成となっているⁱ。

第 1 の柱	第 2 の柱	第 3 の柱
欧州共同体 ⁱⁱ	共通外交・安全保障政策 ⁱⁱⁱ	警察・刑事司法協力 ^{iv}
関税同盟と単一市場 公正競争 経済通貨統合 教育・文化・研究開発 社会政策	外交政策 安全保障政策	麻薬取締 武器密輸対策 テロリズム対策 組織犯罪対策

即ち、経済社会面での取組を行うのが第 1 の柱で、外交・安全保障が第 2 の柱、公共の秩序に関する取組が第 3 の柱となっている。

EU はこれら 3 つの柱において様々な取組を展開しているが、その基本性格において超国家主義(supra-nationalism)に基づくものと政府間主義(inter-governmentalism)に基づくものにと取組を二分できる。超国家主義とは、機構としての EU による意思決定が EU 加盟各国の権限に優先するという考え方である。これに対して政府間主義とは、国際組織内にお

ⁱ 細目は掲示したもので全てではないことに注意されたい。

ⁱⁱ European Community

ⁱⁱⁱ Common Foreign and Security Policy

^{iv} Police and Judicial Co-operation in Criminal Matters

ける政府協力を原理とする考え方である。3つの柱においては、第1の柱である欧州共同体分野が超国家主義に基づき、第2と第3の柱については政府間主義に基づいている。即ち、欧州共同体分野に関しては、EUの意思決定機関がなす判断にEU加盟国に対する強い影響力のあることが、マーストリヒト条約をはじめとするEUの基本条約ⁱで定められている。¹⁶¹

II. EUの意思決定機構と立法手続き

EUには国家の連合体としての側面に加えて、それらを束ねる単一の機関としての側面がある。後者を構成するEUの意思決定機構は次の機関から構成されている。

欧州理事会 (European Council)¹⁶²

EU加盟国の政府首脳27名(2007年1月時点)と欧州委員会委員長1名から構成される最高の政治的な意思決定機関である。EU条約第4条には少なくとも年2回開催とあるが、通常は年に4回、1回ごとに2日間程度の日程で開催される。EUサミットと呼ばれることもある。欧州理事会はEUの政治的重要事項あるいは基本方針を決定することを任務としている。¹⁶³ 欧州理事会は厳密には、EUの法的な権限を持つ機関ではない。加盟国の首脳で構成されることから、事実上の意思決定権を有しているに等しい。¹⁶⁴

欧州連合理事会 (Council of the European Union)¹⁶⁵

EUの立法機関であり政策の調整機関である。EU加盟国の閣僚級の人材で構成されており、欧州理事会の決定内容を分野ごとの閣僚が集まってより詳細に論じる。理事会は政策分野別に複数存在する。また、EC条約202条上、執行権を有する唯一の機関であるが、通常はこれを欧州委員会に付託し、自らは執行しない。しかし、欧州委員会から執行権を引き戻し、自らこれを行行使することができる。

欧州議会 (European Parliament)

EUの立法機関である。市民の直接選挙によって選出された議員で構成される一院制の議会であり、為政者で構成される欧州連合理事会と共同しつつ、市民の立場でEUの立法プロセスに影響を及ぼしている。

欧州委員会 (European Commission)

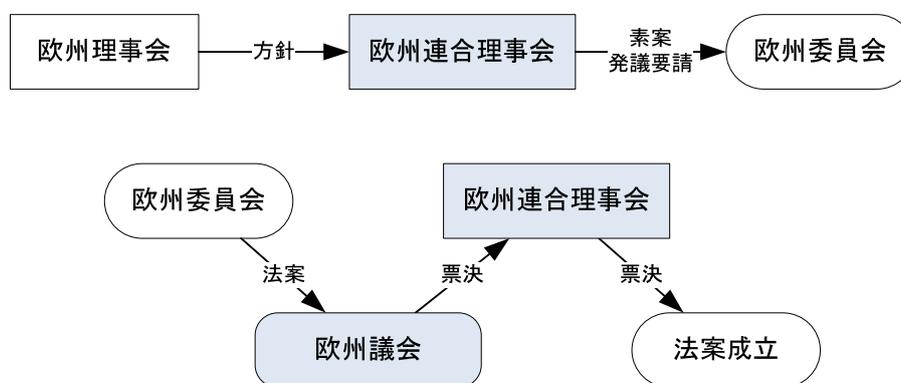
EUの執行機関である。EU加盟国から1名ずつのコミッショナーで構成され、そのうち一人が委員長となる。このコミッショナーメンバーのもとに、総局(DG, Directorate-General)¹⁶⁶と呼ばれる専門部署がおかれ、全体では2万名を超える職

ⁱ 他に欧州共同体を定めたローマ条約、マーストリヒト条約の後に続いたアムステルダム条約、ニース条約、本報告書の執筆時点で批准手続き中のリスボン条約などがある。

員からなる行政機関となっている。また、欧州委員会には EU 法の法案発議権が独占的に与えられている。

この他にも欧州司法裁判所や諮問会議としての経済社会評議会、金融政策を担う欧州中央銀行などが存在するが、立法から執行までの枠組みで見れば、上記の 4 機関によって全体の意思決定機構が構成されている。

これらの意思決定機構による決定は EU 法という形で立ち現れる。EU 法は EU 加盟国内の法律と並行に執行される EU 独自の法体系である。EU 法の立法プロセスには、前述の 4 つの機関全てが関わっており、基本的には次のような流れとなっている。



注意を要するのは、このプロセスにおいて各機関の内部でなされる票決の方法と法案の修正である。具体的には、全会一致、絶対多数決、特定多数決ⁱⁱ、多数決など、複数の方法が存在している。多くの事案は欧州連合理事会における特定多数決と、欧州議会における多数決の組み合わせで採決されるが、その際には同一の文面の法案に対する議決でなければならない。ところが、欧州議会は票決に先立って法案の内容を修正することが可能であり、欧州連合理事会は更にその修正内容を受け入れるかどうかについても独自に判断可能であるため、ただ票数の上で可決すればよいというものではない。また、欧州議会が法案を修正した場合、欧州連合理事会では全会一致しなければこれを可決できない。欧州連合理事会が欧州議会による修正に対して自らの見解(共通の立場(**common position**))を提示した場合、これに対して欧州議会は、3ヶ月以内にこれを否決することもできれば、再修正することもできる。

ⁱ この図は主に利用される共同決定手続きの流れを簡略化し、最も単純なパターンを取り上げたものである。欧州議会と欧州連合理事会の間で意見の一致が見られない場合にはより複雑な流れになる。また、共同決定手続き以外にも協力手続きや諮問手続きと呼ばれる他の手続き方式が存在する。

ⁱⁱ 加盟国の人口に基づく重み付けを基本とした加重投票方式。更に、票数に対応する人口が欧州全人口に対して占める割合や、加盟国の過半数による賛成条件など、複数の条件を同時に課すことによって、平たく言えば「大部分の」賛成によって可決と見なす方式である。この方式の下では、EU 内の大国が概ね 4 カ国以上共同で反対を表明すると法案が否決されることになる。

III. EU 法と司法判断

EU 法の中で、法的拘束力を持つものには次の 3 種類がある。

EU 規則 (Regulation)

発効と同時に全ての EU 加盟国において直ちに有効となる形態の法。EU 加盟国は EU 規則の効果を妨げてはならない。

EU 指令 (Directive)

所定の EU 加盟国に対し特定の目的の達成を課す形態の法。EU 指令の適用を受ける EU 加盟国は、国内法令の整備などによって EU 指令の課す目的を達成しなければならない。具体化の方法については EU 加盟国に委ねられる。

EU 決定 (Decision)

ある加盟国や企業、個人など、特定の対称に対してのみ有効性を持つ形態の法。企業の合併・統合計画の是非判断のような、事案ごとの意思決定を反映する手段として用いられる。

これ以外に、法的拘束力を持たない EU 法として、EU 勧告 (Recommendation)、EU 意見 (Opinion) がある。いずれも EC (ローマ) 条約の第 249 条¹⁶⁷を根拠としている。

これらの EU 法に対する EU 加盟国の対応が不十分である場合、当該の EU 加盟国とのやりとりを経ても問題を解決できなければ、欧州委員会は欧州司法裁判所 (European Court of Justice) に対してこれを提訴できる。欧州司法裁判所によって当該加盟国の対応に違法性が認定され、かつ、それでもなお改善が見られない場合、欧州委員会の要請に基づき、欧州司法裁判所は当該加盟国に対して制裁措置を執ることができる¹⁶⁸。制裁措置の具体的な内容は罰金の支払いである。ⁱ

IV. EU における行政

EU 法が定められれば、その定めに従い EU 加盟各国において行政活動を推進することで、欧州理事会に端を発する施政方針が具体的な政策として実現する。即ち、欧州理事会において方針を決め、それを欧州連合理事会が素案にまとめ、欧州委員会による正式の法案発議を通じて欧州連合理事会および欧州議会によって EU 法が成立し、EU 規則・指令・決定として EU 加盟国に対して適用されることにより、具体的な効果が発揮される、という一

ⁱ 加盟国が欧州連合の原則に対する違反を深刻かつ繰り返す場合は、加盟国の権利の制限などの別途の制裁措置がある。(基本条約 7 条) 原則は基本条約 6 条に規定 : liberty, democracy, respect for human rights and fundamental freedoms, and the rule of law

連の流れを見出すことができよう。立法プロセスを経ないもう 1 つの主要な流れは、欧州委員会からの連絡文書(Communication)に従い、EU 加盟各国が行動するパターンである。こちらは省令に基づく行動に近い。あるいは、EU の機構の中で欧州委員会のような超国家的組織によって直接に執行されるイニシアティブも存在しうる。結果として EU 域内における行政は、EU 域内に暮らす市民や法人の立場から見れば、次のような階層構造を取ることになる。

- 地方自治体による行政
- 地方国家(州政府など)による行政
- EU 加盟国による行政
- EU の機関による行政

しかしながら、方針の設定を行う欧州理事会は欧州委員会委員長を除けば各国の首脳のみから構成され、更に、欧州議会で法案修正が行われれば全会一致で可決しなければならないなど、EU 加盟各国の間で十分に足並みを揃えなければ法案を成立させられないケースがある。更に、EU 法が成立したとしても、それが EU 規則のように直ちに有効になるものでなければ、EU 加盟各国の国内で法令整備のプロセスを経なければならず、その過程においても様々の悶着や解釈の揺らぎに起因する問題が生じる可能性がある。従って、EU における政策が行政レベルで具体化されるためには、様々な階層、機構間での連携と協調が極めて高い重要性を持つであろうことが窺われる。

こうした事情と深く結び付いている EU の基本理念として、補完性原則(Subsidiarity)¹⁶⁹ を取り上げることができる。補完性原則とは、決定や自治をなるべく小さい単位で行い、下位の単位では行えないかあるいは非効率であるもののみをより上位の単位で行うという考え方である。このことを裏返せば、行政活動の大部分は EU 加盟国や地元自治体に委ねられていると言える。

同様の参考例として、EU 指令における調和の制限(Maximum/Minimum Harmonization)が挙げられる。調和の制限とは、EU 指令を国内法令に反映するに当たって、一定限度以上に過剰に国内法令を変えてはならないとする限定(Maximum Harmonization)である。イギリスやイタリアでは EU 指令を根拠として、国内政治において反対派を抑圧し過剰な形で EU 指令を国内法令に反映する動きがあった¹⁷⁰。国内法令に反映すべき範囲を EU 指令の中に明記することによって、このような動きを抑止することが調和の制限における狙いである。他方で、これとは逆に、EU 指令を国内法令に反映するに当たって必ず満たすべき最低要件を明記する形の調和の制限もある(Minimum Harmonization)。いずれにせよ、EU 指令の反映状況が加盟国間でまちまちであると、と

りわけ、域内市場の統一において地域間格差が生じることにもつながり、EU の第 1 の柱の掲げる目標に反しうる。

EU という社会システムに関する以上の事実から示唆されるように、EU における政策は、特定のキーパーソンが強力なイニシアティブを振るい、トップダウンで推進されるという性格には遠いものであると考えられる。事実、電子政府政策に関連する多くの EU 法は直ちに条文が有効性を持つ EU 規則ではなく、具体化に当たって EU 加盟各国による咀嚼を必要とする EU 指令として制定されている。このため、電子政府政策に限らず EU 加盟国の国境を越えたイニシアティブでは、国際調和(Harmonization)や協調(Coordination)というキーワードが頻出している。

出典・参考一覽

-
- 1 FP4
<http://ec.europa.eu/research/fp4.html>
- 2 FP5
<http://ec.europa.eu/research/fp5.html>
<http://ec.europa.eu/research/fp5/key.html>
- 3 FP6
http://ec.europa.eu/research/fp6/index_en.cfm
<http://cordis.europa.eu/fp6/activities.htm>
- 4 FP7
http://ec.europa.eu/research/fp7/index_en.cfm
http://cordis.europa.eu/themes/home_en.html
- 5 ISTweb Workprogramme 2002
http://cordis.europa.eu/ist/bwp_en3.htm
- 6 “SPEECH by the President of the European Parliament Mrs Nicole FONTAINE, to the European Council meeting on employment, economic reform and social cohesion - towards an innovation and knowledge-based Europe –“, (2000/03/23)
http://www.europarl.europa.eu/summits/lis-pres_en.htm
- 7 “Lisbon European Council 23 and 24 March 2000, Presidency Conclusion”, (Council, 2000/03/24)
http://www.europarl.europa.eu/summits/lis1_en.htm
- 8 “eEurope – An Information Society For All”, Introduction, (Council, 2000/03/24)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/2002/documents/archiv_eEurope2002/initiative_en.pdf
- 9 Ibid.
- 10 “The new SME definition - User guide and model declaration”, (European Commission, 2003)
http://ec.europa.eu/enterprise/enterprise_policy/sme_definition/sme_user_guide.pdf
- 11 “eEurope 2002 – Action Plan”, (Council, European Commission, 2000/06/14)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/2002/action_plan/pdf/actionplan_en.pdf

-
- 12 Privacy Enhancing Technologies (PETs)
http://ec.europa.eu/information_society/activities/privtech/index_en.htm
- 13 “eEurope Benchmarking Report”, (European Commission, 2002/02/05)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/2002/documents/archiv_eEurope2002/benchmarking_en.pdf
- 14 “eEurope 2005: An information society for all”, (European Commission, 2002/05/28)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/2002/news_library/documents/eeurope2005/eeurope2005_en.pdf
- 15 Decision 2256/2003/EC, “adopting a multiannual programme (2003-2005) for the monitoring of the eEurope 2005 action plan, dissemination of good practices and the improvement of network and information security (MODINIS)”, (European Parliament, Council, 2003/11/17)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003D2256:EN:NOT>
- 16 COM(2004)108, “eEurope 2005 Mid-term Review”, (European Commission, 2004/02/18)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52004DC0108:EN:NOT>
- 17 “Information Society Benchmarking Report”, (European Commission, 2005/12/22)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/i2010/docs/benchmarking/051222%20Final%20Benchmarking%20Report.pdf
- 18 “eEurope 2005 Final Evaluation”, (DG Information Society, 2007/04)
http://ec.europa.eu/dgs/information_society/evaluation/data/pdf/studies/s2005_01/eeurope2005_final_report.pdf
- 19 “Facing the Challenge: The Lisbon strategy for growth and employment”, (High Level Group, 2004/11)
http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/kok_report_en.pdf
- 20 7619/1/05, “European Council Brussels 22 and 23 March 2005, Presidency Conclusions”, (Council, 2005/03/23)
http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/84335.pdf
- 21 COM(2005)24, “Working together for growth and jobs - A new start for the Lisbon Strategy”, (European Commission, 2005/02/02)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52005DC0024>

:EN:NOT

- 22 SEC(2005)192, “Companion document to the Communication to the Spring European Council 2005 {COM (2005) 24} Working together for growth and jobs”, (European Commission, 2005/02/03)
http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/SEC2005_192_en.pdf
- 23 COM(2005)981, “Common Actions for Growth and Employment : The Community Lisbon Programme”, (European Commission, 2005/07/20)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52005DC0330>
:EN:NOT
- 24 COM(2005)229, “i2010 – A European Information Society for growth and employment”, (European Commission, 2005/01/06)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52005DC0229>
:EN:NOT
- 25 Commission Decision 2006/215/EC, “setting up a high level expert group to advise the European Commission on the implementation and the development of the i2010 strategy”, (European Commission, 2006/03/15)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32006D0215>
:EN:NOT
- 26 Information Society and Media Directorate-General
http://ec.europa.eu/dgs/information_society/index_en.htm
- 27 Information Society Policies at a Glance
http://ec.europa.eu/information_society/tl/policy/index_en.htm
- Information Society Activities at a Glance
http://ec.europa.eu/information_society/tl/activities/index_en.htm
- 28 COM(2006)0215, “i2010 - First Annual Report on the European Information Society”, (European Commission, 2006/05/19)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52006DC0215>
:EN:NOT
- 29 COM(2007)0146, “i2010 - Annual Information Society Report 2007”, (European Commission, 2007/03/30)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52007DC0146>
:EN:NOT
- 30 COM(2008)0199, “Preparing Europe’s digital future i2010 - Mid-term review”, (European Commission, 2008/04/17)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52008DC0199>
:EN:NOT

-
- 31 COM(2006)0173, “i2010 eGovernment Action Plan - Accelerating eGovernment in Europe for the Benefit of All”, (European Commission, 2006/04/25)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52006DC0173:EN:NOT>
- 32 “The Ministerial Declaration agreed by ministers and ministerial delegations”, (2005/11/24)
<http://archive.cabinetoffice.gov.uk/egov2005conference/documents/proceedings/pdf/051124declaration.pdf>
- 33 European Public Administration Network : 欧州行政ネットワーク, EUPAN とも。
<http://www.eupan.eu/>
- 34 “The IPTS Report – issue 85”, (IPTS, 2004/07)
<http://ipts.jrc.ec.europa.eu/home/report/english/articles/vol85/ICT1E856.htm>
- 35 Europe’s Information Society, Thematic Portal: eGovernment in Europe
http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/index_en.htm
- 36 “The User Challenge: Benchmarking The Supply Of Online Public Services”, (DG for Information Society and Media, Capgemini, 2007/09)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/i2010/docs/benchmarking/egov_benchmark_2007.pdf
- 37 “A roadmap for Inclusive eGovernment: towards making all citizens, and especially disadvantaged groups major beneficiaries of eGovernment”, (2006/11/27)
http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/docs/inclusive_egovernment_roadmap.pdf
- 38 COM(2008)0804, “Towards and accessible information society”, (European Commission, 2008/12/01)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52008DC0804:EN:NOT>
- 39 MC-eGov: multi channel governance
<http://www.mcegov.eu/>
- 40 SMART 2008-0065 , “Study Analysis of e-Inclusion Impact”
http://ec.europa.eu/information_society/activities/einclusion/call/call_1/index_en.htm
- 41 SMART 2008-0066 , “Study on monitoring e-accessibility”
http://ec.europa.eu/information_society/activities/einclusion/call/call_2/index_en.htm

-
- 42 SMART 2008/0067 , “Internal market for inclusive and assistive ICT, targeted market analysis and legislative aspects”
http://ec.europa.eu/information_society/activities/einclusion/call/call_3/index_en.htm
- 43 eInclusion subgroup
<http://www.epractice.eu/einclusion>
- 44 eGEP(eGovernment Economics Project)
<http://www.rso.it/egep>
- 45 “Efficiency and Effectiveness eGovernment, Key activities 2007-2010”, (DG Information Society and Media, 2006/12/08)
http://www.innovative-web.ch/dl.php/de/45b0e91275f14/e_e_2007_2010.pdf
- 46 eurostat
<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>
- 47 The User Challenge Benchmarking The Supply Of Online Public Services
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/i2010/docs/benchmarking/egov_benchmark_2007.pdf
- 48 e-Government Benchmarking Reports
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/i2010/benchmarking/index_en.htm
- 49 EUREGOV
<http://www.euregov.eu/>
- 50 “The eGEP 2.0 measurement tool now available!”, (2009/03/10)
<http://www.epractice.eu/community/benchlearning/blog/237>
- 51 ePractice.eu
<http://www.epractice.eu/>
- 52 “ePractice.eu reaches 1000 good practice cases”, (IDABC, 2008/11/20)
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/7760>
- 53 IDABC CIO Meeting – Brussel (2nd European CIO Meeting)
<http://ec.europa.eu/idabc/en/chapter/6023>
- 54 Directorate-General for Informatics
http://ec.europa.eu/dgs/informatics/index_en.htm

-
- 55 SMART 2008-0042, “Call for tender for study on i2010 e-Government Action Plan Progress”
http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/funding/archive/smart_2008_0042_closed/index_en.htm
- 56 Directorate-General for Enterprise and Industry
http://ec.europa.eu/enterprise/dg/index_en.htm
- 57 Administrative Burdens (Reduction)
http://ec.europa.eu/enterprise/admin-burdens-reduction/home_en.htm
- 58 COM(2006)0690, “First progress Report on the strategy for the simplification of the regulatory environment”, (European Commission, 2006/11/14)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52006DC0690:EN:NOT>
- 59 COM(2007)0023, “Action Programme for Reducing Administrative Burdens in the European Union”, (European Commission, 2007/01/24)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52007DC0023:EN:NOT>
- 60 Commission Decision 2007/623/EC, “setting up the High Level Group of Independent Stakeholders on Administrative Burdens”, (European Commission, 2007/08/31)
[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32007D0623\(01\):EN:NOT](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32007D0623(01):EN:NOT)
- 61 “Cutting Red Tape for Europe” Conference, (2008/07/20)
http://ec.europa.eu/enterprise/admin-burdens-reduction/redtape_conference_en.htm
- 62 “Workshop session 4:Burden Reduction”
http://ec.europa.eu/enterprise/admin-burdens-reduction/docs/EU_CRT_Workshop_4_Burden_Reduction_en.pdf
- 63 EU 指令 2006/123/EC 「域内市場におけるサービス」
Directive 2006/123/EC, “services in the internal market”, (European Parliament, Council, 2006/12/12)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32006L0123:EN:NOT>
- 64 “A roadmap for public eProcurement for the Implementation of the eGovernment Action Plan in support of the eProcurement Action Plan”, (DG Information Society and Media, 2006/12)
http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/docs/pdf/his_ro

admap.pdf

- 65 “Action plan for the implementation of the legal framework for electronic public procurement”, (European Commission, 2004/12/13)
http://ec.europa.eu/internal_market/publicprocurement/docs/eprocurement/actionplan/actionplan_en.pdf
- 66 EU 指令 2004/17/EC
「水道、エネルギー、運輸、郵便サービス分野における機関の調達手続きの調整」
Directive 2004/17/EC, “coordinating the procurement procedures of entities operating in the water, energy, transport and postal services sectors”,
(European Parliament, Council, 2004/03/31)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32004L0017:EN:NOT>
- 67 EU 指令 2004/18/EC
「公共業務・公共配給・公共サービスにおける契約発注手続きの調整」
Directive 2004/18/EC, “the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts”,
(European Parliament, Council, 2004/03/31)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32004L0018:EN:NOT>
- 68 PEPPOL: Pan-European Public eProcurement On-Line
<http://www.peppol.eu/>
- 69 PEPPOL: FAQs
<http://www.peppol.eu/results/final-public-documents-and-presentations/faqs-1/faqs>
- 70 eProcurement Forum
<http://www.epractice.eu/community/eprocurement>
- 71 Public Procurement Network
<http://www.publicprocurementnetwork.org/>
- 72 Tenders European Daily
<http://ted.europa.eu/>
- 73 Publications Office
http://publications.europa.eu/index_en.htm
- 74 MEPSIR Study
http://ec.europa.eu/information_society/policy/psi/actions_eu/policy_actions/mepsir/index_en.htm

-
- 75 EU 指令 2003/98/EC 「PSI の再利用」
Directive 2003/98/EC, “the re-use of public sector information”, (European Parliament, Council, 2003/11/17)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003L0098:EN:NOT>
- 76 “What’s New Archive – 8 May 2008”, (2008/05/08)
http://ec.europa.eu/information_society/policy/psi/news/index_en.htm
- 77 “Re-use of Public Sector Information: Commission launches infringement proceedings against Poland and Sweden”, (Press releases RAPID, 2008/10/16)
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1524&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>
- 78 “Results of the MS Consultation on the review of the application of Directive 2003/98/EEC on the re-use of public sector information”
http://ec.europa.eu/information_society/policy/psi/docs/consultations/replies/members_states/report_ms_questionnaire.pdf
- 79 eContent
<http://cordis.europa.eu/econtent/>
- 80 eContent plus
http://ec.europa.eu/information_society/activities/econtentplus/index_en.htm
- 81 ePSIplus
<http://www.epsiplus.net/>
- 82 “A Roadmap for a pan-European eIDM Framework by 2010”
http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/docs/pdf/eidm_roadmap_paper.pdf
- 83 European Network and Information Security Agency
<http://www.enisa.europa.eu>
- 84 “Report on the state of pan-European eIDM initiatives”, (ENISA, 2009/01/29)
http://www.enisa.europa.eu/doc/pdf/deliverables/enisa_eID_management.pdf
- 85 “eID Interoperability for PEGS(Pan-European eGovernment Services)”
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/6484/5644>
- 86 “Preliminary study on mutual recognition of eSignatures for eGovernment applications”
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/6485>

-
- 87 STORK: Secure identity across borders linked
<http://www.eid-stork.eu/>
- 88 COM(2008)0798, "Action Plan on e-signatures and e-identification to facilitate the provision of cross-border public services in the Single Market", (European Commission, 2008/11/28)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52008DC0798:EN:NOT>
- 89 EU 指令 1999/93/EC 「電子署名のための欧州共同体フレームワーク」
Directive 1999/93/EC, "a Community framework for electronic signatures",
(European Parliament, Council, 1999/12/13)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31999L0093:EN:NOT>
- 90 Revision of the EIF(European Interoperability Framework) and
AG(Architecture Guideline)
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/7728>
- 91 Documentation on the European Interoperability Framework
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/3473>
- 92 Documentation on Architecture Guidelines
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/3485/5585>
- 93 Towards the European Interoperability Strategy
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/7786>
- 94 Open Source Observatory and Repository
<http://www.osor.eu/>
- 95 European Union Public License
<http://www.osor.eu/eupl/>
- 96 European Union Public License (EUPL v.1.0), (2007/01/09)
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/7330>
- 97 European Union Public License (EUPL v.1.1) , (2009/01/09)
<http://ec.europa.eu/idabc/eupl>
- 98 eParticipation projects
http://ec.europa.eu/information_society/apps/projects/index.cfm?prog_id=EPART

-
- 99 Momentum
<http://www.ep-momentum.eu/>
- 100 European eParticipation Day 2009, (2009/03/04)
http://ec.europa.eu/information_society/events/eparticipation/2009/index_en.htm
- 101 “Citizens speak out – A louder call for European eParticipation”, (DG Information Society and Media, 2009/03/04)
http://ec.europa.eu/information_society/events/eparticipation/2009/about/docs/eparticipation_brochure.pdf
- 102 eParticipation and eDemocracy Network
<http://www.epractice.eu/community/eParticipation>
- 103 PEP-NET: Pan European eParticipation Network
<http://pep-net.eu/>
- 104 “Breaking Barriers to eGovernment”
<http://www.egovbarriers.org/>
- 105 “MODINIS WORK PROGRAMME 2004”
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/i2010/docs/modinis_work_prog_adopted.doc
- 106 EU 指令 2002/58/EC 「電気電子通信セクタにおける個人情報の処理とプライバシー保護」
Directive 2002/58/EC, "the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)", (European Parliament, Council, 2002/07/12)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32002L0058:EN:NOT>
- 107 Interoperable Delivery of European eGovernment Services to public Administrations, Businesses and Citizens
<http://ec.europa.eu/idabc/en/home>
- 108 “The Legal and Market Aspects of Electronic Signatures”, (DG Information Society, 2003)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/2005/all_about/security/electronic_sig_report.pdf
- 109 EU 指令 2000/31/EC 「域内市場および電子商取引を主とする情報化社会の幾つかの法的側面」
Directive 2000/31/EC, "certain legal aspects of information society services, in

-
- particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce')", (European Parliament, Council, 2000/06/08)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32000L0031:EN:NOT>
- 110 DigiD: English
<http://www.digid.nl/english/>
- 111 Service Contract Nr. C 28.400, "The Legal and Market Aspects of Electronic Signatures", (Interdisciplinary centre for Law & Information Technology, 2003/09)
http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/2005/all_about/security/electronic_sig_report.pdf
- 112 EU 指令 2001/29/EC「情報化社会における著作権および隣接権の一部の国際調和」 Directive 2001/29/EC, "the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society", (European Parliament, Council, 2001/05/22)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001L0029:EN:NOT>
- 113 “Software Interoperability and Intellectual Property Policy in Europe”, European Review of Political Technologies, (M. Valimaki, 2005/12)
http://www.valimaki.com/org/interoperability_ipr.pdf
- 114 Copyright and Neighbouring Rights
http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/index_en.htm
- 115 Uruguay Round Agreement, “Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights”, (WTO, 1994/04/15)
http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_01_e.htm
「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(日本語訳, 経済産業省)
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html/wto16.html
- 116 “WIPO Copyright Treaty”, (WIPO, 1996/12/20)
http://www.wipo.int/treaties/en/ip/wct/trtdocs_wo033.html
「著作権に関する世界知的所有権機関条約」(日本語訳, (社)著作権情報センター)
<http://www.cric.or.jp/db/article/wch.html>
- 117 “WIPO Performances and Phonograms Treaty”, (WIPO, 1996/12/20)
http://www.wipo.int/treaties/en/ip/wppt/trtdocs_wo034.html
「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」(日本語訳, (社)著作権情報センター)

-
- http://www.cric.or.jp/db/z/wjr_index.html
- 118 EU 指令 96/9/EC 「データベースの法的保護」
Directive 96/9/EC, “the legal protection of databases”, (European Parliament, Council, 1996/03/11)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31996L0009:EN:NOT>
- 119 Working Paper, “First evaluation of Directive 96/9/EC on the legal protection of databases”, (DG Internal Market and Services, 2005/12/12)
http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/databases/evaluation_report_en.pdf
- 120 EU 指令 2003/98/EC 「PSI の再利用」
Directive 2003/98/EC, “the re-use of public sector information”, (European Parliament, Council, 2003/11/17)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003L0098:EN:NOT>
- 121 Breaking Barriers to e-Government, “Electronic Patient Record case study”,
Foundation Examples
<http://www.egovbarriers.org/?view=Example&example=liability>
- 122 EU 指令 93/13/EEC 「消費者契約に含まれる不平等条項」
Council Directive 93/13/EEC, “unfair terms in consumer contracts”, (Council, 1993/04/05)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31993L0013:EN:NOT>
- 123 European Group on Tort Law
<http://www.egt.org/>
- 124 Commission on European Contract Law, (European Union, 1994)
<http://www.jus.uio.no/lm/eu.principles.lando.commission/>
- 125 “Responsabilité et Administration Électronique: Une Notion Revisitée”,
Administration Electronique au Service du Citoyens, Brussels: Bruylant,
(G.Chatillon, B.Marais, 2002/01)
<http://www.georges-chatillon.eu/spip.php?article39>
- 126 “Charter of Fundamental Rights of the European Union”, (European Union,
2007/12/14)
<http://eur-lex.europa.eu/en/treaties/dat/32007X1214/htm/32007X1214.html>
- 127 EU 指令 95/46/EC
「個人データ処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動」

-
- Directive 95/46/EC, “the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data”, (European Parliament, Council, 1995/10/24)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31995L0046:EN:NOT>
- 128 EU 指令 97/66/EC
「電気通信セクタにおける個人情報の処理とプライバシーの保護」
Directive 97/66/EC, “the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector”, (European Parliament, Council, 1997/12/15)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31997L0066:EN:NOT>
- 129 EU 指令 2006/24/EC
「一般公衆に提供される電気通信サービスあるいは公共通信ネットワークにおいて生成されあるいは処理されるデータの保存と、EU 指令 2002/58/EC の改正」
Directive 2006/24/EC, “the retention of data generated or processed in connection with the provision of publicly available electronic communications services or of public communications networks and amending Directive 2002/58/EC”, (European Parliament, Council, 2006/03/15)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32006L0024:EN:NOT>
- 130 EU 規則 45/2001
「欧州共同体の機関による個人データ処理に係る個人の保護、および当該データの自由な移動」
Regulation (EC) No 45/2001, “the protection of individuals with regard to the processing of personal data by the Community institutions and bodies and on the free movement of such data”, (European Parliament, Council, 2000/12/18)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001R0045:EN:NOT>
- 131 European Data Protection Supervisor
http://ec.europa.eu/justice_home/fsj/privacy/eusupervisor/index_en.htm
- 132 Crossroads Bank for Social Security
<http://www.ksz.fgov.be/En/CBSS.htm>
- 133 “on the Access to Information held by Public Authorities”, (Committee of Ministers, 1981/11/25)
[http://www.coe.int/t/e/legal_affairs/legal_co-operation/administrative_law_and_justice/texts_%26_documents/Conv_Rec_Res/Recommendation\(81\)19.asp](http://www.coe.int/t/e/legal_affairs/legal_co-operation/administrative_law_and_justice/texts_%26_documents/Conv_Rec_Res/Recommendation(81)19.asp)
- 134 「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約」
“Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making

-
- and Access to Justice in Environmental Matters”, (UNECE, 1998/06/25)
<http://www.unece.org/env/pp/documents/cep43e.pdf>
- 135 EU 指令 90/313/EEC 「環境に係る情報へのアクセスの自由」
Council Directive 90/313/EEC, “the freedom of access to information on the environment” (Council, 1990/06/07)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31990L0313:EN:NOT>
- 136 EU 指令 2003/4/EC
「環境情報への公共アクセスおよび EU 指令 90/313/EEC の廃止」
Directive 2003/4/EC, "public access to environmental information and repealing Council Directive 90/313/EEC", (European Parliament, Council, 2003/01/28)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003L0004:EN:NOT>
- 137 EC 規則 1049/2001
「欧州議会、欧州理事会、欧州委員会の文書に対する公共アクセス」
Regulation (EC) No 1049/2001, “public access to European Parliament, Council and Commission documents”, (European Parliament, Council, 2001/05/30)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001R1049:EN:NOT>
- 138 European Transparency Initiative
http://ec.europa.eu/transparency/eti/index_en.htm
- 139 グリーンペーパー 「PSI:ヨーロッパの重要資源」
COM(1998)585, "PUBLIC SECTOR INFORMATION : A KEY RESOURCE FOR EUROPE", (European Commission, 1999/01)
ftp://ftp.cordis.lu/pub/econtent/docs/gp_en.pdf
- 140 Office of Public Sector Information
<http://www.opsi.gov.uk/>
- 141 Technical Report EUR21376EN, “eGovernment in the EU in the next decade: the vision and key challenges”, (IPTS, 2004/08)
<http://ipts.jrc.ec.europa.eu/publications/pub.cfm?id=1206>
- 142 “Online Availability of Public Services: How is Europe Progressing? Report of the Fourth Measurement”, (DG Information Society and Media, Cap Gemini Ernst & Young, 2004/10)
http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2005/doc/highlights/whats_new/capgemini4.pdf
- 143 “eGovernment Beyond 2005 – Modern and Innovative Public Administrations

-
- in the 2010 Horizon”, (CoBrA museum of Modern Art, 2004/10/25)
http://www.epma.cz/Docs/eGovernment_beyond_2005.pdf
- 144 Institute for Prospective Technological Studies
<http://ipts.jrc.ec.europa.eu/>
- 145 COM(2006)0045, “Interoperability for Pan-European eGovernment Services”,
(European Commission, 2006/02/13)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52006DC0045:EN:NOT>
- 146 European Interoperability Framework for pan-European eGovernment
services
<http://ec.europa.eu/idabc/en/document/2319/5644>
- 147 EU 指令 2001/115/EC
「付加価値税に関するインボイス発行の条件を簡素化・近代化・国際調和させる
観点から行う EEC 指令 77/388 の改正」
Council Directive 2001/115/EC, "amending Directive 77/388/EEC with a view
to simplifying, modernising and harmonising the conditions laid down for
invoicing in respect of value added tax", (Council, 2001/12/20)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001L0115:EN:NOT>
- 148 "European Union Public License v.1.0", (European Community, 2007/01/09),
Article 6
<http://ec.europa.eu/idabc/servlets/Doc?id=31096>
- 149 EU 指令 91/250/EEC 「コンピュータプログラムの法的保護」
Council Directive 91/250/EEC, "the legal protection of computer programs",
(Council, 1991/05/14)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31991L0250:EN:NOT>
- 150 Consumer Affairs: Alternative Dispute Resolution
http://ec.europa.eu/consumers/redress/out_of_court/index_en.htm
- 151 COM(2007)0087, “follow-up of the Work Programme for better implementation
of the Data Protection Directive”, (European Commission, 2007/03/07)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52007DC0087:EN:NOT>
- 152 Art.29 Data Protection Working Party
http://ec.europa.eu/justice_home/fsj/privacy/workinggroup/index_en.htm
- 153 Commission Decision 2006/291/EC, “on the re-use of Commission information”,

-
- (European Commission, 2006/04/07)
http://ec.europa.eu/information_society/policy/psi/docs/pdfs/comm_decision_on_comm_reuse_psi/en.pdf
- 154 “GOVERNMENT IT PROFESSION – VERSION 1.0”, (UK Cabinet Office, 2005/06)
http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/141785/psg_core_skills.pdf
- 155 “Government IT Profession”, (UK Cabinet Office)
<http://www.cabinetoffice.gov.uk/cio/itprofession.aspx>
- 156 Skills Framework for the Information Age (SFIA)
<http://www.sfia.org.uk/>
- 157 “Skills Framework for the Information Age (SFIA), version 4.0”, (SFIA Foundation)
<http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/141596/skillsframeworkv4.pdf>
- 158 Knowledge Council
<http://gkimn.nationalarchives.gov.uk/knowledge-council.htm>
- 159 “Minutes of Meeting of Licensing Forum”, (OPSI, 2008/09/24)
<http://www.opsi.gov.uk/advice/lf-minutes-2008-09-24.pdf>
- 160 “CONSOLIDATED VERSION OF THE TREATY ON EUROPEAN UNION”, Article 2, (EU, 1992/02/07)
http://europa.eu/eur-lex/en/treaties/dat/C_2002325EN.000501.html
- 161 基本条約と EC 条約の統合版は、
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/ce321/ce32120061229en0010331.pdf> 参照。
- 162 http://europa.eu/european-council/index_en.htm
- 163 http://europa.eu/documents/european_council/index_en.htm
- 164 http://www.nbiz.nl/publications/2003/20030900_cli_paper_dip_issue88.pdf 参照。
- 165 <http://www.consilium.europa.eu/showPage.aspx?id=242&lang=en>
- 166 http://ec.europa.eu/dgs_en.htm
- 167 “CONSOLIDATED VERSIONS OF THE TREATY ON EUROPEAN UNION AND OF THE TREATY ESTABLISHING THE EUROPEAN COMMUNITY”,

Article 249, (EC, 1957)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/ce321/ce32120061229en00010331.pdf>

168 *ibid.* Article 228

169 EUROPA Glossary, “Subsidiarity” 根拠は EC 条約 5 条。
http://europa.eu/scadplus/glossary/subsidiarity_en.htm

170 “Tories pledge to cut EU red tape”, (BBC NEWS, 2004/08/18)
http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk_politics/3575556.stm